

「リサイクル対策に関する政策評価（総合性確保評価）」 関 係 資 料

資料 1－1 「リサイクル対策に関する政策評価」の方向性（骨子イメージ）（案）

資料 1－2 リサイクル対策に関する政策評価 制度の概要

資料 1－3 リサイクル対策に関する政策評価 調査・分析結果のポイント

資料 1－4 リサイクル対策に関する政策評価 資料編

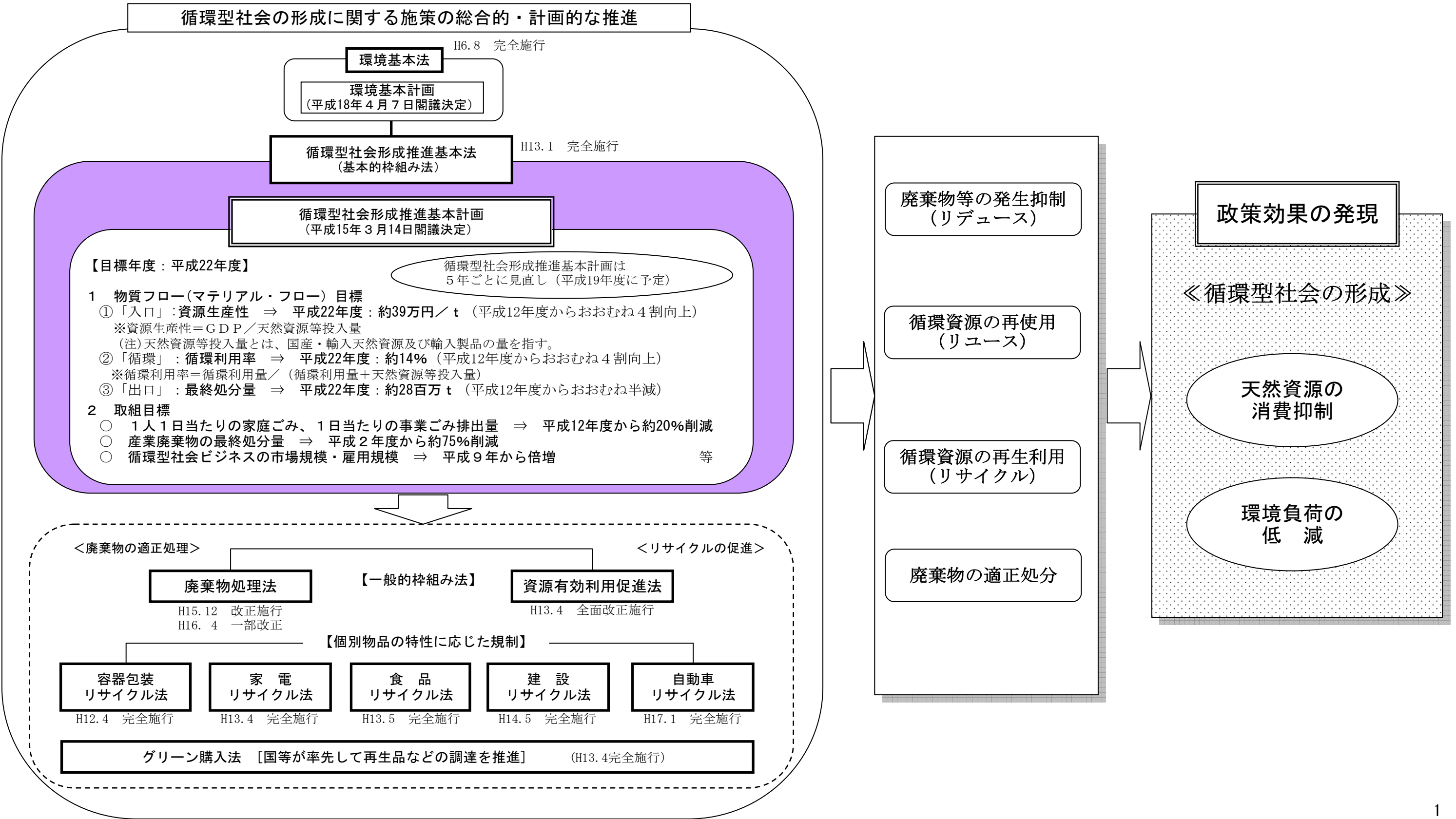
資料 1－5 「リサイクル対策に関する政策評価」に係る研究会開催要領

「リサイクル対策に関する政策評価」の方向性（骨子イメージ）（案）

資料1－1

評価の対象施策	循環型社会形成推進基本法及び循環型社会形成推進基本計画の下で、総合的かつ計画的に推進することとされている循環型社会の形成に関する各種対策
対象政策の目的	製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会を形成すること

【政策のスキーム】



【評価の観点】

評価の対象とする政策について、関係行政機関の各種施策が、総体としてどのような効果を上げているかなどの総合的な観点から、全体として評価

<有効性>

3R（リデュース、リユース、リサイクル）及び廃棄物の適正な処分に関する施策により、期待される効果が得られているか。

<効率性>

投入された費用に見合った効果が得られているか。

【分析・評価手法】

① 法令に基づく目標数値の達成度の把握・分析

② 法施行前後における取組の進展状況について時系列変化を把握・分析

☆ 学識経験者の知見活用（研究会の開催等）

【調査の対象】

○ 環境省等全府省

○ 都道府県（27）

○ 市区町村（565）

○ 関係団体・関係事業者

【政策効果の把握結果＜アウトカム・レベル＞】

1 天然資源の消費抑制（資源生産性）

- 15年度：31.6万円／t（12年度比12.4％向上）。目標（12年度比おおむね4割向上）達成に向け進展
- 要因：GDPの上昇と天然資源等投入量の減少
ただし、土石系資源の減少が主因であり、化石燃料系及び金属系資源の投入抑制が進んでいない。

表－1 天然資源等投入量（率）の推移

（単位：百万t、％、ポイント）

区 分	平成9年度	12	15	増 減 (12年度比)
天然資源等投入量	195,000	191,200	175,400	▲ 15,800
（割合）	（100.0）	（100.0）	（100.0）	0.0
土石系資源	109,400	104,800	89,600	▲ 15,200
（割合）	（56.1）	（54.8）	（51.1）	▲ 3.7
化石燃料系資源	47,100	48,500	49,900	1,400
（割合）	（24.2）	（25.4）	（28.4）	3.1
金属系資源	15,800	16,200	15,900	▲ 300
（割合）	（8.1）	（8.5）	（9.1）	0.6
バイオマス系資源	22,800	21,700	20,100	▲ 1,600
（割合）	（11.7）	（11.3）	（11.5）	0.2

（注）1 環境省の資料に基づき、当省が作成

2 （ ）内の数値は、天然資源等投入量に占める割合

2 環境負荷の低減

(1) 最終処分量

- 最終処分量（一般廃棄物と産業廃棄物の合計）：15年度 3,889万t（12年度比29.8％減少）
目標（12年度比おおむね半減）達成に向け進展
- 最終処分率（最終処分量／排出量）：15年度 8.3％（12年度比3.7ポイント減少）
- 要因：再生利用（リサイクル）の進展
建設廃棄物の最終処分量の減少が寄与（12年度：1,284万t→14年度：697万t）
- 廃棄物の排出量の削減（リデュース）は進展していない。今後、住宅・社会資本の更新に伴い建設廃棄物の排出量の増大が予測（14年度：8,273万t→22年度：9,791万t。国土交通省推計）。最終処分場の残余年数は、引き続きひっ迫（産業廃棄物：全国6.1年、首都圏2.3年（15年度末現在））

表－2 廃棄物の排出及び処理状況

（単位：万t、％、ポイント）

区 分	平成9年度	12	15	増 減 (12年度比)
排出量 a	46,810	46,083	46,627	544
再生利用量 b	17,486	19,186	21,016	1,830
再生利用率 (b/a)	37.4	41.6	45.1	3.4
中間処理による減量化量 c	21,422	21,348	21,676	328
最終処分量 d=a-(b+c)	7,901	5,551	3,889	▲ 1,662
最終処分率 (d/a)	16.9	12.0	8.3	▲ 3.7

（注）1 環境省の資料に基づき、当省が作成

2 数値は、一般廃棄物及び産業廃棄物の合計

(2) 廃棄物の焼却・埋立に起因する温室効果ガスの排出量（二酸化炭素換算）

- ・ 二酸化炭素（CO₂）：2004年度35.9百万t（1990年比59.6％増）
 - ・ 一酸化二窒素（N₂O）：2004年度 4.2百万t（1990年比20.3％増）
 - ・ メタン（CH₄）：2004年度 7.4百万t（1990年比33.3％減）
- } 焼却量の増による
 → 埋立量の減による

【政策効果の把握結果（アウトプット・レベル）】

（注） 1 各法律の枠組みに規定されている項目については、【目標】【現状】【分析】を記載
2 規定されていない項目については、「－」を付した。

法律別	発生抑制（リデュース）の進展状況	再使用（リユース）の進展状況	再生利用（リサイクル）の進展状況	適正処理の状況
循環基本法	【目標】（22年度） 一般廃棄物に関し、 ① 1人1日当たりの家庭ごみの量：12年度比約20％減（約500g/人日） ② 1日当たりの事業ごみの量：12年度比約20％減（約8kg/日） 【現状】（15年度） ① 12年度比4.1％減（607g/人日） ② 12年度比6.1％減（9.3kg/日） 【分析】 ○ 要因：排出量は家庭ごみが横ばい、事業ごみが減（12年度比6.6％減）、資源化量は家庭、事業とも増（家庭：12年度比26.0％増、事業：12年度比18.0％増） ○ 家庭ごみ・事業ごみとも減少傾向（家庭：12年度比4.1％減、事業：12年度比6.1％減）にあるが、22年度目標（12年度比約20％減）に比べ順調に進展しているとは言えない。	【現状】 ○ 取組の実態を示す定量的データが不十分	【目標】（22年度） ○ 循環利用率：約14.0％（12年度比おおむね4割向上） （注）循環利用率＝循環利用量／（循環利用量＋天然資源等投入量）×100 【現状】（15年度） ○ 循環利用率：11.3％（12年度比13％向上） 【分析】 ○ 22年度目標（12年度比おおむね4割向上）達成に向け進展（12年度比13％向上） ○ 要因：天然資源等投入量の減（12年度比8.3％減）、循環利用量の増（12年度比4.7％増）	—
廃棄物処理法	【目標】 ① 一般廃棄物（17年度中期目標）：排出量 5,100万t 〃（22年度最終目標）：排出量 4,900万t ② 産業廃棄物（17年度中期目標）：排出量 43,900万t 〃（22年度最終目標）：排出量 45,800万t 【現状】 ① 一般廃棄物（16年度）：排出量 5,338万t ② 産業廃棄物（15年度）：排出量 41,200万t 【分析】 ① 一般廃棄物 ・ 目標未達の水準（5,338万t）で横ばい傾向にあり、17年度目標（5,100万t）達成に向け進展しているとは言えない。 ・ 有料化施策は廃棄物の発生抑制に一定の効果。有料化を実施していない市町村においても、発生抑制の効果を上げているケースもみられる。 ② 産業廃棄物 ・ 横ばい傾向（41,200万t）にあるが、17年度目標（43,900万t）値内で推移	—	【目標】 ① 一般廃棄物（17年度中期目標）：再生利用量 1,000万t、再生利用率 20.0％ 〃（22年度最終目標）：再生利用量 1,200万t、再生利用率 24.0％ ② 産業廃棄物（17年度中期目標）：再生利用量 20,500万t、再生利用率 47.0％ 〃（22年度最終目標）：再生利用量 21,700万t、再生利用率 47.0％ （注）再生利用率＝再生利用量／排出量×100 再生利用量とは、市町村等による資源化量及び住民団体等による資源回収量 【現状】 ① 一般廃棄物（16年度）：再生利用量 940万t、再生利用率 17.6％ ② 産業廃棄物（15年度）：再生利用量 20,100万t、再生利用率 48.8％ 【分析】 ① 一般廃棄物 ・ 再生利用量（940万t）は17年度目標（1,000万t）達成に向け進展 ・ 再生利用率（17.6％）は17年度目標（20.0％）に比べ順調に進展しているとは言えない。 ② 産業廃棄物 ・ 再生利用量（20,100万t）は17年度目標（20,500万t）達成に向け進展 ・ 再生利用率（48.8％）は17年度目標（47.0％）を達成	【分析】 ○ 適正処理困難物（法定4品目：市町村の処理義務の対象外）以外で、市町村が危険性等を理由に収集を行っていない品目（当省調査） ・ 103品目 ・ うち、収集を行っていない市町村の比率が高い上位5品目 ① 農薬・殺虫剤 ② 在宅医療廃棄物 ③ 小型ガスボンベ ④ 塗料類 ⑤ 消火器
資源有効利用促進法	【現状】 ○ 取組の実態を示す定量的データが不十分 ○ 指定省資源化製品（省資源化・長寿命化の設計等を行うべき19品目）については、関係業界団体において「製品アセスメントガイドライン」を策定	【現状】 ○ 取組の実態を示す定量的データが不十分	【目標】 ① パソコン（再資源化率）（15年度）：デスクトップ 50％、ノートブック 20％ ブラウン管式表示装置 55％、液晶式表示装置 55％ ② 小型二次電池（再資源化率）：ニカド 60％、ニッケル水素 55％、リチウム 30％、小型制御弁式鉛 50％ （注）再資源化率＝再資源化量／事業者による自主回収の総重量×100 【現状】（17年度） ① パソコン（再資源化率）：デスクトップ 75.2％、ノートブック 53.2％、ブラウン管式表示装置 76.9％、液晶式表示装置 66.3％ ② 小型二次電池（再資源化率）：ニカド 73.2％、ニッケル水素 76.5％、リチウム 63.0％、小型制御弁式鉛 50.0％ 【分析】 ○ パソコン 再資源化率（デスクトップ 75.2％、ノートブック53.2％、ブラウン管式表示装置76.9％、液晶式表示装置 66.3％）は、4品目とも法施行時（13年度）から15年度目標（デスクトップ 50％、ノートブック 20％、ブラウン管式表示装置 55％、液晶式表示装置 55％）を達成 ○ 小型二次電池 再資源化率（ニカド 73.2％、ニッケル水素 76.5％、リチウム 63.0％、小型制御弁式鉛 50.0％）は、4品目とも法施行時（13年度）から目標（ニカド 60％、ニッケル水素 55％、リチウム 30％、小型制御弁式鉛 50％）を達成 ○ 指定再利用促進製品（再生資源または再生部品の利用促進に取組むべき50品目）のうち、再資源化をすることなく直接埋立をしている自治体の割合が高いワースト5品目（当省調査） 電気歯ブラシ（24.6％）、血圧計（23.9％）、電気かみそり（22.8％）、携帯電話・PHS（22.3％）、電話機（20.2％） ※いずれも小型二次電池を部品として使用	—

【 政 策 効 果 の 把 握 結 果（アウトプット・レベル）】

法律別	発生抑制（リデュース）の進展状況	再使用（リユース）の進展状況	再生利用（リサイクル）の進展状況	適正処理の状況
容器包装リサイクル法	【現状】 ○ 取組の実態を示す定量的データが不十分 【分析】 ○ 法定４品目（家庭系容器包装廃棄物）の排出量（当省調査） 紙製容器包装及びペットボトル：増加傾向 ガラスびん及びプラスチック製容器包装：減少傾向 [16年度排出量(12年度比)] ・紙製容器包装 497千t (29.5%増) ・ペットボトル 1,538千t (11.6%増) ・ガラスびん 1,410千t (5.8%減) ・プラスチック製容器包装 2,943千t (4.8%減)	【現状】（15年度） ○ リターナブルびん（繰り返し使用が可能なびん）の使用量（率）の推移 平成13年度：241万t (59%) 平成15年度：192万t (55%) (注) リターナブルびん使用率＝リターナブルびん使用量／（リターナブルびん使用量＋ワンウェイびん使用量）×100 【分析】 ○ リターナブルびんの使用量（率）は減少傾向 ○ リターナブルびんを分別収集していない市町村の割合（当省調査） ビールびん 74% 一升びん 75%	【現状】（16年度） ○ 再商品化量（率）の推移（対象品目） （12年度） → （16年度） ・ ガラスびん : 780千t (94%) → 784千t (96%) ・ ペットボトル : 118千t (94%) → 231千t (97%) ・ プラスチック製容器包装 : 78千t (77%) → 455千t (97%) ・ 紙製容器包装 : 26千t (76%) → 60千t (86%) (注) 再商品化量とは、市町村により分別収集された容器包装廃棄物のうち再商品化（リサイクル）を行う事業者（指定法人を含む。）に引き渡された量 再商品化率＝再商品化量／市町村による分別収集量×100 【分析】（16年度） ○ 再商品化量（率）は、４品目とも増加傾向 ○ 市町村により分別収集された対象品目の再商品化量のうち、指定法人ルートではなく再商品化事業者等に引き渡された割合（当省調査） 紙製容器包装 53% ガラスびん 44% ペットボトル 17% プラスチック製容器包装 2% ○ 資源ごみとして分別収集されず焼却・埋立処分されている家庭系容器包装廃棄物の割合（当省調査） ガラスびん 42% ペットボトル 52% プラスチック製容器包装 84% 紙製容器包装 96%	—
家電リサイクル法	【現状】 ○ 取組の実態を示す定量的データが不十分 【参考】 ○ 対象４家電の年間排出台数（15年度） ・ エアコン : 294万台 ・ テレビ : 908万台 ・ 冷蔵庫・冷凍庫 : 346万台 ・ 洗濯機 : 339万台	【現状】 ○ 取組の実態を示す定量的データが不十分 【参考】 ○ 国内で再使用される４家電の中古品台数（11年度） ・ エアコン : 5万台 ・ テレビ : 43万台 ・ 冷蔵庫・冷凍庫 : 18万台 ・ 洗濯機 : 31万台 ○ 海外へ輸出される４家電の中古品台数（15年度） ・ エアコン : 75万台 ・ テレビ : 550万台 ・ 冷蔵庫・冷凍庫 : 50万台 ・ 洗濯機 : 60万台	【目標】（最低基準） ○ ４家電の再商品化率 ・ エアコン:60%、テレビ:55%、冷蔵庫・冷凍庫:50%、洗濯機:50% (注) 再商品化率＝再商品化重量／廃棄物の総重量×100 【現状】（17年度） ○ エアコン:84.6%、テレビ:77.3%、冷蔵庫・冷凍庫:66.7%、洗濯機:75.1% 【分析】 ○ 再商品化率は、４品目とも法施行時(13年度)から目標達成 ○ ４家電の再商品化等料金は、１社のエアコンを除き、４品目ごとに同一料金。ただし、国内の再商品化施設は２グループあり、再商品化率に格差あり。 ・ グループ別の再商品化率（17年度）（当省調査） エアコン : Aグループ(83.0%)、Bグループ(85.7%) 料金：3,675円 テレビ : Aグループ(78.1%)、Bグループ(76.8%) 料金：2,835円 冷蔵庫・冷凍庫: Aグループ(64.5%)、Bグループ(68.1%) 料金：4,830円 洗濯機 : Aグループ(74.3%)、Bグループ(75.6%) 料金：2,520円	【現状】 ○ 不法投棄の実態を示す定量的データが不十分 ○ フロン類の回収・破壊の取組の実態を示す定量的データが不十分
食品リサイクル法	【現状】 ① 食品廃棄物の発生量(16年度) ・ 食品産業全体：1,136万t(13年度比４％増)（内訳） 食品製造業：490万t（同 5.6％増） 食品卸売業：75万t（同 3.7％増） 食品小売業：260万t（同10.6％増） 外食産業：310万t（同 3.1％減） ・ 業種別発生量の割合(16年度) 食品製造業：43% 食品卸売業：7% 食品小売業：23% 外食産業：27% ② 発生抑制に取り組んでいる事業所の割合（16年度） 食品製造業：50% 食品卸売業：51% 食品小売業：55% 外食産業：55% 【分析】 ① 食品廃棄物の発生量は増加傾向 ② 発生抑制に取り組んでいる事業者は半数余り	—	【目標】（18年度） ○ 食品関連事業者の再生利用等実施率：20%（各事業者が達成すべき目標） (注) 再生利用等実施率＝（廃棄物の発生抑制量＋再生利用量＋減量量）／（廃棄物の発生抑制量＋廃棄物の発生量） 減量量とは、脱水、乾燥等により、食品廃棄物等の量を減少させた量 【現状】 ○ 再生利用等実施率（16年度） 食品産業全体:44.5% （内訳:食品製造業71.6%、食品卸売業40.8%、食品小売業27.6%、外食産業16.6%） ○ 目標(20%)達成事業者の割合（17年度） 食品産業全体：18% （内訳:食品製造業22%、食品卸売業18%、食品小売業17%、外食産業10%） 【分析】 ○ 再生利用等実施率は、食品産業全体で増加傾向。外食産業のみが目標未達成 ○ 目標を達成している事業者の割合は２割未満 ○ 事業者による取組が進まない要因（当省調査） ・ 市町村の生ごみ（事業ごみ）の処理料金が、再生利用事業者の処理料金より安い場合（調査対象市町村の82%）、リサイクルの進展に抑制的に作用 等	—

【 政 策 効 果 の 把 握 結 果（アウトプット・レベル）】

法律別	発生抑制（リデュース）の進展状況	再使用（リユース）の進展状況	再生利用（リサイクル）の進展状況	適正処理の状況
建設リサイクル法	【現状】 ○ 法定３品目の排出量(14年度)：6,951万t (12年度比0.9%減少) (注) 法定３品目とは、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び建設発生木材 【分析】 ○ 今後の住宅・社会資本の更新に伴い、建設廃棄物のうち、特に建設発生木材の急増が予測 建設発生木材の排出量 464万 t (14年度) → 754万 t (22年度予測)	【現状】 ○ 取組の実態を示す定量的データが不十分	【目標】(22年度) ○ 再資源化等率 コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び建設発生木材のいずれも95% (注) 再資源化等率＝(再資源化量＋縮減量)／排出量 再資源化量とは、建設廃棄物が資材又は原材料として利用された量又は熱を得ることに利用された量 縮減量とは、焼却等により建設廃棄物の大きさ、体積が減少された量 【現状】(14年度) ・ コンクリート塊：97.5% ・ アスファルト・コンクリート塊：98.7% ・ 建設発生木材：89.3% 【分析】 ○ 再資源化等率は、コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊につき、法施行時(14年度)から目標達成	【現状】 ○ 不法投棄の実態を示す定量的データが不十分
自動車リサイクル法	【現状】 ○ 取組の実態を示す定量的データが不十分 【参考】 ○ 自動車の平均使用年数の推移（９年度→16年度） ・ 乗用車：9.28→10.97 ・ 貨物車：9.61→11.84	【現状】 ○ 取組の実態を示す定量的データが不十分	【目標】(最低基準) ○ 再資源化率 ・ シュレッダーダスト：17年度～21年度 30%、22年度～26年度 50%、27年度～70% ・ エアバック類：17年度～85% (注) 再資源化率＝再資源化重量／引取重量×100 再資源化量とは、特定再資源化物品を原材料又は部品又は燃焼の用に供した量 【現状】(17年度) ・ シュレッダーダスト：各社とも47.7%～70.0% ・ エアバック類：各社とも93.0%以上 【分析】 ○ 再資源化率は、法施行時(16年度)から当初の目標達成	【現状】 ○ フロン類の回収・破壊の取組の実態を示す定量的データが不十分

グリーン購入法	【目標】 ○ 国等の特定調達物品等の調達率：100% 【現状】 ○ 国等の特定調達物品等の品目数：13年度 100品目 → 17年度 201品目 ○ 国等の特定調達物品等の品目総数に占める調達率実績95%以上の品目数の割合：13年度 44.9% → 16年度 90.4% 【分析】 ○ 国等については進展 ○ 地方公共団体については取組姿勢に格差あり（当省調査） ・ 地方公共団体における調達方針の作成状況 県・政令市 97.4%、市区 44.8%、町村 13.3% ・ 地方公共団体における目標値設定、購入実績把握の状況 調達方針作成団体：目標値の設定 86.8%、購入実績の把握 84.0% 調達方針未作成団体：目標値の設定 41.8%、購入実績の把握 47.8%
---------	--

リサイクル対策に関する政策評価

— 制度の概要 —

平成 18 年 11 月

総務省行政評価局

< 目 次 >

	頁
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の概要……………	1
「資源の有効な利用の促進に関する法律」の概要……………	2
「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」の概要……………	3
「特定家庭用機器再商品化法」の概要……………	4
「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」の概要……………	5
「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の概要……………	6
「使用済自動車の再資源化等に関する法律」の概要……………	7
「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」の概要……………	8

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の概要

施行日：昭和 46 年 9 月 24 日

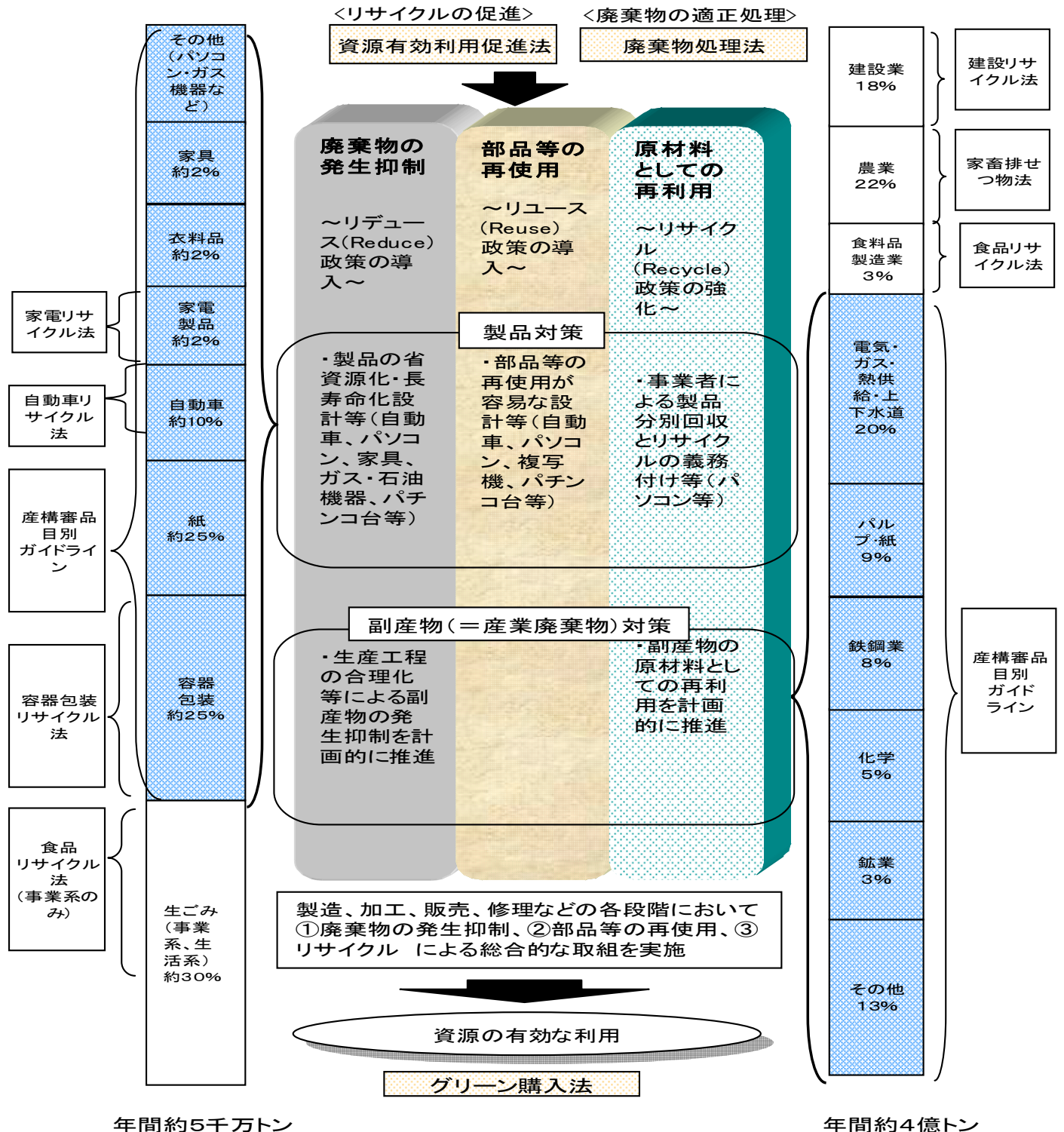
政策目的	廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ること	
国の役割	- 基本方針の策定 - 施設基準の設定 - 廃棄物処理施設整備計画の策定 - 委託基準の設定 - 処理基準の設定 - 技術開発・情報収集 等	
廃棄物の分類	汚物又は不要物であつて固形状または液状のもの（放射性物質等を除く） 一般廃棄物：産業廃棄物以外の廃棄物（家庭から排出されるごみ等） 産業廃棄物：事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類等	
廃棄物処理に係る主な規制	市町村長 ○市町村 <u>処理責任</u> - 一般廃棄物処理計画の策定 - 一般廃棄物処理計画に従つてその区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに処理しなければならない - 一般廃棄物処理基準に従い一般廃棄物の処理を行う 許可 報告徴収及び立入検査 改善命令 措置命令等 → ○一般廃棄物処理業者 - 区域ごとに許可を受けなければならない - 一般廃棄物処理基準の遵守 - 再委託の禁止 - 名義貸しの禁止 許可 報告徴収及び立入検査 改善命令等 → ○一般廃棄物処理施設設置者 - 設置、譲渡等の許可を受けなければならない	都道府県知事 報告徴収及び立入検査 改善命令 措置命令等 → ○排出事業者<u>処理責任</u> - 産業廃棄物を自ら処理しなければならない - 運搬されるまでの間の保管基準の遵守 - 産業廃棄物処理基準の遵守 - 委託に係る責任 - 委託基準の遵守 許可 報告徴収及び立入検査 改善命令 措置命令等 → ○産業廃棄物処理業者 - 区域ごとに許可を受けなければならない - 産業廃棄物処理基準の遵守 - 再委託の禁止 - 名義貸しの禁止 許可 報告徴収及び立入検査 改善命令等 → ○産業廃棄物処理施設設置者 - 設置、譲渡等の許可を受けなければならない

※ 平成 22 年 10 月から法律の評価・検討予定

「資源の有効な利用の促進に関する法律」の概要

施行日：平成 13 年 4 月 1 日

政策目的	資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するため、使用済物品等及び副産物の発生の抑制並びに再生資源及び再生部品の利用の促進に関する所要の措置を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与すること。
------	---

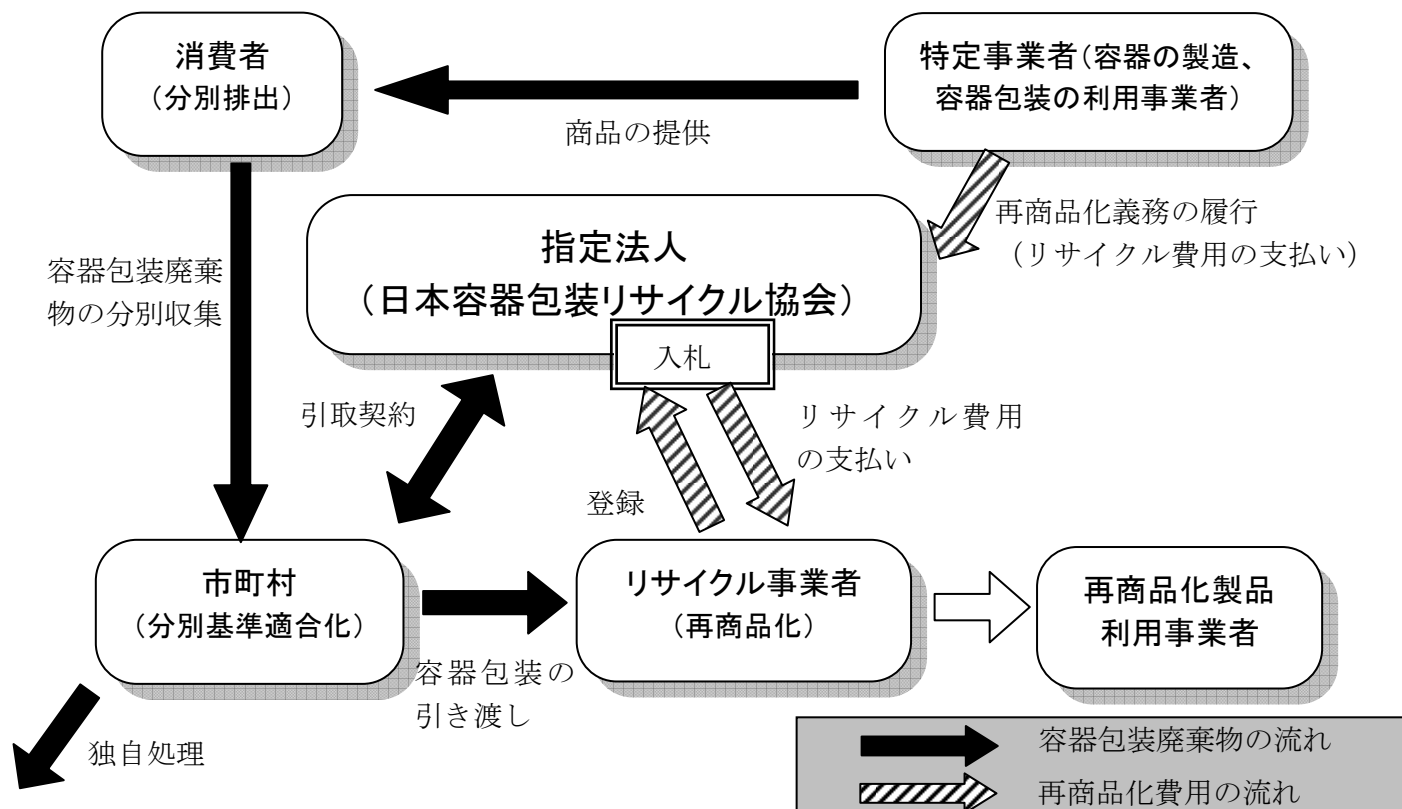


※平成 20 年度末頃までに法律の評価・検討

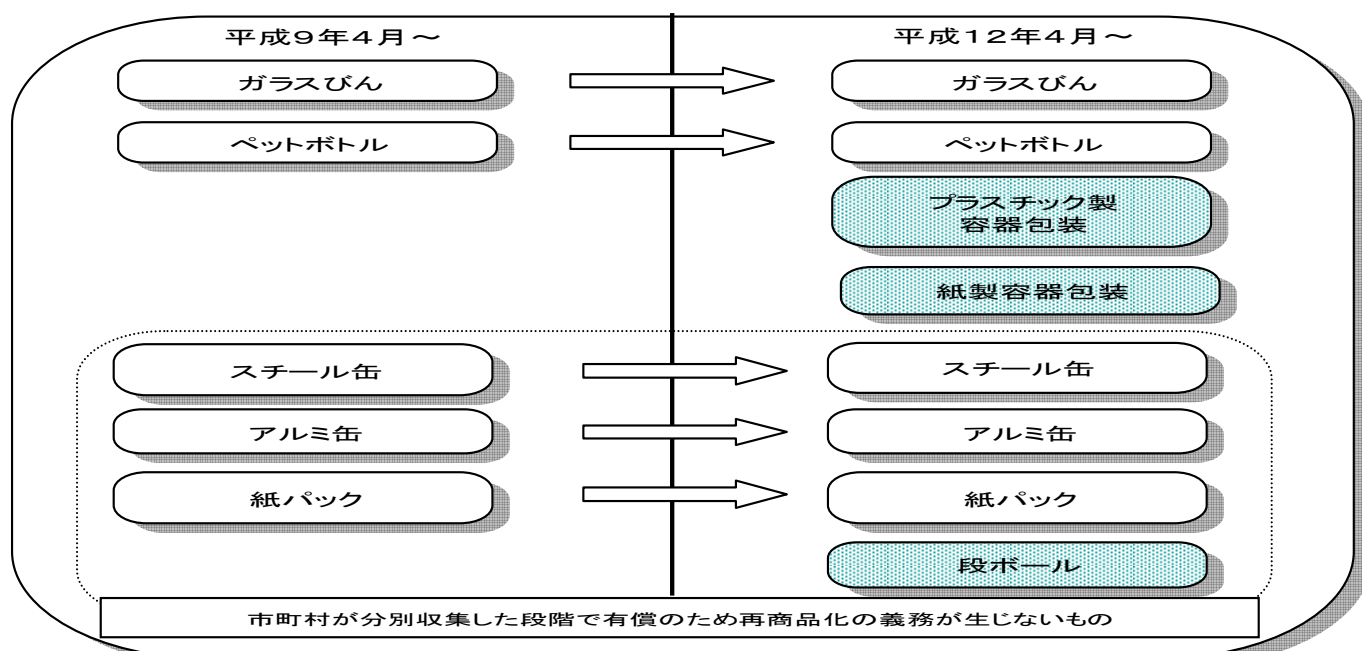
「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」の概要

施行日：平成 7 年 12 月 15 日（完全施行：平成 12 年 4 月 1 日）

政策目的	容器包装廃棄物の分別収集及びこれにより得られた分別基準適合物の再商品化を促進するための措置を講ずること等により、一般廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与すること。
------	--



容器包装リサイクル法に基づく分別収集・再商品化品目

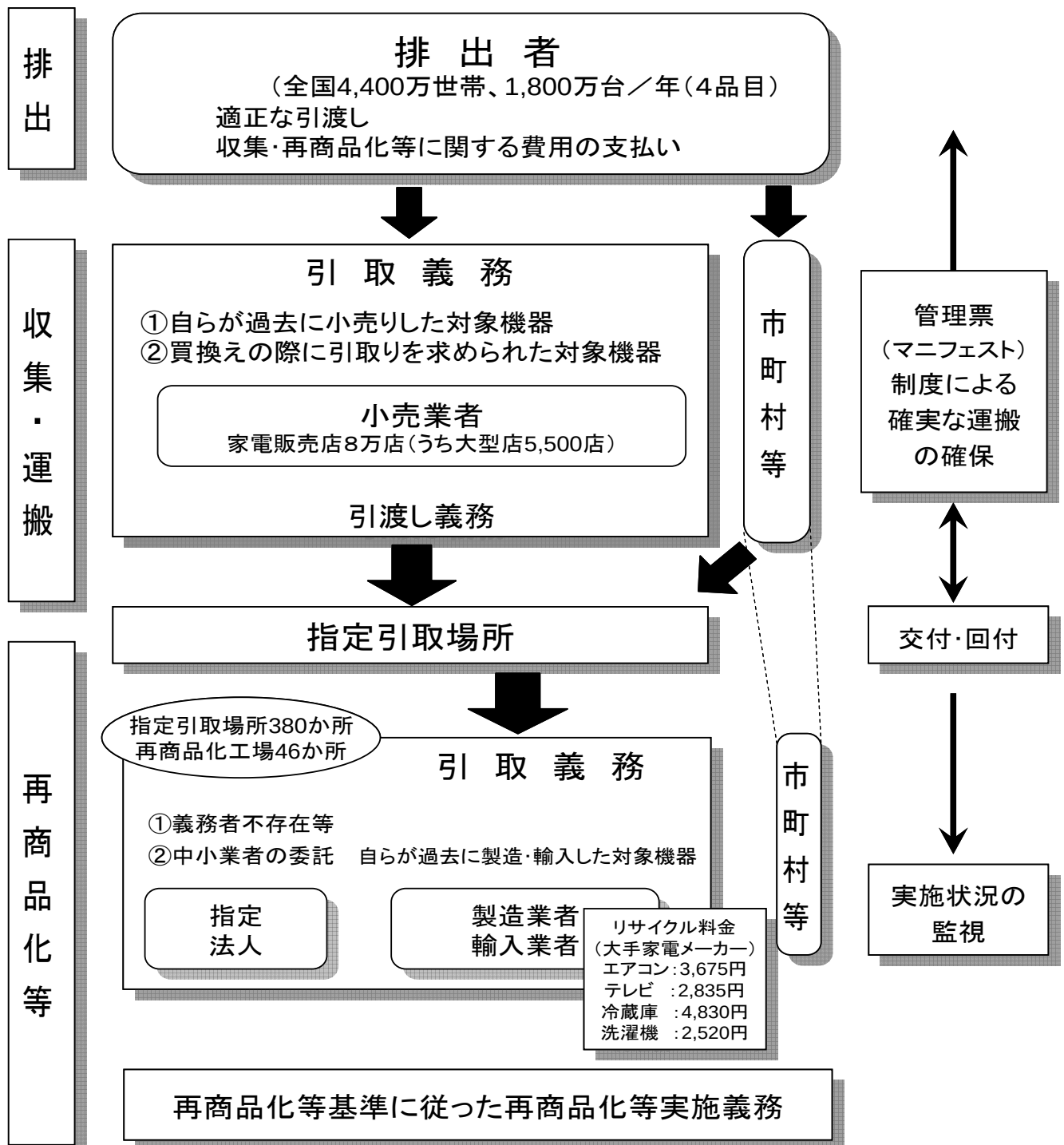


※ 平成 18 年度改正

「特定家庭用機器再商品化法」の概要

施行日：平成 10 年 12 月 1 日（完全施行：平成 13 年 4 月 1 日）

政策目的	特定家庭用機器の小売業者及び製造業者による特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等に関し、これを適正かつ円滑に実施するための措置を講ずることにより、廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与すること。
------	---



※ 平成 18 年度から法律の評価・検討中

「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」の概要

施行日：平成 13 年 5 月 1 日

政策目的	食品循環資源の再生利用並びに食品廃棄物等の発生の抑制及び減量に関し基本的な事項を定めるとともに、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効な利用の確保及び食品に係る廃棄物の排出の抑制を図るとともに、食品の製造等の事業の健全な発展を促進し、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与すること。
------	---

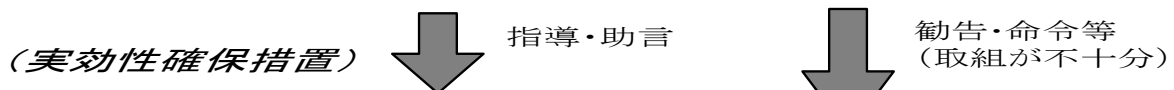
主務大臣（環境大臣、農林水産大臣等）

○基本方針の作成

- ・ 数値目標（食品関連事業者は平成18年度までに再生利用等の実施率20%に向上）
- ・ 再生利用等の方策 等

○事業者の判断基準の策定

- ・ 発生抑制の基準
- ・ 減量の基準
- ・ 再生利用の基準 等



食品関連事業者

食品の製造, 流通, 販売, 外食など
（約 1 0 0 万業者）

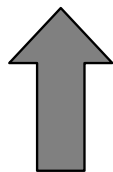
うち年間排出量 1 0 0 トン
以上の者
（約 1 万 6 千業者）
食品廃棄物全体の約 6 割

（促進のための措置）

登 録

認 定

再生利用事業者

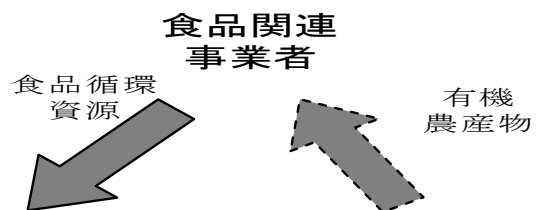


食品循環
資源

食品関連事業者

☆ 委託による再生利用を
推進

再生利用事業計画



再生利用事業者 → 農林漁業者等

特定肥飼料

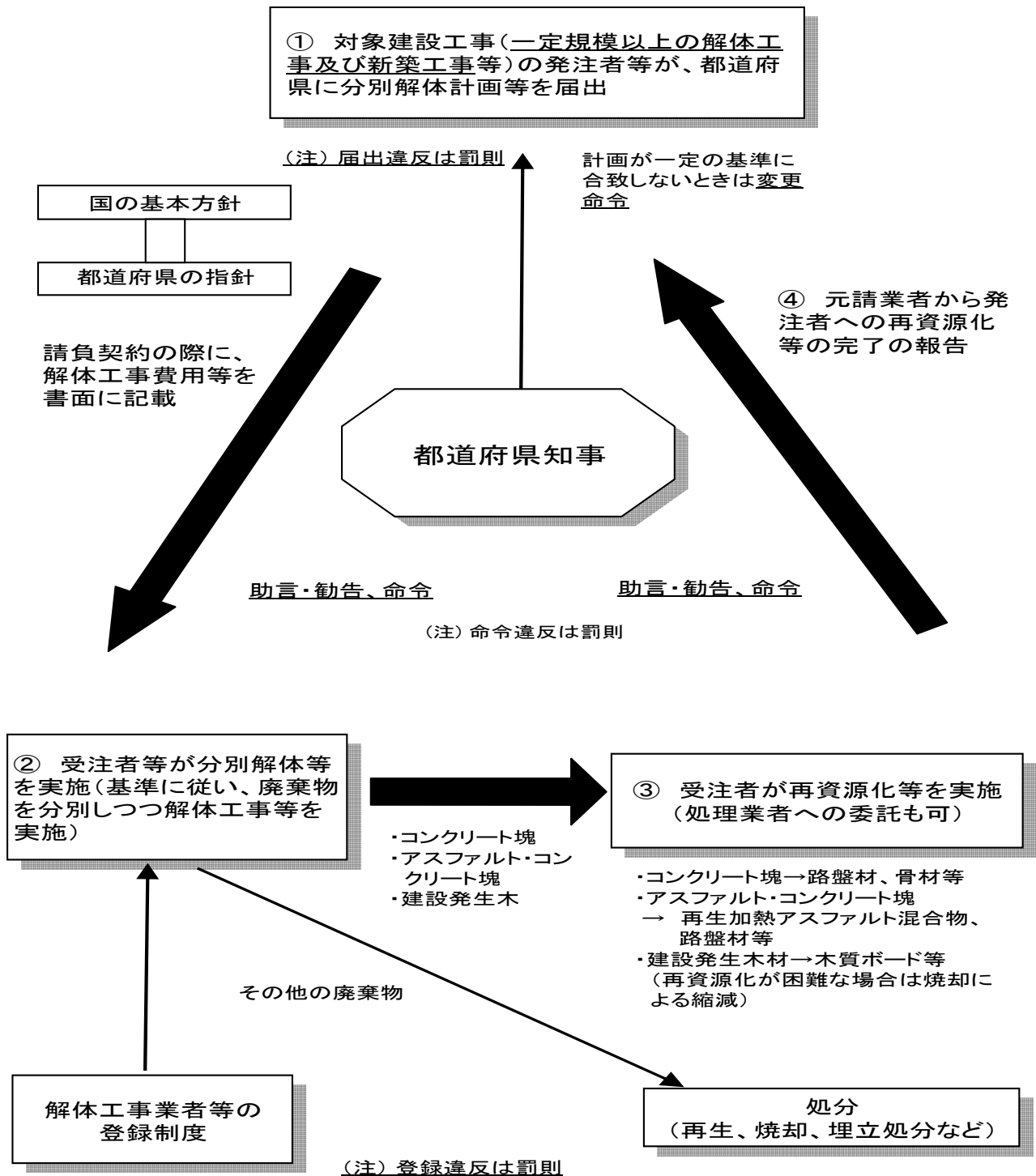
☆ 三者による安定的な取引関係を確立

- ・ 廃棄物処理法の特例（荷卸しに係る一般廃棄物の収集運搬業の許可不要）
- ・ 肥料取締法・飼料安全法の特例（農林水産大臣への届出不要）

※ 平成 18 年度から法律の評価・検討中

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の概要
 施行日：平成 12 年 11 月 30 日（平成 14 年 5 月 30 日完全施行）

政策目的	特定の建設資材について、その分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講ずるとともに、解体工事業者について登録制度を実施すること等により、再資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与すること
-------------	---

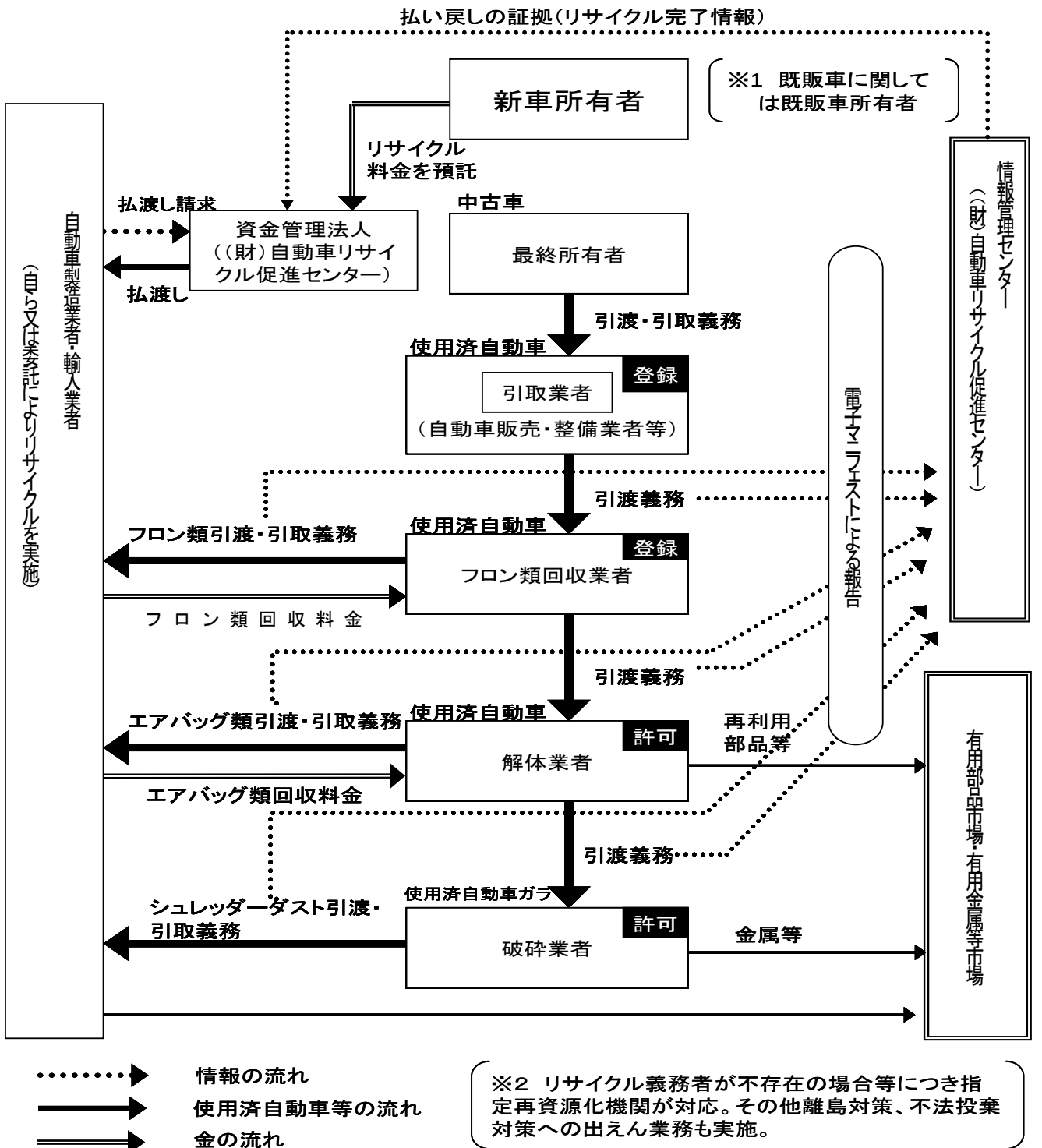


※平成 19 年度から法律の評価・検討予定

「使用済自動車の再資源化等に関する法律」の概要

施行日：平成 15 年 1 月 11 日施行（平成 17 年 1 月 1 日完全施行）

政策目的	自動車製造業者等及び関連業者による使用済自動車の引取り及び引渡し並びに再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講ずることにより、使用済自動車に係る廃棄物の減量並びに再生資源及び再生部品の十分な利用を通じて、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与すること
------	---

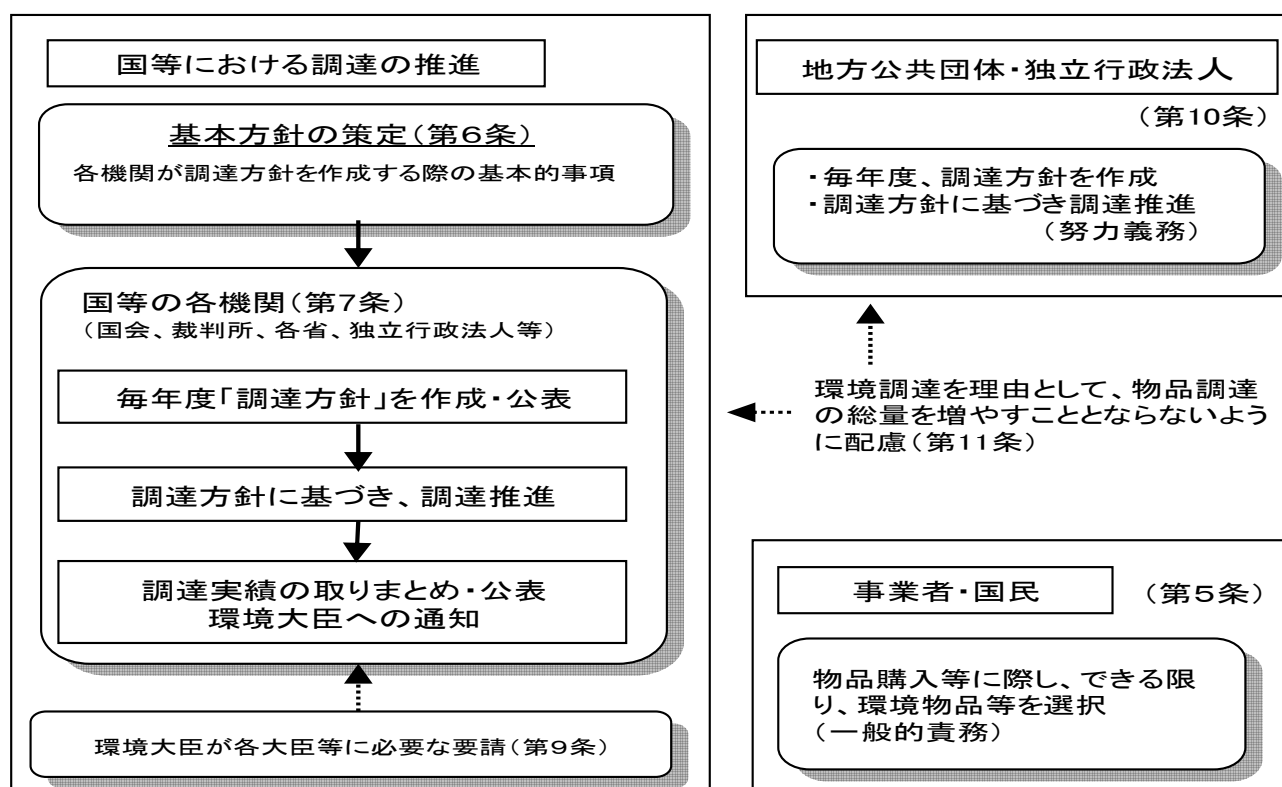


※ 平成 21 年 1 月までに法律の評価・検討予定

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」の概要
 施行日：平成13年1月6日（平成13年4月完全施行）

政策目的	国等による環境物品等の調達の推進、環境物品等に関する情報の提供その他環境物品等への需要の転換を促進するために必要な事項を定めることにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な確保に寄与すること
-------------	--

目 的	（第1条）
環境負荷の低減に資する物品・役務（環境物品等）について、 ① 国等の公的部門における調達の推進 → 環境負荷の少ない持続可能な社会の構築 ② 情報の提供など	



情報の提供	製品メーカー等(第12条) 製造する物品等についての適切な環境情報の提供 環境ラベル等の情報提供団体(第13条) 科学的知見、国際的整合性を踏まえた情報の提供 国(政府) ・製品メーカー、環境ラベル団体等が提供する情報を整理、分析して提供(第14条) ・適切な情報提供体制にあり方について引き続き検討(附則第2項)
--------------	---

※ 国等が重点的にその調達を推進すべき特定調達品目やその基準等の見直しを適宜行う

リサイクル対策に関する政策評価 (調査・分析結果のポイント)

平成 18 年 11 月

総務省行政評価局

目次

1	循環型社会形成推進基本法に関する効果の発現状況	1
2	廃棄物処理法に関する効果の発現状況	5
3	資源有効利用促進法に関する効果の発現状況	13
4	容器包装リサイクル法に関する効果の発現状況	17
5	家電リサイクル法に関する効果の発現状況	24
6	食品リサイクル法に関する効果の発現状況	28
7	建設リサイクル法に関する効果の発現状況	31
8	自動車リサイクル法に関する効果の発現状況	34
9	グリーン購入法に関する効果の発現状況	38

循環型社会形成推進基本法に関する効果の発現状況

区 分	調 査 ・ 分 析 結 果（ポイント）	関係データ																																														
1 3 R対策等の現況 (1) 発生抑制（リデュース）の取組の進展状況	循環型社会形成推進基本計画（平成 15 年 3 月 14 日閣議決定）（以下「循環基本計画」という。）において、以下の取組目標が設定 ○ 一般廃棄物の減量化に係る取組指標 i) 1 人 1 日当たり家庭ごみの量 ＜平成 22 年度目標：12 年度比約 20%減＝約 500g／人日＞ 家庭から排出量された 1 人 1 日当たりのごみの量の推移をみると、表-1 のとおり、減少傾向。ただし、減少のペースは 12 年度比▲4.1%と緩やかであり、また、表-2 のとおり、家庭系ごみの総排出量(ごみ資源化量を含む。)は横ばい傾向。22 年度の目標に比べ順調に進んでいるとは言えない。 ii) 1 日当たり事業所ごみの量 ＜22 年度目標：12 年度比約 20%減＝約 8kg＞ 1 日当たり事業所から排出されたごみの量の推移をみると、表-1 のとおり、近年、横ばい傾向。22 年度の目標に比べ順調に進んでいるとは言えない。 (注) i) 及び ii) は資源回収されるものを除く。	表－1 一般廃棄物の排出量の推移 (単位：g/人日、kg/日) <table><tr><th>区 分</th><th>12 年度</th><th>13</th><th>14</th><th>15</th><th>12 年度比</th></tr><tr><td>1 人 1 日当たり家庭ごみの量</td><td>633</td><td>634</td><td>618</td><td>607</td><td>▲4.1%</td></tr><tr><td>1 日当たり事業所ごみの量</td><td>9.9</td><td>9.3</td><td>9.3</td><td>9.3</td><td>▲6.1%</td></tr></table> (注) 環境省の資料に基づき、当省が作成 表-2 家庭系・事業系別ごみ総排出量等の推移 (単位：g/人日、kg/日) <table><tr><th>区 分</th><th>12 年度</th><th>15</th><th>12 年度比</th></tr><tr><td>1 人 1 日当たりごみ総排出量</td><td>1,132</td><td>1,106</td><td>▲26 ▲2.3%</td></tr><tr><td>家庭系ごみ</td><td>743.1</td><td>742.8</td><td>▲0.3 ▲0.04%</td></tr><tr><td>事業系ごみ</td><td>388.9</td><td>363.2</td><td>▲25.7 ▲6.6%</td></tr><tr><td>1 人 1 日当たりごみ資源化量</td><td>110.1</td><td>135.7</td><td>25.6 23.3%</td></tr><tr><td>家庭系ごみ</td><td>72.3</td><td>91.1</td><td>18.8 26.0%</td></tr><tr><td>事業系ごみ</td><td>37.8</td><td>44.6</td><td>6.8 18.0%</td></tr></table> (注) 環境省の資料に基づき、当省が作成	区 分	12 年度	13	14	15	12 年度比	1 人 1 日当たり家庭ごみの量	633	634	618	607	▲4.1%	1 日当たり事業所ごみの量	9.9	9.3	9.3	9.3	▲6.1%	区 分	12 年度	15	12 年度比	1 人 1 日当たりごみ総排出量	1,132	1,106	▲26 ▲2.3%	家庭系ごみ	743.1	742.8	▲0.3 ▲0.04%	事業系ごみ	388.9	363.2	▲25.7 ▲6.6%	1 人 1 日当たりごみ資源化量	110.1	135.7	25.6 23.3%	家庭系ごみ	72.3	91.1	18.8 26.0%	事業系ごみ	37.8	44.6	6.8 18.0%
区 分	12 年度	13	14	15	12 年度比																																											
1 人 1 日当たり家庭ごみの量	633	634	618	607	▲4.1%																																											
1 日当たり事業所ごみの量	9.9	9.3	9.3	9.3	▲6.1%																																											
区 分	12 年度	15	12 年度比																																													
1 人 1 日当たりごみ総排出量	1,132	1,106	▲26 ▲2.3%																																													
家庭系ごみ	743.1	742.8	▲0.3 ▲0.04%																																													
事業系ごみ	388.9	363.2	▲25.7 ▲6.6%																																													
1 人 1 日当たりごみ資源化量	110.1	135.7	25.6 23.3%																																													
家庭系ごみ	72.3	91.1	18.8 26.0%																																													
事業系ごみ	37.8	44.6	6.8 18.0%																																													
(2) 再使用（リユース）の取組の進展状況	循環基本計画において、再使用（リユース）に係る取組指標が未設定。また、リユースの取組の実態を示す定量的データが不十分																																															
(3) 再生利用（リサイクル）の取組の進展状況	循環基本計画において、経済社会に投入されるものの全体量のうち循環利用量(注)の占める割合を表す指標として、以下の目標が設定 ① 循環利用率（循環利用量／（循環利用量＋天然資源等投入量）） ＜22 年度目標：約 14.0%＞ 循環利用率の推移をみると、表－3 のとおり、上昇傾向。この要因は、天然資源等投入量が減少し、循環利用量が増加したことによる。 (注) 循環利用量は、一般廃棄物及び産業廃棄物に係る再生利用量、環境省において把握しているリユース量等の合計値である。	表－3 循環利用率の推移 (単位：％、万 t) <table><tr><th>区 分</th><th>9 年度</th><th>12</th><th>15</th></tr><tr><td>循環利用率(a/(a+b))</td><td>9.0</td><td>10.0</td><td>11.3</td></tr><tr><td>循環利用量 a</td><td>19,200</td><td>21,300</td><td>22,300</td></tr><tr><td>一般廃棄物に係る再生利用量</td><td>586</td><td>786</td><td>916</td></tr><tr><td>産業廃棄物に係る再生利用量</td><td>16,900</td><td>18,400</td><td>20,100</td></tr><tr><td>リユース量</td><td>300</td><td>300</td><td>300</td></tr><tr><td>その他（し尿、廃棄物統計外）</td><td>1,414</td><td>1,814</td><td>984</td></tr><tr><td>天然資源等投入量 b</td><td>195,000</td><td>191,200</td><td>175,400</td></tr></table> (注) 環境省の資料により、当省が作成	区 分	9 年度	12	15	循環利用率(a/(a+b))	9.0	10.0	11.3	循環利用量 a	19,200	21,300	22,300	一般廃棄物に係る再生利用量	586	786	916	産業廃棄物に係る再生利用量	16,900	18,400	20,100	リユース量	300	300	300	その他（し尿、廃棄物統計外）	1,414	1,814	984	天然資源等投入量 b	195,000	191,200	175,400														
区 分	9 年度	12	15																																													
循環利用率(a/(a+b))	9.0	10.0	11.3																																													
循環利用量 a	19,200	21,300	22,300																																													
一般廃棄物に係る再生利用量	586	786	916																																													
産業廃棄物に係る再生利用量	16,900	18,400	20,100																																													
リユース量	300	300	300																																													
その他（し尿、廃棄物統計外）	1,414	1,814	984																																													
天然資源等投入量 b	195,000	191,200	175,400																																													

区 分	調 査 ・ 分 析 結 果 (ポ イ ン ト)	関係データ				
2 3 R対策等の効果の発 現状況 (1) 天然資源の消費抑制 及び環境負荷低減の変 化	循環基本計画において、次のとおり、物質フロー指標(2指標)及び取組指標(1指標)が設定 ① 資源生産性(=GDP／天然資源等投入量)の変化 <22年度目標：約39万円／t> (より少ない資源でどれだけ大きな豊かさを生み出しているかを測る指標) 資源生産性の推移をみると、表－4のとおり、上昇傾向 この要因は、GDPが上昇し、天然資源等投入量(注)のうち土石系資源が減少していることによる。 化石燃料系資源及び金属系資源の投入量は、逆に増加傾向 (注)「天然資源等投入量」とは、国産・輸入天然資源及び輸入製品の量を示す。 ② 最終処分量(廃棄物の埋立量)の変化 <22年度目標：2,800万t> 最終処分量(率)の推移をみると、表－5のとおり、減少傾向にあり、目標達成に向けて着実に進展。ただし、一般廃棄物及び産業廃棄物の排出量の推移は、横ばい傾向 今後、住宅・社会資本の更新に伴う、建設副産物の排出量の増大が予測 一方、最終処分場の残余年数の推移をみると、表－6のとおり。特に、首都圏における産業廃棄物の最終処分場の残余年数が、15年度末現在、2.3年分と引き続きひっ迫	表－4 資源生産性の推移 (単位：万円／t、千億円、百万t、%)				
		区 分		9年度	12	15
		資源生産性 (a/b)		26.8	28.1	31.6
		国内総生産(GDP)a		5,230	5,380	5,540
		天然資源等投入量b		195,000	191,200	175,400
		化石燃料系資源		47,100	48,500	49,900
		金属系資源		15,800	16,200	15,900
		計		62,900	64,700	65,800
		バイオマス系資源		22,800	21,700	20,100
		土石系資源		109,400	104,800	89,600
(注) 環境省の資料に基づき、当省が作成						
表－5 最終処分量等の推移 (単位：万t、%)						
区 分		9年度	12	15		
排 出 量	一 般 廃 棄 物	5,310	5,483	5,427		
	産 業 廃 棄 物	41,500	40,600	41,200		
	計 (指 数)	46,810 (100)	46,083 (98)	46,627 (99)		
最 終 処 分 量	一 般 廃 棄 物	1,201	1,051	845		
	産 業 廃 棄 物	6,700	4,500	3,044		
	計 (指 数)	7,901 (100)	5,551 (70)	3,889 (49)		
	<最終処分率>	<16.9>	<12.0>	<8.3>		
(注) 1 環境省の資料に基づき、当省が作成						
2 最終処分率＝最終処分量／排出量による。						
表－6 最終処分場の残余年数の推移 (単位：年)						
区 分		9年度	12	15		
一般廃棄物(全国)		11.2	12.2	13.2		
首 都 圏		10.3	11.2	11.4		
産業廃棄物(全国)		3.1	3.9	6.1		
首 都 圏		0.7	1.2	2.3		
(注) 環境省の資料による。						

区 分	調 査 ・ 分 析 結 果（ポイント）	関係データ																																																																													
	③ 産業廃棄物の最終処分量の変化 ＜22 年度目標：2 年度比約 75%減＝約 2, 200 万 t＞ 産業廃棄物の最終処分量の推移をみると、表－7 のとおり、15 年度は 3, 000 万 t で、2 年度と比べ 65%減少。この要因は、再生利用量等の増加による。一方、産業廃棄物の排出量の削減は進んでおらず、近年は増加傾向 (注) 当該目標は、産業界（日本経団連）において、平成 2 年度を基準年として取り組んできた経緯を踏まえ、循環基本計画において平成 2 年度を基準年としている。	表－7 産業廃棄物の排出及び処理の状況 (単位：万 t、%) <table><tr><th>区 分</th><th>2 年度</th><th>9</th><th>12</th><th>15</th><th>2 年度比</th></tr><tr><td>排 出 量</td><td>39, 500</td><td>41, 500</td><td>40, 600</td><td>41, 200</td><td>4. 3</td></tr><tr><td>再生利用量</td><td>15, 100</td><td>16, 900</td><td>18, 400</td><td>20, 100</td><td>33. 1</td></tr><tr><td>再生利用率</td><td>38. 2</td><td>40. 7</td><td>45. 3</td><td>48. 8</td><td>10. 6</td></tr><tr><td>中間処理量</td><td>15, 500</td><td>17, 900</td><td>17, 700</td><td>18, 000</td><td>16. 1</td></tr><tr><td>最終処分量</td><td>8, 900</td><td>6, 700</td><td>4, 500</td><td>3, 000</td><td>▲65. 3</td></tr><tr><td>最終処分率</td><td>22. 5</td><td>16. 1</td><td>11. 1</td><td>7. 3</td><td>▲15. 2</td></tr></table> (注) 1 環境省の資料に基づき、当省が作成 2 再生利用率は、再生利用量の排出量に占める割合である。 3 最終処分率は、最終処分量の排出量に占める割合である。 (参考) 表－8 一般廃棄物の排出及び処理の状況 (単位：万 t、%) <table><tr><th>区 分</th><th>9 年度</th><th>12</th><th>15</th><th>9 年度比</th></tr><tr><td>排 出 量</td><td>5, 120</td><td>5, 236</td><td>5, 161</td><td>0. 8</td></tr><tr><td>再生利用量</td><td>586</td><td>786</td><td>916</td><td>36. 0</td></tr><tr><td>再生利用率</td><td>11. 0</td><td>14. 3</td><td>16. 8</td><td>5. 8</td></tr><tr><td>中間処理量</td><td>3, 522</td><td>3, 648</td><td>3, 676</td><td>4. 4</td></tr><tr><td>最終処分量</td><td>1, 201</td><td>1, 051</td><td>845</td><td>▲42. 1</td></tr><tr><td>最終処分率</td><td>16. 9</td><td>12. 0</td><td>8. 3</td><td>▲8. 6</td></tr></table> (注) 1 環境省の資料に基づき、当省が作成 2 再生利用率は、再生利用量の排出量に占める割合である。 3 最終処分率は、最終処分量の排出量に占める割合である。	区 分	2 年度	9	12	15	2 年度比	排 出 量	39, 500	41, 500	40, 600	41, 200	4. 3	再生利用量	15, 100	16, 900	18, 400	20, 100	33. 1	再生利用率	38. 2	40. 7	45. 3	48. 8	10. 6	中間処理量	15, 500	17, 900	17, 700	18, 000	16. 1	最終処分量	8, 900	6, 700	4, 500	3, 000	▲65. 3	最終処分率	22. 5	16. 1	11. 1	7. 3	▲15. 2	区 分	9 年度	12	15	9 年度比	排 出 量	5, 120	5, 236	5, 161	0. 8	再生利用量	586	786	916	36. 0	再生利用率	11. 0	14. 3	16. 8	5. 8	中間処理量	3, 522	3, 648	3, 676	4. 4	最終処分量	1, 201	1, 051	845	▲42. 1	最終処分率	16. 9	12. 0	8. 3	▲8. 6
区 分	2 年度	9	12	15	2 年度比																																																																										
排 出 量	39, 500	41, 500	40, 600	41, 200	4. 3																																																																										
再生利用量	15, 100	16, 900	18, 400	20, 100	33. 1																																																																										
再生利用率	38. 2	40. 7	45. 3	48. 8	10. 6																																																																										
中間処理量	15, 500	17, 900	17, 700	18, 000	16. 1																																																																										
最終処分量	8, 900	6, 700	4, 500	3, 000	▲65. 3																																																																										
最終処分率	22. 5	16. 1	11. 1	7. 3	▲15. 2																																																																										
区 分	9 年度	12	15	9 年度比																																																																											
排 出 量	5, 120	5, 236	5, 161	0. 8																																																																											
再生利用量	586	786	916	36. 0																																																																											
再生利用率	11. 0	14. 3	16. 8	5. 8																																																																											
中間処理量	3, 522	3, 648	3, 676	4. 4																																																																											
最終処分量	1, 201	1, 051	845	▲42. 1																																																																											
最終処分率	16. 9	12. 0	8. 3	▲8. 6																																																																											

区 分	調 査 ・ 分 析 結 果（ポイント）	関係データ																																																							
(2) 補完的な指標による 効果の発現状況	上記の指標に加え、環境負荷の低減に係る効果の発現状況について、より多面的に測定・分析が可能な分野は、以下のとおり。 ○ 廃棄物の焼却・埋立等に起因する温室効果ガスの排出削減の現状 環境基本計画（平成 18 年 4 月 17 日閣議決定）において、「循環型社会づくりと脱温暖化社会づくりの取組は、いずれも社会経済システムやライフスタイルの見直しを必要とするものであり、両者の相乗効果（シナジー）を最大限に発揮するよう、分野横断的な対策を推進。特に、廃棄物の 3 R の進展が阻害されないよう十分留意しながら、「京都議定書目標達成計画（平成 17 年 4 月 28 日閣議決定）」に沿って、廃棄物熱回収の促進や廃棄物発電の導入促進を図る・・・」旨が記載されており、循環型社会づくりと地球温暖化対策との有機的な連携を図ることが指摘 京都議定書目標達成計画の進捗状況をみると、廃棄物の焼却等に起因する二酸化炭素及び一酸化二窒素は、表－9 のとおり、基準年に比べ増加	表－9 温室効果ガスの排出抑制の進ちょく状況 (単位：百万 tCO₂、%) <table><tr><th>区 分</th><th>平成2年 (基準年)</th><th>16</th><th>2年比</th><th>22 年 目標</th></tr><tr><td>二酸化炭素（CO₂）</td><td>1,139</td><td>1,279</td><td>12.3</td><td>1,126</td></tr><tr><td>エネルギー起源</td><td>1,056</td><td>1,193</td><td>13.0</td><td>1,056</td></tr><tr><td>非エネルギー起源</td><td>82.3</td><td>86.3</td><td>4.9</td><td>70</td></tr><tr><td>工業プロセス</td><td>59.8</td><td>50.4</td><td>▲15.7</td><td></td></tr><tr><td>廃棄物（焼却等）</td><td>22.5</td><td>35.9</td><td>59.6</td><td></td></tr><tr><td>燃料からの漏出</td><td>0.04</td><td>0.04</td><td>0.0</td><td></td></tr><tr><td>一酸化二窒素（N₂O）</td><td>33.2</td><td>28.4</td><td>▲14.5</td><td>34</td></tr><tr><td>農業(家畜排泄物等)</td><td>14.4</td><td>12.0</td><td>▲16.7</td><td></td></tr><tr><td>廃棄物(排水処理、焼却)</td><td>3.5</td><td>4.2</td><td>20.0</td><td></td></tr><tr><td>その他燃料の焼却等</td><td>15.3</td><td>12.2</td><td>▲20.3</td><td></td></tr></table> (注) 環境省の資料に基づき、当省が作成	区 分	平成2年 (基準年)	16	2年比	22 年 目標	二酸化炭素（CO ₂ ）	1,139	1,279	12.3	1,126	エネルギー起源	1,056	1,193	13.0	1,056	非エネルギー起源	82.3	86.3	4.9	70	工業プロセス	59.8	50.4	▲15.7		廃棄物（焼却等）	22.5	35.9	59.6		燃料からの漏出	0.04	0.04	0.0		一酸化二窒素（N ₂ O）	33.2	28.4	▲14.5	34	農業(家畜排泄物等)	14.4	12.0	▲16.7		廃棄物(排水処理、焼却)	3.5	4.2	20.0		その他燃料の焼却等	15.3	12.2	▲20.3	
区 分	平成2年 (基準年)	16	2年比	22 年 目標																																																					
二酸化炭素（CO ₂ ）	1,139	1,279	12.3	1,126																																																					
エネルギー起源	1,056	1,193	13.0	1,056																																																					
非エネルギー起源	82.3	86.3	4.9	70																																																					
工業プロセス	59.8	50.4	▲15.7																																																						
廃棄物（焼却等）	22.5	35.9	59.6																																																						
燃料からの漏出	0.04	0.04	0.0																																																						
一酸化二窒素（N ₂ O）	33.2	28.4	▲14.5	34																																																					
農業(家畜排泄物等)	14.4	12.0	▲16.7																																																						
廃棄物(排水処理、焼却)	3.5	4.2	20.0																																																						
その他燃料の焼却等	15.3	12.2	▲20.3																																																						

廃棄物処理法に関する効果の発現状況

区 分	調査・分析結果	関係データ																								
1 3 R対策等の現況 (1) 発生抑制（リデュース） の取組の進展状況	【一般廃棄物】 ① 廃棄物の排出量の目標の達成状況 廃棄物の減量及びその他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「基本的方針」という。）において、排出量の中間目標及び最終目標が設定 排出量（※計画処理量、直接搬入量及び集団回収量の合計） 平成 17 年度中間目標（5,100 万 t）、平成 22 年度最終目標（4,900 万 t） 排出量は、表－1 のとおり、平成 12 年度をピークに減少傾向にあるものの、16 年度の排出量は、基準年の 9 年度に比べ、28 万 t 増加 直近 3 年間の傾向を基に当省が将来推計を行ったところ、中間目標の達成に向け進展しているとは言えない。 また、排出量を家庭系及び事業系ごみ別にみると、 i）家庭系ごみは、平成 9 年度以降増減を繰り返している（排出量に占める割合は 7 割弱）。 ii）事業系ごみは、平成 12 年度以降減少傾向にあるが、16 年度の排出量は 9 年度排出量に比べると大きい（排出量に占める割合は 3 割強）。	表－1 基本的方針に基づく目標進ちょく状況（一般廃棄物） (単位：万 t) <table><tr><th>区 分</th><th>平成 9 年度</th><th>12</th><th>16</th><th>17 中間目標</th><th>22 最終目標</th></tr><tr><td>排 出 量 (指数)</td><td>5,310 (100)</td><td>5,483 (103.3)</td><td>5,338 (100.5)</td><td>5,100 (96.0)</td><td>4,900 (92.3)</td></tr><tr><td>家庭系 (指数)</td><td>3,712 (100)</td><td>3,684 (99.2)</td><td>3,684 (99.2)</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>事業系 (指数)</td><td>1,598 (100)</td><td>1,799 (112.6)</td><td>1,654 (103.5)</td><td>—</td><td>—</td></tr></table> (注) 1 環境省データを基に当省が作成 2 排出量＝計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量 3 集団回収量は家庭系に含む。 4 指数は平成 9 年度時点の排出量を 100 とした場合の指数	区 分	平成 9 年度	12	16	17 中間目標	22 最終目標	排 出 量 (指数)	5,310 (100)	5,483 (103.3)	5,338 (100.5)	5,100 (96.0)	4,900 (92.3)	家庭系 (指数)	3,712 (100)	3,684 (99.2)	3,684 (99.2)	—	—	事業系 (指数)	1,598 (100)	1,799 (112.6)	1,654 (103.5)	—	—
区 分	平成 9 年度	12	16	17 中間目標	22 最終目標																					
排 出 量 (指数)	5,310 (100)	5,483 (103.3)	5,338 (100.5)	5,100 (96.0)	4,900 (92.3)																					
家庭系 (指数)	3,712 (100)	3,684 (99.2)	3,684 (99.2)	—	—																					
事業系 (指数)	1,598 (100)	1,799 (112.6)	1,654 (103.5)	—	—																					

区	分	調査・分析結果	関係データ																																		
		② 家庭系ごみの組成別排出量 環境省が実施している「容器包装廃棄物の使用・排出実態調査」による全国6都市の組成分析結果を基に、一般廃棄物の排出量の7割弱を占める家庭系ごみの組成について当省が推計(注)。この結果をみると、表―2のとおり (注) 環境省が実施する「容器包装廃棄物の使用・排出実態調査」により、サンプル抽出された6都市の排出ごみの組成について、前3か年度の平均を取り、推計 【増大要因】 ① 紙ごみは、平成11年度以降おおむね増加傾向（家庭系ごみの排出量の約4分の1） ② その他ごみ(繊維類や容器包装以外のプラスチック製品)は、平成12年度以降増加傾向(家庭系ごみの排出量の約6分の1) 【減少要因】 ① 生ごみは、平成13年度以降減少傾向（家庭系ごみの排出量の約3分の1） ② 容器包装廃棄物は、平成12年度以降減少傾向（家庭系ごみの排出量の約4分の1）	表―2 家庭系ごみの組成別排出量（当省推計） (単位：万t、%) <table><tr><th>区 分</th><th>平成11年度</th><th>12</th><th>13</th><th>16</th></tr><tr><td>生 ご み (割 合)</td><td>1,188 (36.6)</td><td>1,236 (37.8)</td><td>1,247 (37.1)</td><td>1,073 (32.4)</td></tr><tr><td>容 器 包 装 (割 合)</td><td>789 (24.3)</td><td>806 (24.7)</td><td>800 (23.8)</td><td>795 (24.0)</td></tr><tr><td>紙 類 (割 合)</td><td>757 (23.3)</td><td>790 (24.2)</td><td>849 (25.3)</td><td>852 (25.7)</td></tr><tr><td>そ の 他 (割 合)</td><td>509 (15.7)</td><td>435 (13.3)</td><td>466 (13.9)</td><td>591 (17.9)</td></tr><tr><td>合 計 (割 合)</td><td>3,243 (100.0)</td><td>3,267 (100.0)</td><td>3,362 (100.0)</td><td>3,311 (100.0)</td></tr></table> (注) 1 環境省データを基に当省が作成 2 本表はサンプル6都市の前3か年度平均から算出した組成率を基に、組成別排出量＝(家庭系ごみ排出量(自家処理量及び集団回収量を除く。)-粗大ごみ排出量)×組成率で算出 3 紙類には紙製容器包装及び紙パック類は含まない。 4 割合は、合計に占める割合 5 割合は四捨五入のため、合計が100%にならない場合がある。					区 分	平成11年度	12	13	16	生 ご み (割 合)	1,188 (36.6)	1,236 (37.8)	1,247 (37.1)	1,073 (32.4)	容 器 包 装 (割 合)	789 (24.3)	806 (24.7)	800 (23.8)	795 (24.0)	紙 類 (割 合)	757 (23.3)	790 (24.2)	849 (25.3)	852 (25.7)	そ の 他 (割 合)	509 (15.7)	435 (13.3)	466 (13.9)	591 (17.9)	合 計 (割 合)	3,243 (100.0)	3,267 (100.0)	3,362 (100.0)	3,311 (100.0)
		区 分	平成11年度	12	13	16																															
		生 ご み (割 合)	1,188 (36.6)	1,236 (37.8)	1,247 (37.1)	1,073 (32.4)																															
		容 器 包 装 (割 合)	789 (24.3)	806 (24.7)	800 (23.8)	795 (24.0)																															
		紙 類 (割 合)	757 (23.3)	790 (24.2)	849 (25.3)	852 (25.7)																															
		そ の 他 (割 合)	509 (15.7)	435 (13.3)	466 (13.9)	591 (17.9)																															
		合 計 (割 合)	3,243 (100.0)	3,267 (100.0)	3,362 (100.0)	3,311 (100.0)																															

区	分	調査・分析結果	関係データ																																														
		③ 家庭系ごみ処理の有料化の効果 当省が、家庭系ごみ処理の有料化の状況等について、204 市区町村を調査した結果、103 市町村（50.5％）で実施（調査時点） 204 市区町村のうち、グループ A（平成 11 年度から 14 年度までの間に可燃ごみ又は不燃ごみ処理の有料化を実施した市町村）の 34 市町村とグループ B（ごみ処理手数料を徴収していない市町村）の 99 市町村について、平成 9 年度と 16 年度の排出量を比較した結果は、表－3 のとおり なお、平成 10 年度以前又は平成 15 年度以降にごみ処理の有料化を導入した市町村及び特別区については、分析対象から除外 i）ごみ処理の有料化の効果の発現状況 平成 9 年度比で排出量が減少又は微減した市町村は、 ・ 有料化を実施している市町村では、34 市町村中 24 市町村（70.5％） ・ 有料化を実施していない市町村では、99 市町村中 42 市町村（42.4％） 平成 9 年度比で排出量が増加又は微増した市町村は、 ・ 有料化を実施している市町村では、34 市町村中 8 市町村（23.5％） ・ 有料化を実施していない市町村では、99 市町村中 54 市町村（54.6％）	表－3 家庭系ごみ有料化実施状況及び効果の発現状況 (単位：％) <table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>計</th><th>平成 9 年度と 16 年度との排出量比較</th><th>内訳</th><th>割合</th></tr><tr><td rowspan="5">有料化実施</td><td rowspan="5">平成11年度から14年度までの間に可燃ごみ又は不燃ごみ処理の有料化を実施した市町村</td><td rowspan="5">34</td><td>減少（10％以上の減）</td><td>18</td><td>52.9</td></tr><tr><td>微減（1％以上の減）</td><td>6</td><td>17.6</td></tr><tr><td>横ばい（±1％以内）</td><td>2</td><td>5.9</td></tr><tr><td>微増（1％以上の増）</td><td>3</td><td>8.8</td></tr><tr><td>増加（10％以上の増）</td><td>5</td><td>14.7</td></tr><tr><td rowspan="5">非有料化</td><td rowspan="5">ごみ処理手数料を徴収していない市町村</td><td rowspan="5">99</td><td>減少（10％以上の減）</td><td>15</td><td>15.2</td></tr><tr><td>微減（1％以上の減）</td><td>27</td><td>27.3</td></tr><tr><td>横ばい（±1％以内）</td><td>3</td><td>3.0</td></tr><tr><td>微増（1％以上の増）</td><td>29</td><td>29.3</td></tr><tr><td>増加（10％以上の増）</td><td>25</td><td>25.3</td></tr></table> (注) 1 環境省のデータに基づき当省が作成 2 割合は当該グループ全体に占める割合 3 割合は四捨五入のため、合計が 100％にならない場合がある。					区 分		計	平成 9 年度と 16 年度との排出量比較	内訳	割合	有料化実施	平成11年度から14年度までの間に可燃ごみ又は不燃ごみ処理の有料化を実施した市町村	34	減少（10％以上の減）	18	52.9	微減（1％以上の減）	6	17.6	横ばい（±1％以内）	2	5.9	微増（1％以上の増）	3	8.8	増加（10％以上の増）	5	14.7	非有料化	ごみ処理手数料を徴収していない市町村	99	減少（10％以上の減）	15	15.2	微減（1％以上の減）	27	27.3	横ばい（±1％以内）	3	3.0	微増（1％以上の増）	29	29.3	増加（10％以上の増）	25	25.3
区 分		計	平成 9 年度と 16 年度との排出量比較	内訳	割合																																												
有料化実施	平成11年度から14年度までの間に可燃ごみ又は不燃ごみ処理の有料化を実施した市町村	34	減少（10％以上の減）	18	52.9																																												
			微減（1％以上の減）	6	17.6																																												
			横ばい（±1％以内）	2	5.9																																												
			微増（1％以上の増）	3	8.8																																												
			増加（10％以上の増）	5	14.7																																												
非有料化	ごみ処理手数料を徴収していない市町村	99	減少（10％以上の減）	15	15.2																																												
			微減（1％以上の減）	27	27.3																																												
			横ばい（±1％以内）	3	3.0																																												
			微増（1％以上の増）	29	29.3																																												
			増加（10％以上の増）	25	25.3																																												

区 分	調査・分析結果	関係データ																					
	ii) 有料化を実施していない市町村の状況 ごみ処理の有料化を実施していない市町村においても、平成9年度に比べ、16年度の排出量が10%以上減少している市町村が99市町村のうち15市町村(15.2%)みられた。 これらの市町村においては、有料化以外の手法により、ごみの減量化が進展したものと考えられる。 ④ ごみ減量化に向けてのその他の施策 表－4のとおり、当省が調査した204市区町村では、ごみ減量化に向けた各種の取組みを実施 生ごみ対策(生ごみコンポスト等の導入に当たっての補助、生ごみの水切り運動徹底の呼びかけ等)や市民・事業者・行政の協働(協働組織の設立、ごみ減量化推進委員制度、エコショップ制度等)、環境教育の実施など そのほか、チラシ・キャンペーン等による広報の充実、マイバッグ持参運動の呼びかけなどのレジ袋対策、リサイクル推進協力店制度など	表－4 204市区町村における主なごみ減量化の取組状況 (単位：市区町村数、%) <table> <tr> <th>減 量 化 施 策</th><th>実施市町村数</th><th>割 合</th></tr> <tr> <td>生ごみ対策</td><td>171</td><td>83.8</td></tr> <tr> <td>減量化目標値 の 設 定</td><td>151</td><td>74.0</td></tr> <tr> <td>ごみ処理の有料化</td><td>103</td><td>50.5</td></tr> <tr> <td>市民・事業者・ 行政の協働</td><td>72</td><td>35.3</td></tr> <tr> <td>環境教育の実施</td><td>57</td><td>27.9</td></tr> <tr> <td>分析調査の実施</td><td>21</td><td>10.3</td></tr> </table> (注) 当省の調査による。	減 量 化 施 策	実施市町村数	割 合	生ごみ対策	171	83.8	減量化目標値 の 設 定	151	74.0	ごみ処理の有料化	103	50.5	市民・事業者・ 行政の協働	72	35.3	環境教育の実施	57	27.9	分析調査の実施	21	10.3
減 量 化 施 策	実施市町村数	割 合																					
生ごみ対策	171	83.8																					
減量化目標値 の 設 定	151	74.0																					
ごみ処理の有料化	103	50.5																					
市民・事業者・ 行政の協働	72	35.3																					
環境教育の実施	57	27.9																					
分析調査の実施	21	10.3																					

区 分	調査・分析結果		関係データ																																
(2) 再使用（リユース）の取組の進展状況	有料化を実施していない99市町村のうち、10%以上の減量効果を上げた15市町村をみると、表－5のとおり、市民・事業者・行政の協働、分析調査の実施については、その他市町村に比べ実施率が高い。		表－5 有料化未実施の99市町村における施策の実施状況 (単位：％)																																
			<table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>減量化 目標値 の設定</th><th>市民・ 事業 者・ 行政の 協働</th><th>分析 調査 の実施</th><th>環境 教育</th><th>生ごみ 対策</th></tr><tr><td>有料化未実施 市町村全体 (割 合)</td><td>99 (100.0)</td><td>77 (77.8)</td><td>44 (44.4)</td><td>16 (16.2)</td><td>32 (32.3)</td><td>79 (79.8)</td></tr><tr><td>うち10% 以上減量化 した市町村 (割 合)</td><td>15 (100.0)</td><td>11 (77.3)</td><td>7 (46.7)</td><td>4 (26.7)</td><td>3 (20.0)</td><td>6 (40.0)</td></tr><tr><td>その他の 市町村 (割 合)</td><td>84 (100.0)</td><td>66 (78.6)</td><td>37 (44.0)</td><td>12 (14.3)</td><td>29 (34.5)</td><td>73 (86.9)</td></tr></table>						区 分		減量化 目標値 の設定	市民・ 事業 者・ 行政の 協働	分析 調査 の実施	環境 教育	生ごみ 対策	有料化未実施 市町村全体 (割 合)	99 (100.0)	77 (77.8)	44 (44.4)	16 (16.2)	32 (32.3)	79 (79.8)	うち10% 以上減量化 した市町村 (割 合)	15 (100.0)	11 (77.3)	7 (46.7)	4 (26.7)	3 (20.0)	6 (40.0)	その他の 市町村 (割 合)	84 (100.0)	66 (78.6)	37 (44.0)	12 (14.3)	29 (34.5)
区 分		減量化 目標値 の設定	市民・ 事業 者・ 行政の 協働	分析 調査 の実施	環境 教育	生ごみ 対策																													
有料化未実施 市町村全体 (割 合)	99 (100.0)	77 (77.8)	44 (44.4)	16 (16.2)	32 (32.3)	79 (79.8)																													
うち10% 以上減量化 した市町村 (割 合)	15 (100.0)	11 (77.3)	7 (46.7)	4 (26.7)	3 (20.0)	6 (40.0)																													
その他の 市町村 (割 合)	84 (100.0)	66 (78.6)	37 (44.0)	12 (14.3)	29 (34.5)	73 (86.9)																													
			(注) 1 当省の調査による。 2 割合は各区分の全体数に占める割合																																
	【産業廃棄物】 平成17年度中間目標（43,900万t）及び平成22年度最終目標(45,800万t) 9年度以降の排出量は、表－6のとおり、目標値内で推移		表－6 基本的方針に基づく目標進ちょく状況(産業廃棄物) (単位：万t)																																
			<table><tr><th>区 分</th><th>平成9年度</th><th>12</th><th>15</th><th>17 中間目標</th><th>22 最終目標</th></tr><tr><td>排 出 量 (指数)</td><td>41,500 (100)</td><td>40,600 (97.8)</td><td>41,200 (99.3)</td><td>43,900 (105.8)</td><td>45,800 (110.4)</td></tr></table>						区 分	平成9年度	12	15	17 中間目標	22 最終目標	排 出 量 (指数)	41,500 (100)	40,600 (97.8)	41,200 (99.3)	43,900 (105.8)	45,800 (110.4)															
区 分	平成9年度	12	15	17 中間目標	22 最終目標																														
排 出 量 (指数)	41,500 (100)	40,600 (97.8)	41,200 (99.3)	43,900 (105.8)	45,800 (110.4)																														
			(注) 1 環境省データを基に当省が作成 2 指数は平成9年度時点の排出量を100とした場合の指数																																
	廃棄物処理法には、再使用（リユース）に係る規定なし。																																		

区 分	調査・分析結果	関係データ																		
(3) 再生利用（リサイクル） の取組の進展状況	○ リサイクルの現状及び目標の達成見込み 再生利用量は一般廃棄物、産業廃棄物とも平成9年度以降、増加傾向																			
	【一般廃棄物】 一般廃棄物の再生利用量及び再生利用率は基本方針で、平成17年度中間目標（再生利用量1,000万t、再生利用率20.0%）、平成22年度最終目標（同1,200万t、24.0%）を設定 平成9年度から16年度までの傾向は表－7のとおり増加傾向 i) 再生利用量 中間目標の達成まで60万tが必要 ii) 再生利用率 中間目標の達成まで2.4%の増が必要。これまでの傾向をみると、年平均1%前後の伸びにとどまっており、中間目標の達成に向け進展しているとは言えない。	表－7 再生利用量及び再生利用率の推移（一般廃棄物） (単位：万t、%) <table><tr><th>区 分</th><th>平成9年度</th><th>12</th><th>16</th><th>17 中間目標</th><th>22 最終目標</th></tr><tr><td>再 生 利 用 量 (指 数)</td><td>586 (100)</td><td>786 (134.1)</td><td>940 (160.4)</td><td>1,000 (170.6)</td><td>1,200 (204.8)</td></tr><tr><td>再 生 利 用 率</td><td>11.0</td><td>14.3</td><td>17.6</td><td>20.0</td><td>24.0</td></tr></table> (注) 1 本表は環境省データを基に当省が作成 2 指数は平成9年度時点の排出量を100とした場合の指数 3 再生利用率 = 再生利用量／排出量	区 分	平成9年度	12	16	17 中間目標	22 最終目標	再 生 利 用 量 (指 数)	586 (100)	786 (134.1)	940 (160.4)	1,000 (170.6)	1,200 (204.8)	再 生 利 用 率	11.0	14.3	17.6	20.0	24.0
	区 分	平成9年度	12	16	17 中間目標	22 最終目標														
再 生 利 用 量 (指 数)	586 (100)	786 (134.1)	940 (160.4)	1,000 (170.6)	1,200 (204.8)															
再 生 利 用 率	11.0	14.3	17.6	20.0	24.0															
【産業廃棄物】 産業廃棄物の再生利用量及び再生利用率は基本方針で、平成17年度中間目標（再生利用量20,500万t、再生利用率47.0%）及び平成22年度最終目標（同21,700万t、47.0%）を設定。平成9年度から15年度までの傾向は、表－8のとおり i) 再生利用量 中間目標の達成まで400万tが必要 ii) 再生利用率 すでに中間目標及び最終目標を達成	表－8 再生利用量及び再生利用率の推移（産業廃棄物） (単位：万t、%) <table><tr><th>年 度</th><th>平成9年度</th><th>12</th><th>15</th><th>17 中間目標</th><th>22 最終目標</th></tr><tr><td>再 生 利 用 量 (指 数)</td><td>16,900 (100)</td><td>18,400 (108.9)</td><td>20,100 (118.9)</td><td>20,500 (121.3)</td><td>21,700 (128.4)</td></tr><tr><td>再 生 利 用 率</td><td>40.7</td><td>45.3</td><td>48.8</td><td>47.0</td><td>47.0</td></tr></table> (注) 1 本表は環境省データを基に当省が作成 2 指数は平成9年度時点の排出量を100とした場合の指数 3 再生利用率 = 再生利用量／排出量	年 度	平成9年度	12	15	17 中間目標	22 最終目標	再 生 利 用 量 (指 数)	16,900 (100)	18,400 (108.9)	20,100 (118.9)	20,500 (121.3)	21,700 (128.4)	再 生 利 用 率	40.7	45.3	48.8	47.0	47.0	
年 度	平成9年度	12	15	17 中間目標	22 最終目標															
再 生 利 用 量 (指 数)	16,900 (100)	18,400 (108.9)	20,100 (118.9)	20,500 (121.3)	21,700 (128.4)															
再 生 利 用 率	40.7	45.3	48.8	47.0	47.0															

区 分	調査・分析結果	関係データ
(4) 適正処理の取組の進展状況	- 市町村は、廃棄物処理法に基づき、一般廃棄物を収集、運搬及び処分の義務が課されている。 ただし、同法により、環境大臣は、現に市町村がその処理を行っているものであって、市町村の一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らしその適正な処理が全国各地で困難となっているものを指定することができる（平成18年度現在、タイヤ、テレビ、冷蔵庫、スプリングマットレスの4品目が指定）。 - 当省が565市区町村に対し、一般廃棄物の処理状況を調査した結果、i) 環境負荷物質含有、ii) 重量・寸法、iii) 破碎困難性、iv) 危険性・有害性、v) リサイクル困難性を理由として、法指定4品目以外に、市町村が処理を行っていない事例（103品目）がみられた。 103品目のうち、多数の市区町村が処理を行っていない品目は次のとおり i) 農薬・殺虫剤…457市区町村（80.9%） ii) 在宅医療廃棄物…431市区町村（76.3%） iii) 小型ガスボンベ…427市区町村（75.6%） iv) 塗料類…397市区町村（70.3%） v) 消火器…396市区町村（70.1%） となっている。 （注）（ ）内は、565市区町村中、処理を行っていない市区町村の割合 なお、103品目の中には、廃棄物処理法の特例による回収・処理システムが確立されている品目（消火器）が含まれている。また、スプリングマットレスについては、適正処理困難物指定されているものの、回収・処理システムが確立しているとはいえない状況がみられる。	

区 分	調査・分析結果	関係データ																																				
2 3 R対策等の効果の発現状況	○ 最終処分量の現状及び目標の達成状況 一般廃棄物、産業廃棄物ともに最終処分量及び最終処分率は、表－9及び10のとおり、平成9年度以降減少傾向	表－9 最終処分量及び最終処分率の推移（一般廃棄物） (単位：万t、%) <table><tr><th>年度</th><th>平成9年度</th><th>12</th><th>16</th><th>17 中間目標</th><th>22 最終目標</th></tr><tr><td>最終処分量 (指 数)</td><td>1,201 (100)</td><td>1,051 (87.5)</td><td>809 (67.4)</td><td>770 (64.1)</td><td>640 (53.3)</td></tr><tr><td>直 接 最終処分 (指 数)</td><td>433 (100)</td><td>308 (71.2)</td><td>177 (40.9)</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>焼却残さ (指 数)</td><td>591 (100)</td><td>568 (96.1)</td><td>487 (82.4)</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>中間処理 残 さ (指 数)</td><td>177 (100)</td><td>175 (82.4)</td><td>145 (82.2)</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>最終処分率</td><td>22.6</td><td>19.2</td><td>15.2</td><td>15.0</td><td>13.0</td></tr></table> (注) 1 本表は環境省データを基に当省が作成 2 指数は平成9年度時点の排出量を100とした場合の指数 3 最終処分率＝最終処分量／排出量	年度	平成9年度	12	16	17 中間目標	22 最終目標	最終処分量 (指 数)	1,201 (100)	1,051 (87.5)	809 (67.4)	770 (64.1)	640 (53.3)	直 接 最終処分 (指 数)	433 (100)	308 (71.2)	177 (40.9)	—	—	焼却残さ (指 数)	591 (100)	568 (96.1)	487 (82.4)	—	—	中間処理 残 さ (指 数)	177 (100)	175 (82.4)	145 (82.2)	—	—	最終処分率	22.6	19.2	15.2	15.0	13.0
	年度	平成9年度	12	16	17 中間目標	22 最終目標																																
最終処分量 (指 数)	1,201 (100)	1,051 (87.5)	809 (67.4)	770 (64.1)	640 (53.3)																																	
直 接 最終処分 (指 数)	433 (100)	308 (71.2)	177 (40.9)	—	—																																	
焼却残さ (指 数)	591 (100)	568 (96.1)	487 (82.4)	—	—																																	
中間処理 残 さ (指 数)	177 (100)	175 (82.4)	145 (82.2)	—	—																																	
最終処分率	22.6	19.2	15.2	15.0	13.0																																	
	i) 一般廃棄物 一般廃棄物の最終処分量の減少は、再生利用量の増大及び排出量の減少による。 ii) 産業廃棄物 産業廃棄物の最終処分量の減少は、再生利用量の増大が排出量の増大を吸収したことによる。	表－10 最終処分量及び最終処分率の推移（産業廃棄物） (単位：万t、%) <table><tr><th>年度</th><th>平成9年度</th><th>12</th><th>15</th><th>17 中間目標</th><th>22 最終目標</th></tr><tr><td>最終処分量 (指 数)</td><td>6,700 (100)</td><td>4,500 (67.2)</td><td>3,000 (44.8)</td><td>3,600 (53.7)</td><td>3,000 (44.8)</td></tr><tr><td>直 接 最終処分 (指 数)</td><td>3,400 (100)</td><td>2,300 (67.6)</td><td>1,500 (44.1)</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>処理残さ (指 数)</td><td>3,300 (100)</td><td>2,200 (66.7)</td><td>1,500 (45.5)</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>最終処分率</td><td>16.1</td><td>11.1</td><td>7.3</td><td>8.0</td><td>7.0</td></tr></table> (注) 1 本表は環境省データを基に当省が作成 2 指数は平成9年度時点の排出量を100とした場合の指数 3 最終処分率＝最終処分量／排出量	年度	平成9年度	12	15	17 中間目標	22 最終目標	最終処分量 (指 数)	6,700 (100)	4,500 (67.2)	3,000 (44.8)	3,600 (53.7)	3,000 (44.8)	直 接 最終処分 (指 数)	3,400 (100)	2,300 (67.6)	1,500 (44.1)	—	—	処理残さ (指 数)	3,300 (100)	2,200 (66.7)	1,500 (45.5)	—	—	最終処分率	16.1	11.1	7.3	8.0	7.0						
年度	平成9年度	12	15	17 中間目標	22 最終目標																																	
最終処分量 (指 数)	6,700 (100)	4,500 (67.2)	3,000 (44.8)	3,600 (53.7)	3,000 (44.8)																																	
直 接 最終処分 (指 数)	3,400 (100)	2,300 (67.6)	1,500 (44.1)	—	—																																	
処理残さ (指 数)	3,300 (100)	2,200 (66.7)	1,500 (45.5)	—	—																																	
最終処分率	16.1	11.1	7.3	8.0	7.0																																	

資源有効利用促進法に関する効果の発現状況

区 分	調 査 ・ 分 析 結 果（ポイント）	関係データ																								
1 3 R対策等の現況 (1) 発生抑制（リデュース）の取組の進展状況	① 特定省資源業種（5業種） 副産物の発生抑制を行うべき業種 (生産量に対する副産物の発生量の比率により発生抑制を把握、事業者ごとに5年後の目標を定める)	表ー1 特定省資源業種における副産物の発生量の推移 (単位：t) <table><tr><th>区 分</th><th>平成14年度</th><th>15年度</th><th>16年度</th></tr><tr><td>パルプ製造業及び紙製造業</td><td>1,971</td><td>1,913</td><td><167></td></tr><tr><td>無機化学工業製品製造業及び有機化学工業製品製造業</td><td>1,155</td><td>1,026</td><td><338></td></tr><tr><td>製鉄業及び製鋼・製鋼王延業</td><td>387</td><td>373</td><td>367</td></tr><tr><td>銅第一次製錬・精製業</td><td>1,374</td><td>1,374</td><td>1,426</td></tr><tr><td>自動車製造業</td><td>209</td><td>213</td><td>209</td></tr></table> (注) 1 経済産業省、日本製紙連合会及び(社)日本自動車工業会の資料に基づき当省が作成 2 数値は、生産量千tあたりの副産物発生量(ただし、化学工業製品は出荷額10億円あたり、自動車は生産台数千台あたりの発生量) 3 平成16年度のスラッジに係る発生量は、算出方法を変更したため他の年度と比較できない。	区 分	平成14年度	15年度	16年度	パルプ製造業及び紙製造業	1,971	1,913	<167>	無機化学工業製品製造業及び有機化学工業製品製造業	1,155	1,026	<338>	製鉄業及び製鋼・製鋼王延業	387	373	367	銅第一次製錬・精製業	1,374	1,374	1,426	自動車製造業	209	213	209
	区 分		平成14年度	15年度	16年度																					
	パルプ製造業及び紙製造業		1,971	1,913	<167>																					
	無機化学工業製品製造業及び有機化学工業製品製造業		1,155	1,026	<338>																					
	製鉄業及び製鋼・製鋼王延業		387	373	367																					
銅第一次製錬・精製業	1,374	1,374	1,426																							
自動車製造業	209	213	209																							
特定省資源業種と対象となる副産物																										
<table><tr><th>業 種</th><th>副 産 物</th></tr><tr><td>パルプ製造業及び紙製造業</td><td>スラッジ(汚泥)</td></tr><tr><td>無機化学工業製品製造業及び有機化学工業製品製造業</td><td>スラッジ(汚泥)</td></tr><tr><td>製鉄業及び製鋼・製鋼王延業</td><td>スラグ(鉱さい)</td></tr><tr><td>銅第一次製錬・精製業</td><td>スラグ(鉱さい)</td></tr><tr><td>自動車製造業</td><td>金属くず又は鋳物廃砂(鉱さい)</td></tr></table>		業 種	副 産 物	パルプ製造業及び紙製造業	スラッジ(汚泥)	無機化学工業製品製造業及び有機化学工業製品製造業	スラッジ(汚泥)	製鉄業及び製鋼・製鋼王延業	スラグ(鉱さい)	銅第一次製錬・精製業	スラグ(鉱さい)	自動車製造業	金属くず又は鋳物廃砂(鉱さい)													
業 種	副 産 物																									
パルプ製造業及び紙製造業	スラッジ(汚泥)																									
無機化学工業製品製造業及び有機化学工業製品製造業	スラッジ(汚泥)																									
製鉄業及び製鋼・製鋼王延業	スラグ(鉱さい)																									
銅第一次製錬・精製業	スラグ(鉱さい)																									
自動車製造業	金属くず又は鋳物廃砂(鉱さい)																									
対象5業種における平成14年度と15年度(又は16年度)の生産量千t(一部出荷額10億円、生産量千台)当たりの副産物の発生量を比較すると、表ー1のとおり																										
② 指定省資源化製品(19品目) 省資源化・長寿命化の設計等を行うべき製品	対象19品目に係る主要な業界団体は7団体あり、「製品アセスメントガイドライン」を策定 (注) 製品アセスメントとは、環境に配慮した製品に向けた設計を行うための事前の評価																									

区 分	調 査 ・ 分 析 結 果（ポイント）	関係データ																		
(2) 再生利用（リサイクル）の取組の進展状況	① 特定省資源業種（5業種） 副産物のリサイクルを行うべき業種 （副産物の発生量に対する再資源化量により把握） 対象5業種のうち、平成15年度と16年度の推移の分かる3業種（「製鉄業及び製鋼・製鋼王延業」、「銅第一次製錬・精製業」及び「自動車製造業」）について、副産物の再資源化率の推移は、表－2のとおり	表－2 特定省資源業種における副産物の再資源化率の現況 (単位：％) <table><tr><th>区 分</th><th>平成15年度</th><th>16年度</th></tr><tr><td>パルプ製造業及び紙製造業</td><td>2.51</td><td>24.55</td></tr><tr><td>無機化学工業製品製造業及び有機化学工業製品製造業</td><td>11.42</td><td>26.28</td></tr><tr><td>製鉄業及び製鋼・製鋼王延業</td><td>98.87</td><td>99.35</td></tr><tr><td>銅第一次製錬・精製業</td><td>91.70</td><td>94.05</td></tr><tr><td>自動車製造業</td><td>99.96</td><td>100.00</td></tr></table> (注) 1 経済産業省の資料に基づき当省が作成 2 再資源化率＝再資源化量／発生量×100 3 平成16年度のスラッジに係る再資源化率は、スラッジ発生量の算出方法を変更したため他の年度と比較できない。	区 分	平成15年度	16年度	パルプ製造業及び紙製造業	2.51	24.55	無機化学工業製品製造業及び有機化学工業製品製造業	11.42	26.28	製鉄業及び製鋼・製鋼王延業	98.87	99.35	銅第一次製錬・精製業	91.70	94.05	自動車製造業	99.96	100.00
	区 分	平成15年度	16年度																	
	パルプ製造業及び紙製造業	2.51	24.55																	
	無機化学工業製品製造業及び有機化学工業製品製造業	11.42	26.28																	
製鉄業及び製鋼・製鋼王延業	98.87	99.35																		
銅第一次製錬・精製業	91.70	94.05																		
自動車製造業	99.96	100.00																		
② 特定再利用業種（4業種） 原材料としての再利用を行うべき業種 (1) 紙製造業 製造する紙の古紙利用率(紙の原料に占める古紙の重量の割合)を 向上 紙の製造における古紙利用率の推移は表－3のとおり。省令で定められた平成17年度目標の古紙利用率60％を15年度以降達成	表－3 紙の製造における古紙利用率等の推移 (単位：千t、％) <table><tr><th>区 分</th><th>平成13年度</th><th>17年度</th><th>目標 (17年度)</th></tr><tr><td>古紙・古紙パルプ利用量</td><td>17,783</td><td>18,804</td><td>－</td></tr><tr><td>古紙利用率</td><td>58.3</td><td>60.4</td><td>60</td></tr></table> (注) 1 (財) 古紙再生利用促進センターの資料による。 2 古紙利用率＝(古紙消費量＋古紙パルプ消費量)／繊維原料合計消費量×100	区 分	平成13年度	17年度	目標 (17年度)	古紙・古紙パルプ利用量	17,783	18,804	－	古紙利用率	58.3	60.4	60							
区 分	平成13年度	17年度	目標 (17年度)																	
古紙・古紙パルプ利用量	17,783	18,804	－																	
古紙利用率	58.3	60.4	60																	
(2) ガラス容器製造業 製造するガラス容器のカレット利用率(ガラス容器に占める使用 されたカレットの重量の割合)を向上 ガラスびん生産におけるカレット利用率の推移は表－4のとおり。省令で定められた平成17年度目標のカレット利用率80％を13年度以降達成	表－4 ガラスびん生産におけるカレット利用率等の推移 (単位：千t、％) <table><tr><th>区 分</th><th>平成13年</th><th>17年</th><th>目標 (17年度)</th></tr><tr><td>カレット利用量</td><td>1,425</td><td>1,370</td><td>－</td></tr><tr><td>カレット利用率</td><td>82.0</td><td>91.3</td><td>80</td></tr></table> (注) 1 ガラスびんリサイクル促進協議会の資料による。 2 カレット利用率のデータについては暦年のみ。 3 カレット利用率＝カレット利用量／ガラスびん生産量×100	区 分	平成13年	17年	目標 (17年度)	カレット利用量	1,425	1,370	－	カレット利用率	82.0	91.3	80							
区 分	平成13年	17年	目標 (17年度)																	
カレット利用量	1,425	1,370	－																	
カレット利用率	82.0	91.3	80																	

区 分	調 査 ・ 分 析 結 果 (ポ イ ン ト)	関 係 デ ー タ																																																																				
	③ 指定再利用促進製品 (50 品目) リサイクルしやすい設計等を行うべき製品 うち小型二次電池使用製品 29 品目については、製品に使用される小型二次電池の再生資源としての利用を促進 当省が、指定再利用促進製品 50 品目のうち一般廃棄物として排出され则认为られる 40 品目について、565 自治体における使用済製品の処理状況を調査。 i) 再資源化している自治体の比率の高い品目 (ベスト 5 品目) は、表-5-①のとおり ii) 直接埋立てしている自治体の比率が高い品目 (ワースト 5 品目) は、表-5-②のとおり ④ 指定再資源化製品 (2 品目) 事業者による回収・リサイクルを行うべき製品 再資源化率の目標を達成する (1) パソコン i) 再資源化率 使用済パソコンにおける再資源化率は表-6のとおり。省令で定められた区分別の目標をそれぞれ平成 13 年度以降達成 ii) 自主回収量 事業系使用済パソコンの自主回収台数は、表-7のとおり。平成 13 年度と 17 年度の回収量を比較すると、ブラウン管式表示装置を除き増加	表-5 指定再利用促進製品の自治体における処理状況 表-5-① 再資源化実施率が高い (ベスト 5 品目) (単位: 自地体、%) <table><tr><th>順位</th><th>品目</th><th>自治体数</th><th>再資源化実施率</th></tr><tr><td>1</td><td>石油ストーブ</td><td>417</td><td>73.8</td></tr><tr><td>2</td><td>ガスこんろ</td><td>413</td><td>73.1</td></tr><tr><td>3</td><td>電子レンジ</td><td>407</td><td>72.0</td></tr><tr><td>4</td><td>金属製家具(棚)</td><td>402</td><td>71.2</td></tr><tr><td>5</td><td>金属製家具(回転いす)</td><td>401</td><td>71.0</td></tr></table> 表-5-② 直接埋立てのみ (ワースト 5 品目) (単位: 自地体、%) <table><tr><th>順位</th><th>品目</th><th>自治体数</th><th>直接埋立てのみ 実施率</th></tr><tr><td>1</td><td>電気歯ブラシ</td><td>139</td><td>24.6</td></tr><tr><td>2</td><td>血圧計</td><td>135</td><td>23.9</td></tr><tr><td>3</td><td>電気かみそり</td><td>129</td><td>22.8</td></tr><tr><td>4</td><td>携帯電話・PHS</td><td>126</td><td>22.3</td></tr><tr><td>5</td><td>電話機</td><td>114</td><td>20.2</td></tr></table> (注) 1 当省の調査結果による。 2 調査対象自治体は、565 自治体 3 収集・処理している自治体が 10%未満の 7 品目を含まない。 表-6 パソコンの再資源化率の推移 (単位: %) <table><tr><th>区 分</th><th>平成 13 年度</th><th>17 年度</th><th>目標 (15 年度)</th></tr><tr><td>デスクトップパソコン</td><td>73.7</td><td>75.2</td><td>50</td></tr><tr><td>ノートブックパソコン</td><td>38.7</td><td>53.2</td><td>20</td></tr><tr><td>ブラウン管式表示装置</td><td>66.2</td><td>76.9</td><td>55</td></tr><tr><td>液晶式表示装置</td><td>72.9</td><td>66.3</td><td>55</td></tr></table> (注) 1 環境省の資料による。 2 平成 13 年度は家庭系パソコンを含まない。 3 再資源化率=再資源化量/処理量×100	順位	品目	自治体数	再資源化実施率	1	石油ストーブ	417	73.8	2	ガスこんろ	413	73.1	3	電子レンジ	407	72.0	4	金属製家具(棚)	402	71.2	5	金属製家具(回転いす)	401	71.0	順位	品目	自治体数	直接埋立てのみ 実施率	1	電気歯ブラシ	139	24.6	2	血圧計	135	23.9	3	電気かみそり	129	22.8	4	携帯電話・PHS	126	22.3	5	電話機	114	20.2	区 分	平成 13 年度	17 年度	目標 (15 年度)	デスクトップパソコン	73.7	75.2	50	ノートブックパソコン	38.7	53.2	20	ブラウン管式表示装置	66.2	76.9	55	液晶式表示装置	72.9	66.3	55
順位	品目	自治体数	再資源化実施率																																																																			
1	石油ストーブ	417	73.8																																																																			
2	ガスこんろ	413	73.1																																																																			
3	電子レンジ	407	72.0																																																																			
4	金属製家具(棚)	402	71.2																																																																			
5	金属製家具(回転いす)	401	71.0																																																																			
順位	品目	自治体数	直接埋立てのみ 実施率																																																																			
1	電気歯ブラシ	139	24.6																																																																			
2	血圧計	135	23.9																																																																			
3	電気かみそり	129	22.8																																																																			
4	携帯電話・PHS	126	22.3																																																																			
5	電話機	114	20.2																																																																			
区 分	平成 13 年度	17 年度	目標 (15 年度)																																																																			
デスクトップパソコン	73.7	75.2	50																																																																			
ノートブックパソコン	38.7	53.2	20																																																																			
ブラウン管式表示装置	66.2	76.9	55																																																																			
液晶式表示装置	72.9	66.3	55																																																																			

区 分	調 査 ・ 分 析 結 果（ポイント）	関係データ																																																										
	(2) 小型二次電池（4品目）及び小型二次電池使用製品（29品目） i) 再資源化率 使用済小型二次電池の各品目における再資源化率は、表－8のとおり。省令で定められた目標をそれぞれ平成13年度以降達成 ii) 自主回収量 製造事業者等による使用済小型二次電池の自主回収量は、表－9のとおり、平成13年度と17年度の回収量を比較すると、リチウムイオン電池及び小型制御弁式鉛蓄電池は減少 ⑤ その他（携帯電話・PHS） 使用済携帯電話・PHSについては、携帯電話・PHS事業者において自主回収を行っている。その回収台数については表－10のとおり、平成13年度と17年度を比較すると減少	表－7 パソコン（事業系）の自主回収台数の推移（単位：台） <table><tr><th>区 分</th><th>平成13年度</th><th>17年度</th></tr><tr><td>デスクトップパソコン</td><td>160,864</td><td>186,663</td></tr><tr><td>ノートブックパソコン</td><td>46,470</td><td>136,049</td></tr><tr><td>ブラウン管式表示装置</td><td>177,604</td><td>176,828</td></tr><tr><td>液晶式表示装置</td><td>3,571</td><td>56,653</td></tr></table> (注) 環境省の資料による。 表－8 小型二次電池の再資源化率の推移（単位：％） <table><tr><th>区 分</th><th>平成13年度</th><th>17年度</th><th>目標</th></tr><tr><td>ニカド電池</td><td>70.9</td><td>73.2</td><td>60</td></tr><tr><td>ニッケル水素電池</td><td>69.0</td><td>76.5</td><td>55</td></tr><tr><td>リチウムイオン電池</td><td>52.7</td><td>63.0</td><td>30</td></tr><tr><td>小型制御弁式鉛蓄電池</td><td>50.0</td><td>50.0</td><td>50</td></tr></table> (注) 1 環境省の資料による。 2 再資源化率＝再資源化量／処理量×100 表－9 小型二次電池の自主回収量の推移（単位：t） <table><tr><th>区 分</th><th>平成13年度</th><th>17年度</th></tr><tr><td>ニカド電池</td><td>628</td><td>947</td></tr><tr><td>ニッケル水素電池</td><td>45</td><td>125</td></tr><tr><td>リチウムイオン電池</td><td>360</td><td>224</td></tr><tr><td>小型制御弁式鉛蓄電池</td><td>4,042</td><td>2,381</td></tr></table> (注) 環境省の資料による。 表－10 携帯電話・PHS（本体）の自主回収台数の推移（単位：千台） <table><tr><th>区 分</th><th>平成13年度</th><th>15年度</th><th>17年度</th></tr><tr><td>回収台数</td><td>13,107</td><td>11,717</td><td>7,444</td></tr></table> (注) (社)電気通信事業者協会の資料による。	区 分	平成13年度	17年度	デスクトップパソコン	160,864	186,663	ノートブックパソコン	46,470	136,049	ブラウン管式表示装置	177,604	176,828	液晶式表示装置	3,571	56,653	区 分	平成13年度	17年度	目標	ニカド電池	70.9	73.2	60	ニッケル水素電池	69.0	76.5	55	リチウムイオン電池	52.7	63.0	30	小型制御弁式鉛蓄電池	50.0	50.0	50	区 分	平成13年度	17年度	ニカド電池	628	947	ニッケル水素電池	45	125	リチウムイオン電池	360	224	小型制御弁式鉛蓄電池	4,042	2,381	区 分	平成13年度	15年度	17年度	回収台数	13,107	11,717	7,444
区 分	平成13年度	17年度																																																										
デスクトップパソコン	160,864	186,663																																																										
ノートブックパソコン	46,470	136,049																																																										
ブラウン管式表示装置	177,604	176,828																																																										
液晶式表示装置	3,571	56,653																																																										
区 分	平成13年度	17年度	目標																																																									
ニカド電池	70.9	73.2	60																																																									
ニッケル水素電池	69.0	76.5	55																																																									
リチウムイオン電池	52.7	63.0	30																																																									
小型制御弁式鉛蓄電池	50.0	50.0	50																																																									
区 分	平成13年度	17年度																																																										
ニカド電池	628	947																																																										
ニッケル水素電池	45	125																																																										
リチウムイオン電池	360	224																																																										
小型制御弁式鉛蓄電池	4,042	2,381																																																										
区 分	平成13年度	15年度	17年度																																																									
回収台数	13,107	11,717	7,444																																																									

容器包装リサイクル法に関する効果の発現状況

区 分	調 査 ・ 分 析 結 果（ポイント）	関係データ																																																																												
1 3R対策等の現況 (1) 発生抑制（リデュース）の取組の進展状況	○ 家庭系容器包装廃棄物の排出量について 容器包装廃棄物の排出量については、把握可能な定量的なデータがないため、当省において、家庭系一般廃棄物の排出量に、これらに占める容器包装廃棄物の比率（環境省「容器包装廃棄物の使用・排出実態調査」結果）を乗じて、平成12年度から16年度の品目別排出量を推計 平成12年度から16年度の家庭系容器包装廃棄物の排出量のトレンドは、全体ではほぼ横ばい。品目別にみると、減少傾向にあるものと、増加傾向にあるものが混在 また、容器包装リサイクル法（以下「容リ法」という。）の施行時である平成12年度と16年度の排出量を比較すると、表－1のとおり、品目の合計では、0.4ポイント減少 これを容リ法の再商品化義務対象品目（以下「対象品目」という。）と再商品化義務対象以外の品目（以下「対象外品目」という。）別にみると、対象品目は、0.6ポイント増加、対象外品目は、5.1ポイント減少	表－1 家庭系容器包装廃棄物の排出量の比較（当省推計） (単位：千t) <table><tr><th colspan="2">年 度</th><th>平成12</th><th>16</th><th>増▲減 (16-12)</th><th>増減率 (16／12)</th></tr><tr><th>区 分</th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th></tr><tr><td rowspan="5">対 象 品 目</td><td>ガラスびん</td><td>1,497</td><td>1,410</td><td>▲87</td><td>▲5.8</td></tr><tr><td>紙製容器包装</td><td>383</td><td>497</td><td>113</td><td>29.5</td></tr><tr><td>ペットボトル</td><td>1,378</td><td>1,538</td><td>160</td><td>11.6</td></tr><tr><td>プラスチック製容器包装</td><td>3,090</td><td>2,943</td><td>▲148</td><td>▲4.8</td></tr><tr><td>小 計</td><td>6,349</td><td>6,388</td><td>38</td><td>0.6</td></tr><tr><td rowspan="5">対 象 外 品 目</td><td>スチール缶</td><td>540</td><td>533</td><td>▲187</td><td>▲34.8</td></tr><tr><td>アルミ缶</td><td>295</td><td>278</td><td>▲17</td><td>▲5.6</td></tr><tr><td>段ボール</td><td>648</td><td>763</td><td>115</td><td>17.8</td></tr><tr><td>紙パック</td><td>206</td><td>209</td><td>3</td><td>1.6</td></tr><tr><td>小 計</td><td>1,689</td><td>1,603</td><td>▲86</td><td>▲5.1</td></tr><tr><td colspan="2">その他</td><td>24</td><td>39</td><td>15</td><td>60.7</td></tr><tr><td colspan="2">合 計</td><td>8,063</td><td>8,029</td><td>▲33</td><td>▲0.4</td></tr></table> (注) 1 環境省の資料に基づき当省が作成 2 家庭系容器包装廃棄物の排出量 ＝（家庭系一般廃棄物排出量（除く、粗大ごみ及び自家処理量） × 容器包装廃棄物の比率（前3か年度平均値））／100 3 四捨五入をしているため、単純合計にならない場合がある。	年 度		平成12	16	増▲減 (16-12)	増減率 (16／12)	区 分						対 象 品 目	ガラスびん	1,497	1,410	▲87	▲5.8	紙製容器包装	383	497	113	29.5	ペットボトル	1,378	1,538	160	11.6	プラスチック製容器包装	3,090	2,943	▲148	▲4.8	小 計	6,349	6,388	38	0.6	対 象 外 品 目	スチール缶	540	533	▲187	▲34.8	アルミ缶	295	278	▲17	▲5.6	段ボール	648	763	115	17.8	紙パック	206	209	3	1.6	小 計	1,689	1,603	▲86	▲5.1	その他		24	39	15	60.7	合 計		8,063	8,029	▲33	▲0.4
年 度		平成12	16	増▲減 (16-12)	増減率 (16／12)																																																																									
区 分																																																																														
対 象 品 目	ガラスびん	1,497	1,410	▲87	▲5.8																																																																									
	紙製容器包装	383	497	113	29.5																																																																									
	ペットボトル	1,378	1,538	160	11.6																																																																									
	プラスチック製容器包装	3,090	2,943	▲148	▲4.8																																																																									
	小 計	6,349	6,388	38	0.6																																																																									
対 象 外 品 目	スチール缶	540	533	▲187	▲34.8																																																																									
	アルミ缶	295	278	▲17	▲5.6																																																																									
	段ボール	648	763	115	17.8																																																																									
	紙パック	206	209	3	1.6																																																																									
	小 計	1,689	1,603	▲86	▲5.1																																																																									
その他		24	39	15	60.7																																																																									
合 計		8,063	8,029	▲33	▲0.4																																																																									

区 分	調 査 ・ 分 析 結 果（ポイント）	関係データ																																							
(2) 再使用（リユース） の取組の進展状況	○ リターナブルびんについて i) リターナブルびんの出荷量及びリターナブル率 平成13年度から15年度のリターナブルびんの出荷量及びリターナブル率は表－2のとおり。出荷量は、15年度は13年度から49万t減少。また、リターナブル率は3.8ポイント減少	表－2 リターナブルびんの使用量及びリターナブル率の推移 (単位：万t、%) <table><tr><th colspan="2">年 度</th><th>平成13</th><th>14</th><th>15</th><th>増▲減 (15-13)</th></tr><tr><th>区 分</th><th></th><th></th><th></th><th></th></tr><tr><td colspan="2">リターナブルびんの使用量(a)</td><td>241</td><td>218</td><td>192</td><td>▲49</td></tr><tr><td colspan="2">ワンウェイびん出荷量 (b)</td><td>168</td><td>166</td><td>156</td><td>▲12</td></tr><tr><td colspan="2">計(c=a+b)</td><td>409</td><td>384</td><td>348</td><td>▲61</td></tr><tr><td colspan="2">リターナブル率(a/c)</td><td>58.9</td><td>56.8</td><td>55.2</td><td>▲3.8</td></tr></table> (注) 産業構造審議会の資料による。	年 度		平成13	14	15	増▲減 (15-13)	区 分					リターナブルびんの使用量(a)		241	218	192	▲49	ワンウェイびん出荷量 (b)		168	166	156	▲12	計(c=a+b)		409	384	348	▲61	リターナブル率(a/c)		58.9	56.8	55.2	▲3.8				
	年 度		平成13	14	15	増▲減 (15-13)																																			
区 分																																									
リターナブルびんの使用量(a)		241	218	192	▲49																																				
ワンウェイびん出荷量 (b)		168	166	156	▲12																																				
計(c=a+b)		409	384	348	▲61																																				
リターナブル率(a/c)		58.9	56.8	55.2	▲3.8																																				
	ii) リターナブルびんの収集状況 当省が204市区町村について、リターナブルびんの収集状況を調査した結果、ビールびん及び一升びんを、ワンウェイびんとは別に単独で収集又はワンウェイびんと一緒に収集後、手選別している市町が、ビールびんは53市区町、一升びんは52市区町みられた。 また、これら53(52)市区町のうち、その収集量が把握できた31市区町の平成13年度から16年度の収集量の推移をみると、表－3のとおり、両びんとも減少傾向	表－3 リターナブルびんを単独収集している市区町における分別収集量の推移 (単位：千本、%) <table><tr><th colspan="2">年 度</th><th>平成13</th><th>14</th><th>15</th><th>16</th></tr><tr><th rowspan="2">区 分</th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">ビール びん</td><td>収集量</td><td>1,843</td><td>1,488</td><td>1,320</td><td>1,205</td></tr><tr><td>前年度比</td><td>－</td><td>▲19.2</td><td>▲11.2</td><td>▲8.7</td></tr><tr><td rowspan="2">一 升 びん</td><td>収集量</td><td>2,351</td><td>2,290</td><td>2,285</td><td>2,185</td></tr><tr><td>前年度比</td><td>－</td><td>▲2.6</td><td>▲0.2</td><td>▲7.1</td></tr></table> (注) 1 当省の調査結果による。 2 リターナブルびんを単独収集又はワンウェイびんと一緒に収集後、手選別している市町のうち、分別収集量が把握できた31市町の収集本数である。 3 収集量を重量で把握していた市町については、ビールびん0.5kg/本、一升びん1kg/本として換算した。	年 度		平成13	14	15	16	区 分											ビール びん	収集量	1,843	1,488	1,320	1,205	前年度比	－	▲19.2	▲11.2	▲8.7	一 升 びん	収集量	2,351	2,290	2,285	2,185	前年度比	－	▲2.6	▲0.2	▲7.1
年 度		平成13	14	15	16																																				
区 分																																									
ビール びん	収集量	1,843	1,488	1,320	1,205																																				
	前年度比	－	▲19.2	▲11.2	▲8.7																																				
一 升 びん	収集量	2,351	2,290	2,285	2,185																																				
	前年度比	－	▲2.6	▲0.2	▲7.1																																				

区 分	調 査 ・ 分 析 結 果（ポイント）	関係データ																																																																								
(3) 再生利用（リサイクル）の取組の進展状況	① 分別収集量について 全国の市町村で分別収集を実施している市町村の平成12年度及び16年度の収集量をみると、表－4のとおり。対象品目では、無色のガラスびん及び茶色のガラスびんは、収集量が減少（表－1で示したとおり、排出量も減少）	表－4 分別収集量の推移（実績） （単位：千t）																																																																								
		<table><tr><th colspan="2">年 度</th><th>平成12</th><th>14</th><th>16</th></tr><tr><th>区 分</th><th></th><th></th><th></th><th></th></tr><tr><td rowspan="8">対 象 品 目</td><td>無色のガラスびん</td><td>352</td><td>349</td><td>347</td></tr><tr><td>茶色のガラスびん</td><td>313</td><td>304</td><td>301</td></tr><tr><td>その他のガラスびん</td><td>165</td><td>164</td><td>166</td></tr><tr><td>ガラスびん計</td><td>829</td><td>817</td><td>814</td></tr><tr><td>紙製容器包装</td><td>35</td><td>58</td><td>69</td></tr><tr><td>ペットボトル</td><td>125</td><td>188</td><td>238</td></tr><tr><td>プラスチック製容器包装</td><td>101</td><td>283</td><td>471</td></tr><tr><td>小 計</td><td>1,090</td><td>1,346</td><td>1,593</td></tr><tr><td rowspan="5">対 象 外 品 目</td><td>スチール缶</td><td>485</td><td>420</td><td>362</td></tr><tr><td>アルミ缶</td><td>136</td><td>146</td><td>139</td></tr><tr><td>段ボール</td><td>380</td><td>503</td><td>547</td></tr><tr><td>紙パック</td><td>13</td><td>16</td><td>16</td></tr><tr><td>小 計</td><td>1,014</td><td>1,084</td><td>1,065</td></tr><tr><td colspan="2">計</td><td>2,103</td><td>2,430</td><td>2,658</td></tr></table>				年 度		平成12	14	16	区 分					対 象 品 目	無色のガラスびん	352	349	347	茶色のガラスびん	313	304	301	その他のガラスびん	165	164	166	ガラスびん計	829	817	814	紙製容器包装	35	58	69	ペットボトル	125	188	238	プラスチック製容器包装	101	283	471	小 計	1,090	1,346	1,593	対 象 外 品 目	スチール缶	485	420	362	アルミ缶	136	146	139	段ボール	380	503	547	紙パック	13	16	16	小 計	1,014	1,084	1,065	計		2,103	2,430	2,658
		年 度		平成12	14	16																																																																				
		区 分																																																																								
		対 象 品 目	無色のガラスびん	352	349	347																																																																				
			茶色のガラスびん	313	304	301																																																																				
			その他のガラスびん	165	164	166																																																																				
			ガラスびん計	829	817	814																																																																				
			紙製容器包装	35	58	69																																																																				
			ペットボトル	125	188	238																																																																				
			プラスチック製容器包装	101	283	471																																																																				
			小 計	1,090	1,346	1,593																																																																				
		対 象 外 品 目	スチール缶	485	420	362																																																																				
			アルミ缶	136	146	139																																																																				
			段ボール	380	503	547																																																																				
			紙パック	13	16	16																																																																				
			小 計	1,014	1,084	1,065																																																																				
		計		2,103	2,430	2,658																																																																				
		(注) 1 環境省の資料に基づき、当省が作成																																																																								
		2 四捨五入をしているため、単純合計にはならない場合がある。																																																																								

区 分	調 査 ・ 分 析 結 果（ポイント）	関係データ																																																								
	② 再商品化量について i) 再商品化量 容器包装廃棄物を分別収集している市町村について、平成 12 年度及び平成 16 年度の再商品化量(注)の推移をみると、表－５のとおり。 対象品目では、a) ペットボトル及びプラスチック製容器包装は大幅な増加、 b) ガラスびんは横ばい 対象外品目では、a) スチール缶は減少、b) アルミ缶、紙パックは増加、段ボールは大幅な増加 (注) 再商品化量とは、市町村から分別収集した容器包装廃棄物を再商品化(リサイクル)を行う事業者へ引渡される割合	表－５ 再商品化量の推移 (単位：千 t) <table><tr><th colspan="2">年 度</th><th>平成 12</th><th>14</th><th>16</th></tr><tr><th>区 分</th><th></th><th></th><th></th><th></th></tr><tr><td rowspan="7">対 象 品 目</td><td>無色のガラスびん</td><td>335</td><td>338</td><td>335</td></tr><tr><td>茶色のガラスびん</td><td>295</td><td>293</td><td>292</td></tr><tr><td>その他のガラスびん</td><td>150</td><td>157</td><td>157</td></tr><tr><td>ガラスびん計</td><td>780</td><td>788</td><td>784</td></tr><tr><td>紙製容器包装</td><td>26</td><td>54</td><td>60</td></tr><tr><td>ペットボトル</td><td>118</td><td>183</td><td>231</td></tr><tr><td>プラスチック製容器包装</td><td>78</td><td>269</td><td>455</td></tr><tr><td rowspan="4">対 象 外 品 目</td><td>スチール缶</td><td>476</td><td>415</td><td>355</td></tr><tr><td>アルミ缶</td><td>132</td><td>144</td><td>138</td></tr><tr><td>段ボール</td><td>373</td><td>499</td><td>542</td></tr><tr><td>紙パック</td><td>12</td><td>15</td><td>15</td></tr></table> (注) 環境省の資料に基づき、当省が作成	年 度		平成 12	14	16	区 分					対 象 品 目	無色のガラスびん	335	338	335	茶色のガラスびん	295	293	292	その他のガラスびん	150	157	157	ガラスびん計	780	788	784	紙製容器包装	26	54	60	ペットボトル	118	183	231	プラスチック製容器包装	78	269	455	対 象 外 品 目	スチール缶	476	415	355	アルミ缶	132	144	138	段ボール	373	499	542	紙パック	12	15	15
	年 度		平成 12	14	16																																																					
区 分																																																										
対 象 品 目	無色のガラスびん	335	338	335																																																						
	茶色のガラスびん	295	293	292																																																						
	その他のガラスびん	150	157	157																																																						
	ガラスびん計	780	788	784																																																						
	紙製容器包装	26	54	60																																																						
	ペットボトル	118	183	231																																																						
	プラスチック製容器包装	78	269	455																																																						
対 象 外 品 目	スチール缶	476	415	355																																																						
	アルミ缶	132	144	138																																																						
	段ボール	373	499	542																																																						
	紙パック	12	15	15																																																						
	ii) 再商品化率 上記市町村における、平成 12 年度及び 16 年度の容器包装廃棄物の分別収集量のうち、再商品化されているものの割合（再商品化率）をみると、表－６のとおり。 16 年度においては、その他ガラスびん及び紙製容器包装を除き 95%超	表－６ 再商品化率 (単位：%) <table><tr><th colspan="2">年 度</th><th>平成 12</th><th>14</th><th>16</th></tr><tr><th>区 分</th><th></th><th></th><th></th><th></th></tr><tr><td rowspan="7">対 象 品 目</td><td>無色のガラスびん</td><td>94.9</td><td>96.9</td><td>96.5</td></tr><tr><td>茶色のガラスびん</td><td>94.4</td><td>96.4</td><td>96.9</td></tr><tr><td>その他のガラスびん</td><td>91.2</td><td>95.7</td><td>94.6</td></tr><tr><td>ガラスびん計</td><td>94.0</td><td>96.5</td><td>96.3</td></tr><tr><td>紙製容器包装</td><td>76.2</td><td>93.4</td><td>86.2</td></tr><tr><td>ペットボトル</td><td>94.4</td><td>97.5</td><td>97.0</td></tr><tr><td>プラスチック製容器包装</td><td>76.9</td><td>95.1</td><td>96.6</td></tr><tr><td rowspan="4">対 象 外 品 目</td><td>スチール缶</td><td>98.2</td><td>99.0</td><td>98.0</td></tr><tr><td>アルミ缶</td><td>97.4</td><td>98.8</td><td>98.9</td></tr><tr><td>段ボール</td><td>98.0</td><td>99.2</td><td>99.1</td></tr><tr><td>紙パック</td><td>96.1</td><td>97.8</td><td>97.4</td></tr></table> (注) 1 環境省の資料に基づき、当省が作成 2 再商品化率 = (再商品化量／分別収集量)×100	年 度		平成 12	14	16	区 分					対 象 品 目	無色のガラスびん	94.9	96.9	96.5	茶色のガラスびん	94.4	96.4	96.9	その他のガラスびん	91.2	95.7	94.6	ガラスびん計	94.0	96.5	96.3	紙製容器包装	76.2	93.4	86.2	ペットボトル	94.4	97.5	97.0	プラスチック製容器包装	76.9	95.1	96.6	対 象 外 品 目	スチール缶	98.2	99.0	98.0	アルミ缶	97.4	98.8	98.9	段ボール	98.0	99.2	99.1	紙パック	96.1	97.8	97.4
年 度		平成 12	14	16																																																						
区 分																																																										
対 象 品 目	無色のガラスびん	94.9	96.9	96.5																																																						
	茶色のガラスびん	94.4	96.4	96.9																																																						
	その他のガラスびん	91.2	95.7	94.6																																																						
	ガラスびん計	94.0	96.5	96.3																																																						
	紙製容器包装	76.2	93.4	86.2																																																						
	ペットボトル	94.4	97.5	97.0																																																						
	プラスチック製容器包装	76.9	95.1	96.6																																																						
対 象 外 品 目	スチール缶	98.2	99.0	98.0																																																						
	アルミ缶	97.4	98.8	98.9																																																						
	段ボール	98.0	99.2	99.1																																																						
	紙パック	96.1	97.8	97.4																																																						

区 分	調 査 ・ 分 析 結 果（ポイント）		関係データ					
	③ 独自処理量		表ー 7 市町村における独自処理及び独自処理率（当省推計） (単位： t、%)					
	全国の市町村が対象品目を指定法人に引き渡さずに、独自に再商品化事業者等に処理委託又は売却等を行っている状況（以下「独自処理」という。）をみると表ー 7 のとおり、品目全体では増減を繰り返している。							
	無色の ガラスびん	量	254, 713	242, 343	235, 100	236, 122	224, 727	
		割合	76. 1	71. 4	69. 6	68. 4	67. 2	
	茶色の ガラスびん	量	183, 760	168, 893	162, 929	167, 236	162, 329	
		割合	62. 3	56. 5	55. 6	56. 2	55. 6	
	その他の ガラスびん	量	69, 296	54, 613	50, 916	55, 932	52, 170	
		割合	40. 2	35. 7	32. 5	35. 6	33. 2	
	ガラスびん 小計	量	498, 769	465, 849	448, 945	459, 290	439, 226	
		割合	36. 0	41. 1	43. 0	42. 6	44. 0	
	紙製容器包装	量	15, 067	22, 990	29, 458	38, 856	31, 557	
		割合	57. 3	51. 5	54. 4	55. 9	52. 9	
	ペットボトル	量	21, 225	24, 810	29, 567	31, 118	39, 651	
		割合	18. 0	15. 9	16. 1	15. 2	17. 1	
	プラスチック製 容器包装	量	10, 488	11, 625	8, 971	16, 860	8, 575	
		割合	13. 5	6. 4	3. 3	4. 4	1. 9	
	計	量	545, 549	525, 274	516. 941	546, 124	519, 009	
		割合	5. 4	4. 5	4. 0	3. 7	3. 4	
	④ ペットボトルの市区町村における独自処理について		表ー 8 調査対象市区町村におけるペットボトルの処理方法 (単位： %)					
	i) ペットボトルの独自処理状況							
当省が調査した 204 市区町村のうち、ペットボトルを分別収集している市区町村の、平成 12 年度、16 年度及び 17 年度のペットボトルの独自処理状況をみると、表ー 8 のとおり収集したペットボトルの全量を独自処理した市町村の割合は、12 年度から 15 年度までは減少傾向であったものの、16 年度以降は増加、併用市町村も同様の傾向								
	年度 区分	平成 12	13	14	15	16	17	
	指定法人	77. 5	80. 2	77. 3	80. 0	77. 3	61. 5	
	独自処理	17. 0	13. 4	13. 5	12. 6	14. 4	22. 6	
	併 用	7. 5	6. 4	9. 2	7. 4	8. 2	15. 9	
		(注) 1 当省の調査結果による。 2 処理方法の比率 = (当該処理方法を選択する市区町村 / 分別収集を実						

区 分	調 査 ・ 分 析 結 果（ポイント）	関係データ																																																										
	ii） ペットボトルの単価 当省が調査した 12 再商品化事業者の指定法人ルートによる入札の落札単価をみると、表－9 のとおり、毎年度低下。平成 18 年度の指定法人入札の落札件数の 95 パーセントがマイナス価格（図－1） また、独自処理ルートによる委託費用も低下傾向、さらに平成 16 年度からは、一部事業者において、市町村が分別収集したペットボトルを有償で買い取る事例もみられた。	施する全体の市区町村)×100 表－9 調査対象再商品化事業者におけるペットボトルの引受単価 (単位：円／t) <table><tr><th>年 度 区 分</th><th>平成 13</th><th>14</th><th>15</th><th>16</th><th>17</th></tr><tr><td>指定法人落札額</td><td>25,000 ～ 91,250</td><td>30,000 ～ 100,000</td><td>29,000 ～ 90,000</td><td>20,000 ～ 90,000</td><td>1,840 ～ 99,139</td></tr><tr><td>市町村直接委託(独自処理)</td><td>7,350 ～ 80,000</td><td>7,350 ～ 80,000</td><td>7,350 ～ 80,000</td><td>▲7,000 ～ 65,000</td><td>▲8,000 ～ 65,000</td></tr></table> (注) 当省の調査結果による。 図－1 市町村によるペットボトルの処理状況及び指定法人入札の落札単価の推移 <table><tr><th></th><th>平成 12年度</th><th>13</th><th>14</th><th>15</th><th>16</th><th>17</th><th>18</th></tr><tr><td>指定法人ルートによる落札単価</td><td>71,400</td><td>68,200</td><td>58,900</td><td>49,100</td><td>37,800</td><td>13,600</td><td>▲17,300</td></tr><tr><td>指定法人</td><td>75.5</td><td>80.2</td><td>77.3</td><td>80.0</td><td>77.3</td><td>61.5</td><td></td></tr><tr><td>独自処理</td><td>17.0</td><td>13.4</td><td>13.5</td><td>12.6</td><td>14.4</td><td>22.6</td><td></td></tr><tr><td>併用</td><td>7.5</td><td>6.4</td><td>9.2</td><td>7.4</td><td>8.2</td><td>15.9</td><td></td></tr></table> (注) 1 市町村によるペットボトルの処理状況は、当省の調査結果による(表－9 参照)。 2 指定法人入札落札単価は、(財)容器包装リサイクル協会の公表値(加重平均値)による。	年 度 区 分	平成 13	14	15	16	17	指定法人落札額	25,000 ～ 91,250	30,000 ～ 100,000	29,000 ～ 90,000	20,000 ～ 90,000	1,840 ～ 99,139	市町村直接委託(独自処理)	7,350 ～ 80,000	7,350 ～ 80,000	7,350 ～ 80,000	▲7,000 ～ 65,000	▲8,000 ～ 65,000		平成 12年度	13	14	15	16	17	18	指定法人ルートによる落札単価	71,400	68,200	58,900	49,100	37,800	13,600	▲17,300	指定法人	75.5	80.2	77.3	80.0	77.3	61.5		独自処理	17.0	13.4	13.5	12.6	14.4	22.6		併用	7.5	6.4	9.2	7.4	8.2	15.9	
年 度 区 分	平成 13	14	15	16	17																																																							
指定法人落札額	25,000 ～ 91,250	30,000 ～ 100,000	29,000 ～ 90,000	20,000 ～ 90,000	1,840 ～ 99,139																																																							
市町村直接委託(独自処理)	7,350 ～ 80,000	7,350 ～ 80,000	7,350 ～ 80,000	▲7,000 ～ 65,000	▲8,000 ～ 65,000																																																							
	平成 12年度	13	14	15	16	17	18																																																					
指定法人ルートによる落札単価	71,400	68,200	58,900	49,100	37,800	13,600	▲17,300																																																					
指定法人	75.5	80.2	77.3	80.0	77.3	61.5																																																						
独自処理	17.0	13.4	13.5	12.6	14.4	22.6																																																						
併用	7.5	6.4	9.2	7.4	8.2	15.9																																																						

区 分	調 査 ・ 分 析 結 果 (ポイント)		関係データ						
	⑤ 家庭系一般廃棄物に占める容器包装排出量と分別収集実績量の差異について 当省が推計した対象品目の排出量（表－１）と市町村の分別収集量（表－４）について、平成 12 年度から 16 年度の差をみると、表－10 のとおり、各品目とも相当量の差異が認められる。 これらのうち、 i) ガラスびんの差は596 千 t で排出量の 42. 2%、 ii) ペットボトルの差は、258 千 t で、排出量の 52. 0%の乖離がみられる。 この理由として、両品目については、ほとんどの市町村において分別収集がされているものの、実際には不燃物などとして回収され、実質の回収率が低くなっているためと考えられる。		表－10 家庭系容器包装廃棄物に占める容器包装廃棄物排出量と分別収集量の差異（当省推計） (単位：千 t、%)						
			年 度		平成12	13	14	15	16
			区 分						
			ガラスびん	差	668	580	689	646	596
				割合	44. 6	41. 2	45. 7	43. 7	42. 3
			紙製容器包装	差	1, 344	1, 391	1, 373	1, 368	1, 469
				割合	97. 5	96. 5	95. 9	94. 7	95. 5
			ペットボトル	差	259	233	292	302	258
				割合	67. 4	59. 0	60. 8	58. 8	52. 0
			プラスチック製 容器包装	差	2, 990	2, 974	2, 775	2, 599	2, 471
				割合	96. 7	93. 8	90. 8	86. 6	84. 0
			小 計	差	5, 260	5, 178	5, 129	4, 915	4, 794
				割合	82. 8	80. 7	79. 2	76. 4	75. 1
			(注) 1 家庭系容器包装廃棄物に占める容器包装廃棄物排出量(当省推計値)及び環境省「市町村の分別収集及び再商品化の実績について」に基づき、当省が作成						
			2 差 ＝ (分別収集量(表－４参照)－容器包装廃棄物の排出量(表－１参照))						
			3 割合 ＝ (差／分別収集量)／100						

家電リサイクル法に関する効果の発現状況

区 分	調 査 ・ 分 析 結 果（ポイント）	関係データ																																												
1 3 R対策等の現況 (1) 発生抑制（リデュース）の取組の進展状況	○ 特定家庭用機器の排出台数 i) 家電リサイクル法（以下「法」という。）に規定する特定家庭用機器（エアコン、ブラウン管テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機。以下「4家電」という。）の排出量については、把握可能な定量的データがないが、経済産業省等の調査結果の推計によると、排出台数については、表－1のとおり、平成 17 年度は4家電合計で2,287 万台	表－1 4家電の排出台数 (単位：万台) <table><tr><th>年 度 区 分</th><th>平成 11</th><th>15</th><th>17</th></tr><tr><td>エアコン</td><td>277</td><td>294</td><td>—</td></tr><tr><td>テレビ</td><td>869</td><td>908</td><td>—</td></tr><tr><td>冷蔵庫・冷凍庫</td><td>394</td><td>346</td><td>—</td></tr><tr><td>洗濯機</td><td>429</td><td>339</td><td>—</td></tr><tr><td>合 計</td><td>1,970</td><td>1,886</td><td>2,287</td></tr></table> (注) 1 経済産業省及び中環審・産構審の資料に基づき当省が作成 2 四捨五入の関係上、合計は必ずしも一致しない。	年 度 区 分	平成 11	15	17	エアコン	277	294	—	テレビ	869	908	—	冷蔵庫・冷凍庫	394	346	—	洗濯機	429	339	—	合 計	1,970	1,886	2,287																				
	年 度 区 分	平成 11	15	17																																										
エアコン	277	294	—																																											
テレビ	869	908	—																																											
冷蔵庫・冷凍庫	394	346	—																																											
洗濯機	429	339	—																																											
合 計	1,970	1,886	2,287																																											
(2) 再使用（リユース）の取組の進展状況	○ リユースの状況 i) 4家電の製品リユースについては、把握可能な定量的データがないが、経済産業省等の資料によると、国内リユースについては、表－2のとおり、平成 17 年度は50 万台 また、中古品として海外に輸出された台数については、表－3のとおり、平成 17 年度は234～735 万台 ii) 部品リユースについては把握可能な定量的データが存在しない。	表－2 4家電の国内処理台数 (単位：万台) <table><tr><th>年 度 区 分</th><th>平成 11</th><th>15</th><th>17</th></tr><tr><td>エアコン</td><td>185</td><td>60</td><td>—</td></tr><tr><td>(国内リユース分)</td><td>5</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>テレビ</td><td>542</td><td>3</td><td>—</td></tr><tr><td>(国内リユース分)</td><td>43</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>冷蔵庫・冷凍庫</td><td>358</td><td>29</td><td>—</td></tr><tr><td>(国内リユース分)</td><td>18</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>洗濯機</td><td>405</td><td>12</td><td>—</td></tr><tr><td>(国内リユース分)</td><td>31</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>合 計</td><td>1,491</td><td>105</td><td>390～891</td></tr><tr><td>(国内リユース分)</td><td>97</td><td>—</td><td>50</td></tr></table> (注) 1 経済産業省及び中環審・産構審の資料に基づき当省が作成 2 15 年度については、国内リユース分は不明 3 17 年度については、品目別データは不明 4 四捨五入の関係上、合計は必ずしも一致しない。	年 度 区 分	平成 11	15	17	エアコン	185	60	—	(国内リユース分)	5	—	—	テレビ	542	3	—	(国内リユース分)	43	—	—	冷蔵庫・冷凍庫	358	29	—	(国内リユース分)	18	—	—	洗濯機	405	12	—	(国内リユース分)	31	—	—	合 計	1,491	105	390～891	(国内リユース分)	97	—	50
年 度 区 分	平成 11	15	17																																											
エアコン	185	60	—																																											
(国内リユース分)	5	—	—																																											
テレビ	542	3	—																																											
(国内リユース分)	43	—	—																																											
冷蔵庫・冷凍庫	358	29	—																																											
(国内リユース分)	18	—	—																																											
洗濯機	405	12	—																																											
(国内リユース分)	31	—	—																																											
合 計	1,491	105	390～891																																											
(国内リユース分)	97	—	50																																											

区 分	調 査 ・ 分 析 結 果（ポイント）	関係データ																																																																						
(3) 再生利用（リサイクル）の取組の進展状況	① 再商品化率の達成状況 環境省の資料によると、表－４のとおり、４家電とも法施行時から目標値（参考）を達成。 （参考）再商品化率の目標値 <table><tr><th>品 名</th><th>再商品化率</th></tr><tr><td>エアコン</td><td>60%以上</td></tr><tr><td>テレビ</td><td>55%以上</td></tr><tr><td>冷蔵庫・冷凍庫</td><td>50%以上</td></tr><tr><td>洗濯機</td><td>50%以上</td></tr></table> (注) 1 再商品化率は、再商品化重量/再商品化等処理重量×100 2 毎年度達成すべき目標値 3 ここでいう再商品化等処理重量とは、再商品化等に必要な行為を実施した４家電の総重量	品 名	再商品化率	エアコン	60%以上	テレビ	55%以上	冷蔵庫・冷凍庫	50%以上	洗濯機	50%以上	表－３ ４家電の海外輸出台数 (単位：万台) <table><tr><th>年 度 区 分</th><th>平成 11</th><th>15</th><th>17</th></tr><tr><td>エアコン</td><td>92</td><td>75</td><td>－</td></tr><tr><td>テレビ</td><td>327</td><td>550</td><td>－</td></tr><tr><td>冷蔵庫・冷凍庫</td><td>36</td><td>50</td><td>－</td></tr><tr><td>洗濯機</td><td>24</td><td>60</td><td>－</td></tr><tr><td>合 計</td><td>479</td><td>735</td><td>234～735</td></tr></table> (注) 1 経済産業省及び中環審・産構審の資料に基づき当省が作成 2 17年度については、品目別のデータは不存在 3 四捨五入の関係上、合計は必ずしも一致しない。 表－４ ４家電の再商品化率 (単位：％) <table><tr><th>年 度 区 分</th><th>平成 13</th><th>14</th><th>15</th><th>16</th><th>17</th></tr><tr><td>エアコン</td><td>78.1</td><td>78.8</td><td>81.9</td><td>82.2</td><td>84.6</td></tr><tr><td>テレビ</td><td>73.5</td><td>75.8</td><td>78.8</td><td>81.3</td><td>77.3</td></tr><tr><td>冷蔵庫</td><td>59.8</td><td>61.2</td><td>63.3</td><td>64.3</td><td>66.7</td></tr><tr><td>洗濯機</td><td>57.0</td><td>60.5</td><td>65.2</td><td>68.5</td><td>75.1</td></tr><tr><td>合 計</td><td>66.1</td><td>67.9</td><td>70.7</td><td>72.5</td><td>74.4</td></tr></table> (注) 環境省の資料に基づき当省が作成	年 度 区 分	平成 11	15	17	エアコン	92	75	－	テレビ	327	550	－	冷蔵庫・冷凍庫	36	50	－	洗濯機	24	60	－	合 計	479	735	234～735	年 度 区 分	平成 13	14	15	16	17	エアコン	78.1	78.8	81.9	82.2	84.6	テレビ	73.5	75.8	78.8	81.3	77.3	冷蔵庫	59.8	61.2	63.3	64.3	66.7	洗濯機	57.0	60.5	65.2	68.5	75.1	合 計	66.1	67.9	70.7	72.5	74.4
		品 名	再商品化率																																																																					
		エアコン	60%以上																																																																					
		テレビ	55%以上																																																																					
		冷蔵庫・冷凍庫	50%以上																																																																					
		洗濯機	50%以上																																																																					
		年 度 区 分	平成 11	15	17																																																																			
		エアコン	92	75	－																																																																			
		テレビ	327	550	－																																																																			
		冷蔵庫・冷凍庫	36	50	－																																																																			
洗濯機	24	60	－																																																																					
合 計	479	735	234～735																																																																					
年 度 区 分	平成 13	14	15	16	17																																																																			
エアコン	78.1	78.8	81.9	82.2	84.6																																																																			
テレビ	73.5	75.8	78.8	81.3	77.3																																																																			
冷蔵庫	59.8	61.2	63.3	64.3	66.7																																																																			
洗濯機	57.0	60.5	65.2	68.5	75.1																																																																			
合 計	66.1	67.9	70.7	72.5	74.4																																																																			

区 分	調 査 ・ 分 析 結 果（ポイント）		関係データ																																																																			
2 3 R対策等の効果の発現 状況 (1) 天然資源の消費抑制 及び環境負荷の変化	○ 再商品化等料金 （財）家電製品協会の資料によると、4家電の再商品化等料金は平成 18 年 4 月現在、下記のとおり、1社のエアコン製品を除き、同一料金 <table><tr><th colspan="2">4家電の再商品化等料金</th></tr><tr><td>エアコン</td><td>3,675 円</td></tr><tr><td>テレビ</td><td>2,835 円</td></tr><tr><td>冷蔵庫・冷凍庫</td><td>4,830 円</td></tr><tr><td>洗濯機</td><td>2,520 円</td></tr></table> （注）（財）家電製品協会の資料に基づき当省が作成 再商品化等料金は法第 20 条第 1 項において、各社ごとに公表を義務づけられているが、その内訳までは求められていない。他方、同条第 2 項において、「能率的に実施した場合における適正な原価を上回ってはならない」と規定されているが、内訳が公表されていないため、適正な価格であるかどうか不明。 当省の調査結果によると、現在、A、B 2 グループに分かれている再商品化施設のグループごとの再商品化率については、表－5 のとおりとなっている。		4家電の再商品化等料金		エアコン	3,675 円	テレビ	2,835 円	冷蔵庫・冷凍庫	4,830 円	洗濯機	2,520 円	表－5 再商品化施設（グループ別）における再商品化率 （単位：％） <table><tr><th colspan="2">年 度</th><th>平成 15</th><th>16</th><th>17</th></tr><tr><th>区 分</th><th></th><th></th><th></th><th></th></tr><tr><td rowspan="2">エアコン</td><td>Aグループ</td><td>78.5</td><td>79.7</td><td>83.0</td></tr><tr><td>Bグループ</td><td>84.2</td><td>83.8</td><td>85.7</td></tr><tr><td rowspan="2">テレビ</td><td>Aグループ</td><td>71.8</td><td>74.2</td><td>78.1</td></tr><tr><td>Bグループ</td><td>84.1</td><td>86.3</td><td>76.8</td></tr><tr><td rowspan="2">冷蔵庫・冷凍庫</td><td>Aグループ</td><td>60.4</td><td>61.7</td><td>64.5</td></tr><tr><td>Bグループ</td><td>65.3</td><td>66.0</td><td>68.1</td></tr><tr><td rowspan="2">洗濯機</td><td>Aグループ</td><td>64.1</td><td>65.9</td><td>74.3</td></tr><tr><td>Bグループ</td><td>66.0</td><td>70.4</td><td>75.6</td></tr><tr><td rowspan="2">合 計</td><td>Aグループ</td><td>67.0</td><td>68.9</td><td>73.4</td></tr><tr><td>Bグループ</td><td>73.3</td><td>75.0</td><td>75.1</td></tr></table> （注）1 調査結果及び環境省の資料に基づき当省が作成 2 ここでいう再商品化率は、再商品化重量/再商品化等処理重量×100			年 度		平成 15	16	17	区 分					エアコン	Aグループ	78.5	79.7	83.0	Bグループ	84.2	83.8	85.7	テレビ	Aグループ	71.8	74.2	78.1	Bグループ	84.1	86.3	76.8	冷蔵庫・冷凍庫	Aグループ	60.4	61.7	64.5	Bグループ	65.3	66.0	68.1	洗濯機	Aグループ	64.1	65.9	74.3	Bグループ	66.0	70.4	75.6	合 計	Aグループ	67.0	68.9	73.4	Bグループ	73.3	75.0	75.1
	4家電の再商品化等料金																																																																					
エアコン	3,675 円																																																																					
テレビ	2,835 円																																																																					
冷蔵庫・冷凍庫	4,830 円																																																																					
洗濯機	2,520 円																																																																					
年 度		平成 15	16	17																																																																		
区 分																																																																						
エアコン	Aグループ	78.5	79.7	83.0																																																																		
	Bグループ	84.2	83.8	85.7																																																																		
テレビ	Aグループ	71.8	74.2	78.1																																																																		
	Bグループ	84.1	86.3	76.8																																																																		
冷蔵庫・冷凍庫	Aグループ	60.4	61.7	64.5																																																																		
	Bグループ	65.3	66.0	68.1																																																																		
洗濯機	Aグループ	64.1	65.9	74.3																																																																		
	Bグループ	66.0	70.4	75.6																																																																		
合 計	Aグループ	67.0	68.9	73.4																																																																		
	Bグループ	73.3	75.0	75.1																																																																		
	○ エアコン、冷蔵庫・冷凍庫に冷媒として用いられているフロン類の回収・破壊状況 回収されたフロン類の回収重量及び破壊重量は、表－6 のとおり。ただし、4家電におけるフロン類等の回収率（使用量に対する回収量）は不明		表－6 フロン類の回収、破壊状況 （単位：t） <table><tr><th colspan="3">年 度</th><th>平成 16</th><th>17</th></tr><tr><th>区 分</th><th></th><th></th><th></th><th></th></tr><tr><td rowspan="2">エアコン</td><td rowspan="2">冷媒として使用されていたフロン類</td><td>回収重量</td><td>995</td><td>1,122</td></tr><tr><td>破壊重量</td><td>976</td><td>1,118</td></tr><tr><td rowspan="4">冷蔵庫・冷凍庫</td><td rowspan="2">冷媒として使用されていたフロン類</td><td>回収重量</td><td>311</td><td>310</td></tr><tr><td>破壊重量</td><td>312</td><td>310</td></tr><tr><td rowspan="2">断熱材に含まれる液化回収したフロン類</td><td>回収重量</td><td>625</td><td>608</td></tr><tr><td>破壊重量</td><td>616</td><td>605</td></tr></table> （注）環境省の資料に基づき当省が作成			年 度			平成 16	17	区 分					エアコン	冷媒として使用されていたフロン類	回収重量	995	1,122	破壊重量	976	1,118	冷蔵庫・冷凍庫	冷媒として使用されていたフロン類	回収重量	311	310	破壊重量	312	310	断熱材に含まれる液化回収したフロン類	回収重量	625	608	破壊重量	616	605																																
年 度			平成 16	17																																																																		
区 分																																																																						
エアコン	冷媒として使用されていたフロン類	回収重量	995	1,122																																																																		
		破壊重量	976	1,118																																																																		
冷蔵庫・冷凍庫	冷媒として使用されていたフロン類	回収重量	311	310																																																																		
		破壊重量	312	310																																																																		
	断熱材に含まれる液化回収したフロン類	回収重量	625	608																																																																		
		破壊重量	616	605																																																																		

区 分	調 査 ・ 分 析 結 果 (ポ イ ン ト)	関 係 デ ー タ																		
	○ 不法投棄台数 i) 環境省資料によると、表－7のとおり、不法投棄台数は法施行後増加傾向。ただし、平成 16 年度については前年から減少（不法投棄台数は当該年度に発見・処理した台数であるので、不法投棄そのものが増加傾向にあるとは言えない。）	<table><tr><th colspan="6">表－7 不法投棄台数の推移 (単位：台)</th></tr><tr><th>年 度</th><th>平成 12</th><th>13</th><th>14</th><th>15</th><th>16</th></tr><tr><td>4家電合計</td><td>122, 215</td><td>138, 515</td><td>166, 393</td><td>176, 391</td><td>172, 499</td></tr></table> (注) 1 中環審・産構審の資料による 2 台数は環境省調査において把握された台数を人口カバー率で割り戻したもの 3 ここでいう人口カバー率とは、データを有していた自治体の合計人口の総人口に占める割合 4 品目別のデータは不明	表－7 不法投棄台数の推移 (単位：台)						年 度	平成 12	13	14	15	16	4家電合計	122, 215	138, 515	166, 393	176, 391	172, 499
表－7 不法投棄台数の推移 (単位：台)																				
年 度	平成 12	13	14	15	16															
4家電合計	122, 215	138, 515	166, 393	176, 391	172, 499															

食品リサイクル法に関する効果の発現状況

区 分	調査・分析結果（ポイント）	関係データ																																																																																						
1 3R対策等の現況 (1) 発生抑制（リデュース）の取組の進展状況	① 食品廃棄物の発生量の推移 食品廃棄物の年間発生量の推移をみると、表－1のとおり、食品産業全体では増加傾向 これを業種別にみると、外食産業が減少傾向にあるほか、食品製造業、食品卸売業及び食品小売業については、増加傾向 また、業種別に16年度の発生量の割合をみると、食品製造業が最も多く全体の43%を占め、次いで外食産業の27%、食品小売業の23%及び食品卸売業の7% ② 食品廃棄物の発生の抑制割合の推移 食品廃棄物の発生の抑制割合の推移をみると、表－2のとおり、食品産業全体では微増傾向 これを業種別にみると、食品卸売業は増加、食品製造業及び食品小売業は微増、外食産業は微減 (注) 発生の抑制割合＝食品廃棄物の発生を抑制した量／（食品廃棄物の発生量＋食品廃棄物の発生を抑制した量）	表－1 食品廃棄物の発生量の推移 (単位：千t、%) <table><tr><th>区 分</th><th>平成13年度</th><th>16年度</th><th>割合</th><th>増▲減</th><th>増減率</th></tr><tr><td>食品産業全体</td><td>10,919</td><td>11,358</td><td>100.0</td><td>439</td><td>4.0</td></tr><tr><td>食品製造業</td><td>4,638</td><td>4,898</td><td>43.1</td><td>260</td><td>5.6</td></tr><tr><td>食品卸売業</td><td>724</td><td>751</td><td>6.6</td><td>27</td><td>3.7</td></tr><tr><td>食品小売業</td><td>2,355</td><td>2,604</td><td>22.9</td><td>249</td><td>10.6</td></tr><tr><td>外食産業</td><td>3,203</td><td>3,104</td><td>27.3</td><td>▲99</td><td>▲3.1</td></tr></table> (注) 農林水産省の資料に基づき、当省が作成 表－2 食品廃棄物の発生の抑制割合等の推移 (単位：千t、%) <table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>平成13年度</th><th>16年度</th><th>増▲減</th></tr><tr><td rowspan="2">食品産業 全 体</td><td>発生抑制量</td><td>469</td><td>515</td><td>46</td></tr><tr><td>発生の抑制割合</td><td>4.1</td><td>4.3</td><td>0.2</td></tr><tr><td rowspan="2">食品製造業</td><td>発生抑制量</td><td>210</td><td>235</td><td>25</td></tr><tr><td>発生の抑制割合</td><td>4.3</td><td>4.6</td><td>0.3</td></tr><tr><td rowspan="2">食品卸売業</td><td>発生抑制量</td><td>27</td><td>48</td><td>21</td></tr><tr><td>発生の抑制割合</td><td>3.6</td><td>6.0</td><td>2.4</td></tr><tr><td rowspan="2">食品小売業</td><td>発生抑制量</td><td>104</td><td>121</td><td>17</td></tr><tr><td>発生の抑制割合</td><td>4.2</td><td>4.4</td><td>0.2</td></tr><tr><td rowspan="2">外食産業</td><td>発生抑制量</td><td>128</td><td>110</td><td>▲18</td></tr><tr><td>発生の抑制割合</td><td>3.8</td><td>3.4</td><td>▲0.4</td></tr></table> (注) 農林水産省の資料による。	区 分	平成13年度	16年度	割合	増▲減	増減率	食品産業全体	10,919	11,358	100.0	439	4.0	食品製造業	4,638	4,898	43.1	260	5.6	食品卸売業	724	751	6.6	27	3.7	食品小売業	2,355	2,604	22.9	249	10.6	外食産業	3,203	3,104	27.3	▲99	▲3.1	区 分		平成13年度	16年度	増▲減	食品産業 全 体	発生抑制量	469	515	46	発生の抑制割合	4.1	4.3	0.2	食品製造業	発生抑制量	210	235	25	発生の抑制割合	4.3	4.6	0.3	食品卸売業	発生抑制量	27	48	21	発生の抑制割合	3.6	6.0	2.4	食品小売業	発生抑制量	104	121	17	発生の抑制割合	4.2	4.4	0.2	外食産業	発生抑制量	128	110	▲18	発生の抑制割合	3.8	3.4	▲0.4
区 分	平成13年度	16年度	割合	増▲減	増減率																																																																																			
食品産業全体	10,919	11,358	100.0	439	4.0																																																																																			
食品製造業	4,638	4,898	43.1	260	5.6																																																																																			
食品卸売業	724	751	6.6	27	3.7																																																																																			
食品小売業	2,355	2,604	22.9	249	10.6																																																																																			
外食産業	3,203	3,104	27.3	▲99	▲3.1																																																																																			
区 分		平成13年度	16年度	増▲減																																																																																				
食品産業 全 体	発生抑制量	469	515	46																																																																																				
	発生の抑制割合	4.1	4.3	0.2																																																																																				
食品製造業	発生抑制量	210	235	25																																																																																				
	発生の抑制割合	4.3	4.6	0.3																																																																																				
食品卸売業	発生抑制量	27	48	21																																																																																				
	発生の抑制割合	3.6	6.0	2.4																																																																																				
食品小売業	発生抑制量	104	121	17																																																																																				
	発生の抑制割合	4.2	4.4	0.2																																																																																				
外食産業	発生抑制量	128	110	▲18																																																																																				
	発生の抑制割合	3.8	3.4	▲0.4																																																																																				

区 分	調査・分析結果（ポイント）	関係データ																																												
(2) 再生利用（リサイクル）の取組の進展状況	③ 食品廃棄物の発生抑制に取り組んでいる事業所 平成 16 年度における食品廃棄物の発生抑制に取り組んでいる事業所の割合をみると、表－3 のとおり、食品産業全体で 55% 業種別にみると、4 業種とも 50～55% （注） 発生抑制に取り組んでいる事業所の割合は、農林水産省が調査した全事業所数に対する事業所数の割合	表－3 発生抑制に取り組んでいる事業所数割合 （単位：％） <table><tr><th>区 分</th><th>平成 16 年度</th></tr><tr><td>食品産業全体</td><td>55</td></tr><tr><td>食品製造業</td><td>50</td></tr><tr><td>食品卸売業</td><td>51</td></tr><tr><td>食品小売業</td><td>55</td></tr><tr><td>外食産業</td><td>55</td></tr></table> （注） 農林水産省の資料による。	区 分	平成 16 年度	食品産業全体	55	食品製造業	50	食品卸売業	51	食品小売業	55	外食産業	55																																
	区 分	平成 16 年度																																												
	食品産業全体	55																																												
食品製造業	50																																													
食品卸売業	51																																													
食品小売業	55																																													
外食産業	55																																													
	① 食品リサイクル法に基づく再生利用等の実施率の推移 食品リサイクル法に基づく基本方針において数値目標が設定 【数値目標】 食品関連事業者の再生利用等の実施率を平成 18 年度までに 20%に向上させること 再生利用等の実施率の推移をみると、表－4 のとおり、食品産業全体では増加傾向であり、目標値の 20%を超えている。 これを業種別にみると、外食産業のみが目標に到達しておらず、16 年度が 16.6% また、再生利用等の実施率目標（20%）を達成した食品関連事業者の割合をみると、表－5 のとおり、平成 17 年度末現在、食品産業全体では 18% これを業種別にみると、食品製造業 22%、食品卸売業 18%、食品小売業 17% 外食産業 10%	表－4 食品リサイクル法に基づく再生利用等の実施率の推移 （単位：％） <table><tr><th>区 分</th><th>平成 13 年度</th><th>16 年度</th><th>増▲減</th></tr><tr><td>食品産業全体</td><td>36.6</td><td>44.5</td><td>7.9</td></tr><tr><td>食品製造業</td><td>59.8</td><td>71.6</td><td>11.8</td></tr><tr><td>食品卸売業</td><td>31.8</td><td>40.8</td><td>9.0</td></tr><tr><td>食品小売業</td><td>23.0</td><td>27.6</td><td>4.6</td></tr><tr><td>外食産業</td><td>14.1</td><td>16.6</td><td>2.5</td></tr></table> （注） 1 農林水産省の資料に基づき、当省が作成 2 再生利用等の実施率＝（発生抑制量＋再生利用量＋減量量） ／（発生抑制量＋発生量） 表－5 再生利用等の実施率目標（20%）達成事業者割合（平成 17 年度） （単位：％） <table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th colspan="2">目標達成事業者の割合</th></tr><tr><th></th><th>うち年間発生量 100 ト以上事業者</th></tr><tr><td>食品産業全体</td><td>18</td><td>27</td></tr><tr><td>食品製造業</td><td>22</td><td>33</td></tr><tr><td>食品卸売業</td><td>18</td><td>32</td></tr><tr><td>食品小売業</td><td>17</td><td>22</td></tr><tr><td>外食産業</td><td>10</td><td>13</td></tr></table> （注） 農林水産省の資料による。	区 分	平成 13 年度	16 年度	増▲減	食品産業全体	36.6	44.5	7.9	食品製造業	59.8	71.6	11.8	食品卸売業	31.8	40.8	9.0	食品小売業	23.0	27.6	4.6	外食産業	14.1	16.6	2.5	区 分	目標達成事業者の割合			うち年間発生量 100 ト以上事業者	食品産業全体	18	27	食品製造業	22	33	食品卸売業	18	32	食品小売業	17	22	外食産業	10	13
区 分	平成 13 年度	16 年度	増▲減																																											
食品産業全体	36.6	44.5	7.9																																											
食品製造業	59.8	71.6	11.8																																											
食品卸売業	31.8	40.8	9.0																																											
食品小売業	23.0	27.6	4.6																																											
外食産業	14.1	16.6	2.5																																											
区 分	目標達成事業者の割合																																													
		うち年間発生量 100 ト以上事業者																																												
食品産業全体	18	27																																												
食品製造業	22	33																																												
食品卸売業	18	32																																												
食品小売業	17	22																																												
外食産業	10	13																																												

区 分	調査・分析結果（ポイント）	関係データ																																																																				
	② 食品廃棄物の再生利用量（率）の推移 食品廃棄物の再生利用量（率）の推移をみると、表－６のとおり、食品産業全体で再生利用量及び再生利用率とも増加傾向 再生利用率については、平成 16 年度において最も高いのは食品製造業の 77.6%、次いで食品卸売業の 53.0%、食品小売業の 31.5%、外食産業の 24.8% 背景としては、次のような要因が考えられる。 i) 当省が登録再生利用事業者について、再生利用に係る処理料金と同一所在地の市町村における事業系一般廃棄物（生ごみ）の処理手数料を調査したところ、比較可能な 11 市町村中 9 市町村（81.8%）において市町村の処理手数料の方が安く、このことが食品関連事業者のリサイクルの進展に抑制的に作用している可能性があること ii) 当省が登録再生利用事業者等から聴取したところ、市町村の区域を超えて広域的に食品廃棄物を収集・運搬・処理する際に、当該市町村からの一般廃棄物収集運搬業の許可がただちに取得できない場合があり、効率的なリサイクルを図る上で障害となっているとの意見があること iii) 特に、食品小売業、外食産業において発生する食品廃棄物は、多種多様なものが少量発生し、しかも消費者が食品廃棄物の排出にかかわり、質の低下や異物混入の割合が高いこと	表－６ 食品廃棄物の再生利用量及び再生利用率の推移 (単位：千 t、%) <table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>平 成 13 年度</th><th>16 年度</th><th>増▲減</th></tr><tr><td rowspan="2">食品産業 全 体</td><td>再生利用量</td><td>3,946</td><td>5,793</td><td>1,847</td></tr><tr><td>再生利用率</td><td>36.1</td><td>51.0</td><td>14.9</td></tr><tr><td rowspan="2">食品製造業</td><td>再生利用量</td><td>2,773</td><td>3,803</td><td>1,030</td></tr><tr><td>再生利用率</td><td>59.8</td><td>77.6</td><td>17.8</td></tr><tr><td rowspan="2">食品卸売業</td><td>再生利用量</td><td>261</td><td>398</td><td>137</td></tr><tr><td>再生利用率</td><td>36.0</td><td>53.0</td><td>17.0</td></tr><tr><td rowspan="2">食品小売業</td><td>再生利用量</td><td>522</td><td>821</td><td>299</td></tr><tr><td>再生利用率</td><td>22.2</td><td>31.5</td><td>9.3</td></tr><tr><td rowspan="2">外食産業</td><td>再生利用量</td><td>390</td><td>770</td><td>380</td></tr><tr><td>再生利用率</td><td>12.2</td><td>24.8</td><td>12.6</td></tr></table> (注) 1 農林水産省の資料に基づき、当省が作成 2 再生利用率＝再生利用量／食品廃棄物発生量 表－７ 再生利用事業者の処理料金と同一市町村処理手数料の比較 (単位：市町村数) <table><tr><th>料金の差</th><th>市町村数</th></tr><tr><td>市町村処理料金の方が 20 円以上安価</td><td>2</td></tr><tr><td>〃 10 円以上～19 円安価</td><td>3</td></tr><tr><td>〃 1 円から 9 円安価</td><td>4</td></tr><tr><td>同 額</td><td>1</td></tr><tr><td>市町村の方が高額</td><td>1</td></tr><tr><td>小 計</td><td>11</td></tr><tr><td>比較不能</td><td>4</td></tr><tr><td>合 計</td><td>15</td></tr></table> (注) 当省の調査結果による。	区 分		平 成 13 年度	16 年度	増▲減	食品産業 全 体	再生利用量	3,946	5,793	1,847	再生利用率	36.1	51.0	14.9	食品製造業	再生利用量	2,773	3,803	1,030	再生利用率	59.8	77.6	17.8	食品卸売業	再生利用量	261	398	137	再生利用率	36.0	53.0	17.0	食品小売業	再生利用量	522	821	299	再生利用率	22.2	31.5	9.3	外食産業	再生利用量	390	770	380	再生利用率	12.2	24.8	12.6	料金の差	市町村数	市町村処理料金の方が 20 円以上安価	2	〃 10 円以上～19 円安価	3	〃 1 円から 9 円安価	4	同 額	1	市町村の方が高額	1	小 計	11	比較不能	4	合 計	15
区 分		平 成 13 年度	16 年度	増▲減																																																																		
食品産業 全 体	再生利用量	3,946	5,793	1,847																																																																		
	再生利用率	36.1	51.0	14.9																																																																		
食品製造業	再生利用量	2,773	3,803	1,030																																																																		
	再生利用率	59.8	77.6	17.8																																																																		
食品卸売業	再生利用量	261	398	137																																																																		
	再生利用率	36.0	53.0	17.0																																																																		
食品小売業	再生利用量	522	821	299																																																																		
	再生利用率	22.2	31.5	9.3																																																																		
外食産業	再生利用量	390	770	380																																																																		
	再生利用率	12.2	24.8	12.6																																																																		
料金の差	市町村数																																																																					
市町村処理料金の方が 20 円以上安価	2																																																																					
〃 10 円以上～19 円安価	3																																																																					
〃 1 円から 9 円安価	4																																																																					
同 額	1																																																																					
市町村の方が高額	1																																																																					
小 計	11																																																																					
比較不能	4																																																																					
合 計	15																																																																					

建設リサイクル法に関する効果の発現状況

区 分	調 査 ・ 分 析 結 果（ポイント）	関係データ																																																																														
1 3 R対策等の現況 (1) 発生抑制(リデュース) の取組の進展状況	○ 建設廃棄物の排出量の推移 建設廃棄物の排出量については、国土交通省の調査によると、建設リサイクル法（以下「法」という。）施行年の平成 14 年度実績で 8,273 万 t となっており、平成 12 年度に比べ 200 万 t 減少。これを法の再資源化等指定品目（以下「指定品目」という。）と再商品化等指定外品目（以下「指定外品目」という。）別にみると、表－1 のとおり、指定品目は全て減少しているが、指定外品目の建設汚泥が増加。また、建設混合廃棄物は、大幅に減少しているが、これは分別解体等の徹底の効果と考えられる。 国土交通省が行った予測によると、今後、昭和 40 年代以降に急増した建築物が更新を迎えることから、建設廃棄物の排出量は、表－1 のとおり、指定品目は全て増加、指定外品目も建設混合廃棄物を除き増加の予測 なお、将来予測の基本式は、将来搬出量＝将来搬出原単位×将来工事量であり、予測式に用いる指数は下記のとおり <table><tr><th>区 分</th><th>将来搬出原単位</th><th>将来工事量</th></tr><tr><td>公共土木工事</td><td rowspan="2">単位工事額当たりの搬出量</td><td rowspan="2">工事額（億円）</td></tr><tr><td>民間土木工事</td></tr><tr><td rowspan="2">建築工事</td><td>新築</td><td>単位着工床面積当たりの搬出量</td></tr><tr><td>解体</td><td>単位除去床面積当たりの搬出量</td></tr></table>	区 分	将来搬出原単位	将来工事量	公共土木工事	単位工事額当たりの搬出量	工事額（億円）	民間土木工事	建築工事	新築	単位着工床面積当たりの搬出量	解体	単位除去床面積当たりの搬出量	表－1 建設廃棄物の排出量及び将来予測（単位：万 t） <table><tr><th colspan="2">年 度</th><th>平成 12</th><th>14</th><th>17</th><th>22</th><th>32</th></tr><tr><th>区 分</th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th></tr><tr><td rowspan="3">指定品目</td><td>コンクリート塊 （指 数）</td><td>3,527 (100)</td><td>3,512 (99.6)</td><td>4,314 (122.3)</td><td>4,566 (129.5)</td><td>5,022 (142.4)</td></tr><tr><td>アスファルト・ コンクリート塊 （指 数）</td><td>3,008 (100)</td><td>2,975 (98.9)</td><td>3,049 (101.4)</td><td>3,058 (101.7)</td><td>3,069 (102.0)</td></tr><tr><td>建設発生木材 （指 数）</td><td>477 (100)</td><td>464 (97.4)</td><td>735 (154.1)</td><td>754 (158.1)</td><td>766 (160.8)</td></tr><tr><td colspan="2">指定品目 小 計</td><td>7,011 (100)</td><td>6,951 (99.1)</td><td>8,097 (115.5)</td><td>8,378 (119.5)</td><td>8,858 (126.3)</td></tr><tr><td rowspan="3">指定外品目</td><td>建設汚泥 （指 数）</td><td>825 (100)</td><td>846 (102.5)</td><td>860 (104.3)</td><td>863 (104.6)</td><td>858 (104.0)</td></tr><tr><td>建設混合廃棄物 （指 数）</td><td>484 (100)</td><td>337 (69.7)</td><td>311 (64.2)</td><td>314 (64.7)</td><td>303 (62.6)</td></tr><tr><td>その他 （指 数）</td><td>152 (100)</td><td>139 (91.4)</td><td>227 (149.5)</td><td>237 (156.0)</td><td>246 (162.4)</td></tr><tr><td colspan="2">合 計 （指 数）</td><td>8,473 (100)</td><td>8,273 (97.6)</td><td>9,495 (112.1)</td><td>9,791 (115.6)</td><td>10,265 (121.2)</td></tr></table> (注) 1 国土交通省の資料に基づき当省が作成 2 平成 12 年及び 14 年度の排出量は実績値、その他は予測値 3 指数は平成 12 年度の排出量を 100 とした場合の数値 4 その他の内訳は金属くず、廃プラスチック及び紙くず 5 四捨五入の関係上、合計は必ずしも一致しない。	年 度		平成 12	14	17	22	32	区 分							指定品目	コンクリート塊 （指 数）	3,527 (100)	3,512 (99.6)	4,314 (122.3)	4,566 (129.5)	5,022 (142.4)	アスファルト・ コンクリート塊 （指 数）	3,008 (100)	2,975 (98.9)	3,049 (101.4)	3,058 (101.7)	3,069 (102.0)	建設発生木材 （指 数）	477 (100)	464 (97.4)	735 (154.1)	754 (158.1)	766 (160.8)	指定品目 小 計		7,011 (100)	6,951 (99.1)	8,097 (115.5)	8,378 (119.5)	8,858 (126.3)	指定外品目	建設汚泥 （指 数）	825 (100)	846 (102.5)	860 (104.3)	863 (104.6)	858 (104.0)	建設混合廃棄物 （指 数）	484 (100)	337 (69.7)	311 (64.2)	314 (64.7)	303 (62.6)	その他 （指 数）	152 (100)	139 (91.4)	227 (149.5)	237 (156.0)	246 (162.4)	合 計 （指 数）		8,473 (100)	8,273 (97.6)	9,495 (112.1)	9,791 (115.6)	10,265 (121.2)
区 分	将来搬出原単位	将来工事量																																																																														
公共土木工事	単位工事額当たりの搬出量	工事額（億円）																																																																														
民間土木工事																																																																																
建築工事	新築	単位着工床面積当たりの搬出量																																																																														
	解体	単位除去床面積当たりの搬出量																																																																														
年 度		平成 12	14	17	22	32																																																																										
区 分																																																																																
指定品目	コンクリート塊 （指 数）	3,527 (100)	3,512 (99.6)	4,314 (122.3)	4,566 (129.5)	5,022 (142.4)																																																																										
	アスファルト・ コンクリート塊 （指 数）	3,008 (100)	2,975 (98.9)	3,049 (101.4)	3,058 (101.7)	3,069 (102.0)																																																																										
	建設発生木材 （指 数）	477 (100)	464 (97.4)	735 (154.1)	754 (158.1)	766 (160.8)																																																																										
指定品目 小 計		7,011 (100)	6,951 (99.1)	8,097 (115.5)	8,378 (119.5)	8,858 (126.3)																																																																										
指定外品目	建設汚泥 （指 数）	825 (100)	846 (102.5)	860 (104.3)	863 (104.6)	858 (104.0)																																																																										
	建設混合廃棄物 （指 数）	484 (100)	337 (69.7)	311 (64.2)	314 (64.7)	303 (62.6)																																																																										
	その他 （指 数）	152 (100)	139 (91.4)	227 (149.5)	237 (156.0)	246 (162.4)																																																																										
合 計 （指 数）		8,473 (100)	8,273 (97.6)	9,495 (112.1)	9,791 (115.6)	10,265 (121.2)																																																																										

区 分	調 査 ・ 分 析 結 果（ポイント）	関係データ																																																										
(2) 再生利用(リサイクル)の取組の進展状況	○ 再資源化等率 i) 国土交通省の調査によると、表－2のとおり、指定品目については、コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊は平成14年度実績で目標達成年度（平成22年度）の数値を超えている。 建設発生木材については、平成14年度実績で再資源化等率89.3%と他の2品目に比べ再資源化等率が低い状況となっている。また、国土交通省が行った予測によると、今後、昭和40年代以降に急増した建築物が更新を迎えることから、建設発生木材の排出量は、表－1のとおり、大幅な増加予測となっている。	表－2 建設廃棄物の再資源化率等の推移 (単位：％) <table><tr><th colspan="2" rowspan="2">区 分</th><th colspan="2">年 度</th><th>平成12</th><th>14</th><th>22 (目標)</th></tr><tr><th colspan="2"></th><th></th><th></th><th></th></tr><tr><td rowspan="6">指 定 品 目</td><td rowspan="2">コンクリート塊</td><td>再資源化率</td><td>96.2</td><td>97.5</td><td colspan="2">－</td></tr><tr><td>再資源化等率</td><td>96.2</td><td>97.5</td><td colspan="2">95</td></tr><tr><td rowspan="2">アスファルト・コンクリート塊</td><td>再資源化率</td><td>98.5</td><td>98.7</td><td colspan="2">－</td></tr><tr><td>再資源化等率</td><td>98.5</td><td>98.7</td><td colspan="2">95</td></tr><tr><td rowspan="2">建設発生木材</td><td>再資源化率</td><td>38.2</td><td>61.1</td><td colspan="2">－</td></tr><tr><td>再資源化等率</td><td>82.9</td><td>89.3</td><td colspan="2">95</td></tr><tr><td colspan="2" rowspan="2">指定品目合計</td><td>再資源化率</td><td>93.3</td><td>95.6</td><td colspan="2">－</td></tr><tr><td>再資源化等率</td><td>96.3</td><td>97.5</td><td colspan="2">－</td></tr></table> (注) 1 国土交通省の資料に基づき当省が作成 2 その他の内訳は金属くず、廃プラスチック及び紙くず 3 ここでいう再資源化率とは、再資源化量/排出量×100 4 ここでいう再資源化等率とは、(再資源化量＋縮減量) /排出量×100	区 分		年 度		平成12	14	22 (目標)						指 定 品 目	コンクリート塊	再資源化率	96.2	97.5	－		再資源化等率	96.2	97.5	95		アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	98.5	98.7	－		再資源化等率	98.5	98.7	95		建設発生木材	再資源化率	38.2	61.1	－		再資源化等率	82.9	89.3	95		指定品目合計		再資源化率	93.3	95.6	－		再資源化等率	96.3	97.5	－	
	区 分				年 度		平成12	14	22 (目標)																																																			
指 定 品 目	コンクリート塊	再資源化率	96.2	97.5	－																																																							
		再資源化等率	96.2	97.5	95																																																							
	アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	98.5	98.7	－																																																							
		再資源化等率	98.5	98.7	95																																																							
	建設発生木材	再資源化率	38.2	61.1	－																																																							
		再資源化等率	82.9	89.3	95																																																							
指定品目合計		再資源化率	93.3	95.6	－																																																							
		再資源化等率	96.3	97.5	－																																																							
2 3R対策等の効果の発現状況 (1) 天然資源の消費抑制及び環境負荷の変化	○ 不法投棄量の推移等 環境省の調査結果によると、産業廃棄物の不法投棄全体の中で72.5%を占める建設廃棄物の不法投棄量は、表－3のとおり。ただし、不法投棄量は当該年度に発覚したものの量であるので、必ずしも減少傾向にあるとは言えない。	表－3 産業廃棄物の不法投棄量に占める建設廃棄物の不法投棄量 (単位：万t、％) <table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th colspan="2">平成12</th><th colspan="2">14</th><th colspan="2">16</th></tr><tr><th>廃棄量</th><th>(割合)</th><th>廃棄量</th><th>(割合)</th><th>廃棄量</th><th>(割合)</th></tr><tr><td>建設廃棄物</td><td>24.1</td><td>59.8</td><td>19.3</td><td>60.8</td><td>15.0</td><td>72.5</td></tr><tr><td>その他の産業廃棄物</td><td>16.2</td><td>40.2</td><td>12.5</td><td>30.2</td><td>5.7</td><td>27.5</td></tr><tr><td>産業廃棄物合計</td><td>40.3</td><td>100</td><td>31.8</td><td>100</td><td>20.7</td><td>100</td></tr></table> (注) 1 環境省資料に基づき当省が作成 2 その他の産業廃棄物とは、建設廃棄物以外の産業廃棄物	区 分	平成12		14		16		廃棄量	(割合)	廃棄量	(割合)	廃棄量	(割合)	建設廃棄物	24.1	59.8	19.3	60.8	15.0	72.5	その他の産業廃棄物	16.2	40.2	12.5	30.2	5.7	27.5	産業廃棄物合計	40.3	100	31.8	100	20.7	100																								
区 分	平成12			14		16																																																						
	廃棄量	(割合)	廃棄量	(割合)	廃棄量	(割合)																																																						
建設廃棄物	24.1	59.8	19.3	60.8	15.0	72.5																																																						
その他の産業廃棄物	16.2	40.2	12.5	30.2	5.7	27.5																																																						
産業廃棄物合計	40.3	100	31.8	100	20.7	100																																																						

区 分	調 査 ・ 分 析 結 果（ポイント）	関係データ																																																																		
	○ 最終処分量の推移 国土交通省の調査によると、建設廃棄物の最終処分量は、表－４のとおり、平成 14 年度実績で 697 万 t となっており、平成 12 年度と比べ 587 万 t 減少している。これを品目別、手法別（排出量の減、再資源化量の増、縮減量の増）で見ると表－５のとおり、各手法、各品目とも最終処分量の減少に寄与	表－４ 建設廃棄物の最終処分量及び産業廃棄物に占める割合 (単位：万 t、%) <table><tr><th colspan="2">年 度</th><th>平成 12</th><th>14</th><th>増減</th></tr><tr><th>区 分</th><th></th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">産業廃棄物の 最終処分量</td><td></td><td>4, 487</td><td>3, 956</td><td>▲531</td></tr><tr><td>(うち建設廃棄物)</td><td>1, 284</td><td>697</td><td>▲587</td></tr><tr><td>(割合)</td><td>28. 6</td><td>17. 6</td><td>▲11. 0</td></tr></table> (注) 1 国土交通省及び環境省の資料に基づき当省が作成 2 割合は、建設廃棄物の最終処分量／産業廃棄物の最終処分量×100 表－５ 最終処分量減少の寄与度 (単位：万 t) <table><tr><th>区 分</th><th>排出量の減</th><th>再資源化量の増</th><th>縮減量の増</th><th>合計</th></tr><tr><td rowspan="3">指 定 品 目</td><td>コンクリート塊</td><td>15</td><td>31</td><td>0</td><td>46</td></tr><tr><td>アスファルト・ コンクリート塊</td><td>33</td><td>▲26</td><td>0</td><td>7</td></tr><tr><td>建設発生木材</td><td>12</td><td>101</td><td>▲82</td><td>31</td></tr><tr><td rowspan="3">指 定 外 品 目</td><td>建設汚泥</td><td>▲21</td><td>135</td><td>106</td><td>220</td></tr><tr><td>建設混合廃棄物</td><td>147</td><td>23</td><td>56</td><td>226</td></tr><tr><td>その他</td><td>13</td><td>40</td><td>2</td><td>55</td></tr><tr><td colspan="2">計</td><td>200</td><td>305</td><td>83</td><td>587</td></tr></table> (注) 1 国土交通省の資料に基づき当省が作成 2 各品目の合計は、排出量の減少分＋再資源化量増加分＋縮減量の増加分 3 増減の比較は平成 12 年度と 14 年度の比較 4 四捨五入の関係で、合計は必ずしも一致しない。	年 度		平成 12	14	増減	区 分					産業廃棄物の 最終処分量		4, 487	3, 956	▲531	(うち建設廃棄物)	1, 284	697	▲587	(割合)	28. 6	17. 6	▲11. 0	区 分	排出量の減	再資源化量の増	縮減量の増	合計	指 定 品 目	コンクリート塊	15	31	0	46	アスファルト・ コンクリート塊	33	▲26	0	7	建設発生木材	12	101	▲82	31	指 定 外 品 目	建設汚泥	▲21	135	106	220	建設混合廃棄物	147	23	56	226	その他	13	40	2	55	計		200	305	83	587
年 度		平成 12	14	増減																																																																
区 分																																																																				
産業廃棄物の 最終処分量		4, 487	3, 956	▲531																																																																
	(うち建設廃棄物)	1, 284	697	▲587																																																																
	(割合)	28. 6	17. 6	▲11. 0																																																																
区 分	排出量の減	再資源化量の増	縮減量の増	合計																																																																
指 定 品 目	コンクリート塊	15	31	0	46																																																															
	アスファルト・ コンクリート塊	33	▲26	0	7																																																															
	建設発生木材	12	101	▲82	31																																																															
指 定 外 品 目	建設汚泥	▲21	135	106	220																																																															
	建設混合廃棄物	147	23	56	226																																																															
	その他	13	40	2	55																																																															
計		200	305	83	587																																																															

自動車リサイクル法に関する効果の発現状況

区 分	調査・分析結果	関係データ												
1 3 R対策等の現況 (1) 発生抑制（リデュース） の取組の進展状況	① 消費者の取組 財団法人自動車検査登録協力会のデータによると、表－1 のとおり、乗用車の使用年数は平成 16 年度で 10. 97 年、貨物車の平均使用年数は平成 16 年度で 11. 84 年と、平成 9 年度に比べ、それぞれ 1. 69 年、2. 23 年増加 ② 事業者の取組 自動車製造事業各社において、製品、部品の小型化や軽量化、長寿命化などにより廃棄物の発生抑制の取組を実施 i) 小型化 ・ 部品の小型化により、使用される天然資源を抑制 ・ 解体性を高めることで、破損箇所だけの修復が可能 ii) 軽量化 ・ 車両重量を軽量化することで、使用される天然資源を抑制 ・ 部品構造の変更により、材料の使用を抑制 iii) 長寿命化 ・ 自動車部品の耐久性、防錆性等を向上させることで、使用可能な年数の長期化、交換頻度の減少 iv) その他 ・ 金属の歩留まり率を向上させることで、材料廃棄率を低減 ・ 再生利用しやすい構造にすることで、再生利用率を向上。再生利用の進展により、天然資源の利用を抑制 ・ 材料の統合化を進めることで、加工ロスを低減 ・ 鉛、カドミウム等の環境負荷物質の使用を抑制	表－1 平均使用年数の経年推移 (単位：年) <table><tr><th>区 分</th><th>平成9年度</th><th>12</th><th>16</th></tr><tr><td>乗用車 平均使用年数</td><td>9. 28</td><td>9. 96</td><td>10. 97</td></tr><tr><td>貨物車 平均使用年数</td><td>9. 61</td><td>10. 53</td><td>11. 84</td></tr></table> (注) 1 財団法人自動車検査登録協力会データを基に当省が作成 2 軽自動車を除く。	区 分	平成9年度	12	16	乗用車 平均使用年数	9. 28	9. 96	10. 97	貨物車 平均使用年数	9. 61	10. 53	11. 84
区 分	平成9年度	12	16											
乗用車 平均使用年数	9. 28	9. 96	10. 97											
貨物車 平均使用年数	9. 61	10. 53	11. 84											

区 分	調査・分析結果	関係データ								
(2) 再使用（リユース）の取組の進展状況	① 製品リユースの状況 中古車登録の推移は、表－２のとおりで、中古車全体の登録台数は減少傾向	表－２ 中古車登録状況の推移 (単位：台数) <table><tr><th>区 分</th><th>平成9年</th><th>12</th><th>16</th></tr><tr><td>中古車登録台数合計 (指 数)</td><td>5, 863, 243 (100)</td><td>5, 595, 746 (95)</td><td>5, 252, 046 (90)</td></tr></table> (注) 1 社団法人日本自動車販売協会連合会データを基に当省が作成 2 指数は平成9年の台数を100とした場合の指数	区 分	平成9年	12	16	中古車登録台数合計 (指 数)	5, 863, 243 (100)	5, 595, 746 (95)	5, 252, 046 (90)
	区 分	平成9年	12	16						
中古車登録台数合計 (指 数)	5, 863, 243 (100)	5, 595, 746 (95)	5, 252, 046 (90)							
	② 部品リユースの状況 i) 国の取組み 経済産業省では、自動車リサイクル促進のための広報活動の一環として、自動車リサイクル部品の利用促進に向けたPR活動を実施 (経済産業省の自動車リサイクル促進普及情報提供事業：8, 100万円（平成18年度予算）) ii) 事業者の取組み 各製造事業者においても、安全性の面などから新品部品しか使用しないものを除き、従来廃棄されていた有用部品を有効活用するため、すでにトランスミッションやトルクコンバータなどの部品について、リサイクル部品の活用を図っている。									

区 分	調査・分析結果	関係データ																										
(3) 再生利用（リサイクル） の取組の進展状況	○ 再資源化目標の達成状況 自動車リサイクル法で特定再資源化物品とされている「自動車破砕残さ（以下「ASR (Automobile Shredder Residue)」という。）」及び「エアバッグその他衝突の際の人の安全を確保するための装置に使用するガス発生器（以下「エアバッグ類」という。）」に係る再資源化目標値は、下記のとおり定められている。 自動車リサイクル法における再資源化目標値 <table><tr><th>年 度 区 分</th><th>平成 17～21</th><th>平成 22～26</th><th>平成 27 以降</th></tr><tr><td>A S R</td><td>30%</td><td>50%</td><td>70%</td></tr><tr><td>エアバッグ類</td><td colspan="3">85%</td></tr></table> (注) 1 ASR再資源化率＝ASR再資源化重量／ASR引取重量 2 エアバッグ類再資源化率 ＝エアバッグ類再資源化重量／エアバッグ類引取重量 特定再資源化物品の再資源化目標の達成状況は、認定自動車製造事業者 19 社の公表資料によると、表－3 のとおり i) ASRについては、各社、47.7%～70.0%の再資源化率であり、平成 17 年度から平成 21 年度までの目標である 30%を全社達成 ii) エアバッグ類については、各社実績が 93.0%以上となっており、目標である 85%を全社達成	年 度 区 分	平成 17～21	平成 22～26	平成 27 以降	A S R	30%	50%	70%	エアバッグ類	85%			表－3 平成 17 年度ASR再資源化実績 (単位：事業者数) <table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th colspan="4">再 資 源 化 率</th></tr><tr><th>30%未満</th><th>30～50%</th><th>50～70%</th><th>70%以上</th></tr><tr><td>A S R</td><td>0</td><td>1</td><td>17</td><td>1</td></tr></table> (注) 各社公表資料から当省が作成	区 分	再 資 源 化 率				30%未満	30～50%	50～70%	70%以上	A S R	0	1	17	1
年 度 区 分	平成 17～21	平成 22～26	平成 27 以降																									
A S R	30%	50%	70%																									
エアバッグ類	85%																											
区 分	再 資 源 化 率																											
	30%未満	30～50%	50～70%	70%以上																								
A S R	0	1	17	1																								

区 分	調査・分析結果	関係データ								
(4) 適正処理の状況	○ フロン類回収状況 自動車リサイクル法に基づき、フロン類回収業者はフロン類回収の義務を負い、自動車製造事業者等又は指定再資源化機関はフロン類破壊の義務を負う。 認定自動車製造事業者 19 社の公表資料によると、表－４のとおり、平成 17 年度には約 2,300 t を回収	表－４ フロン類回収状況 (単位：t) <table><tr><th>区 分</th><th>平成 17 年度総引取量</th></tr><tr><td>C F C (特定フロン) 引取重量</td><td>1,254</td></tr><tr><td>H F C (代替フロン) 引取重量</td><td>1,047</td></tr><tr><td>合 計</td><td>2,301</td></tr></table> (注) 各社公表資料から当省が作成	区 分	平成 17 年度総引取量	C F C (特定フロン) 引取重量	1,254	H F C (代替フロン) 引取重量	1,047	合 計	2,301
区 分	平成 17 年度総引取量									
C F C (特定フロン) 引取重量	1,254									
H F C (代替フロン) 引取重量	1,047									
合 計	2,301									

グリーン購入法に関する効果の発現状況

区 分	調査・分析結果（ポイント）	関係データ																																																																						
1 国等の取組の進展状況	① 特定調達物品等の品目数の推移 国は、グリーン購入法に基づき、重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類及びその判断の基準（以下「特定調達物品等」という。）について、毎年度、閣議決定により見直し 特定調達物品等の品目数の推移をみると、表－１のとおり、平成 17 年度は 201 品目と、13 年度に比べ倍増 種類別にみると、文具類及び公共工事に係る品目数が大幅増	表－１ 特定調達物品等の品目数の推移 (単位：品目数) <table><tr><th>区 分</th><th>平13年度</th><th>14</th><th>15</th><th>16</th><th>17</th><th>増減</th></tr><tr><td>紙 類</td><td>4</td><td>9</td><td>9</td><td>9</td><td>8</td><td>4</td></tr><tr><td>文具類</td><td>48</td><td>66</td><td>72</td><td>75</td><td>76</td><td>28</td></tr><tr><td>機器類等</td><td>23</td><td>28</td><td>30</td><td>37</td><td>35</td><td>12</td></tr><tr><td>自動車等</td><td>2</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td><td>1</td></tr><tr><td>繊維製品等</td><td>7</td><td>10</td><td>13</td><td>13</td><td>15</td><td>8</td></tr><tr><td>設 備</td><td>3</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td><td>1</td></tr><tr><td>役 務</td><td>2</td><td>4</td><td>4</td><td>5</td><td>5</td><td>3</td></tr><tr><td>公共工事</td><td>11</td><td>28</td><td>41</td><td>53</td><td>55</td><td>44</td></tr><tr><td>計</td><td>100</td><td>152</td><td>176</td><td>199</td><td>201</td><td>101</td></tr></table> (注) 環境省資料に基づき、当省が作成	区 分	平13年度	14	15	16	17	増減	紙 類	4	9	9	9	8	4	文具類	48	66	72	75	76	28	機器類等	23	28	30	37	35	12	自動車等	2	3	3	3	3	1	繊維製品等	7	10	13	13	15	8	設 備	3	4	4	4	4	1	役 務	2	4	4	5	5	3	公共工事	11	28	41	53	55	44	計	100	152	176	199	201	101
	区 分	平13年度	14	15	16	17	増減																																																																	
	紙 類	4	9	9	9	8	4																																																																	
	文具類	48	66	72	75	76	28																																																																	
	機器類等	23	28	30	37	35	12																																																																	
	自動車等	2	3	3	3	3	1																																																																	
	繊維製品等	7	10	13	13	15	8																																																																	
	設 備	3	4	4	4	4	1																																																																	
	役 務	2	4	4	5	5	3																																																																	
	公共工事	11	28	41	53	55	44																																																																	
計	100	152	176	199	201	101																																																																		
② 国等における特定調達物品等の調達率の推移 国等における特定調達物品等の調達率の推移をみると、表－２のとおり、全体及び品目別とも増加傾向 調達率が 95%以上の品目数の割合は、16 年度末現在、全体で 90.4%と、13 年度の 44.9%に比べ大幅増 また、100%の目標を達成した品目数の割合は 7.5%	表－２ 国等における特定調達物品等の調達率別品目数割合の推移 (単位：%) <table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th colspan="2">95%未満</th><th colspan="2">95%以上 100%未満</th><th colspan="2"><目標> 100%</th></tr><tr><th>H13</th><th>16</th><th>H13</th><th>16</th><th>H13</th><th>16</th></tr><tr><td>紙 類</td><td>75.0</td><td>22.2</td><td>25.0</td><td>77.8</td><td>0.0</td><td>0.0</td></tr><tr><td>文具類</td><td>56.3</td><td>8.0</td><td>43.8</td><td>92.0</td><td>0.0</td><td>0.0</td></tr><tr><td>機器類等</td><td>47.8</td><td>2.7</td><td>52.2</td><td>91.9</td><td>0.0</td><td>5.4</td></tr><tr><td>自動車等</td><td>50.0</td><td>33.3</td><td>0.0</td><td>0.0</td><td>50.0</td><td>66.7</td></tr><tr><td>繊維製品等</td><td>85.7</td><td>23.1</td><td>14.3</td><td>76.9</td><td>0.0</td><td>0.0</td></tr><tr><td>設 備</td><td>0.0</td><td>0.0</td><td>0.0</td><td>0.0</td><td>100.0</td><td>100.0</td></tr><tr><td>役 務</td><td>50.0</td><td>20.0</td><td>0.0</td><td>20.0</td><td>50.0</td><td>60.0</td></tr><tr><td>計</td><td>55.1</td><td>9.6</td><td>39.3</td><td>82.9</td><td>5.6</td><td>7.5</td></tr></table>	区 分	95%未満		95%以上 100%未満		<目標> 100%		H13	16	H13	16	H13	16	紙 類	75.0	22.2	25.0	77.8	0.0	0.0	文具類	56.3	8.0	43.8	92.0	0.0	0.0	機器類等	47.8	2.7	52.2	91.9	0.0	5.4	自動車等	50.0	33.3	0.0	0.0	50.0	66.7	繊維製品等	85.7	23.1	14.3	76.9	0.0	0.0	設 備	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	役 務	50.0	20.0	0.0	20.0	50.0	60.0	計	55.1	9.6	39.3	82.9	5.6	7.5		
区 分	95%未満		95%以上 100%未満		<目標> 100%																																																																			
	H13	16	H13	16	H13	16																																																																		
紙 類	75.0	22.2	25.0	77.8	0.0	0.0																																																																		
文具類	56.3	8.0	43.8	92.0	0.0	0.0																																																																		
機器類等	47.8	2.7	52.2	91.9	0.0	5.4																																																																		
自動車等	50.0	33.3	0.0	0.0	50.0	66.7																																																																		
繊維製品等	85.7	23.1	14.3	76.9	0.0	0.0																																																																		
設 備	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0																																																																		
役 務	50.0	20.0	0.0	20.0	50.0	60.0																																																																		
計	55.1	9.6	39.3	82.9	5.6	7.5																																																																		

区 分	調査・分析結果（ポイント）	関係データ																																																				
2 地方公共団体の取組の進展状況	○ 地方公共団体における調達方針等の作成状況 地方公共団体は、グリーン購入法により、環境物品等の調達方針、調達目標の作成が努力義務 当省が 233 地方公共団体について、調達方針等の作成状況を調査したところ、表－ 3 のとおり、規模の小さい自治体ほど調達方針又はこれに代わる計画の策定の取組が低調 調達方針を作成している自治体にあっても、表－ 4 のとおり、13%が目標値未設定、16%が購入実績を把握していない。 代替計画を作成している自治体にあっては、6 割近くが目標値の設定及び購入実績の把握を行っていない。 調達方針、代替計画のいずれも作成していない自治体にあっては、目標値の設定及び購入実績の把握があまり行われていない。	表－ 3 地方公共団体における調達方針等の作成状況 (単位：自治体数、%) <table><tr><th>区 分</th><th>県・政令市</th><th>市 区</th><th>町 村</th><th>計</th></tr><tr><td>調査対象数</td><td>39</td><td>134</td><td>60</td><td>233</td></tr><tr><td>調達方針を作成</td><td>38</td><td>60</td><td>8</td><td>106</td></tr><tr><td>割 合</td><td>97.4</td><td>44.8</td><td>13.3</td><td>45.5</td></tr><tr><td>代替計画を作成</td><td>1</td><td>35</td><td>19</td><td>55</td></tr><tr><td>割 合</td><td>2.6</td><td>26.1</td><td>31.7</td><td>23.6</td></tr><tr><td>いずれもなし</td><td>0</td><td>39</td><td>33</td><td>72</td></tr><tr><td>割 合</td><td>0.0</td><td>29.1</td><td>55.0</td><td>30.9</td></tr></table> (注) 当省の調査結果による。 表－ 4 地方自治体における目標値の設定、購入実績の把握状況 (単位：%) <table><tr><th>区 分</th><th>目標値を設定</th><th>購入実績を把握</th></tr><tr><td>調達方針を作成</td><td>86.8</td><td>84.0</td></tr><tr><td>代替計画を作成</td><td>41.8</td><td>43.6</td></tr><tr><td>いずれもなし</td><td>0</td><td>4.2</td></tr></table> (注) 当省の調査結果による。	区 分	県・政令市	市 区	町 村	計	調査対象数	39	134	60	233	調達方針を作成	38	60	8	106	割 合	97.4	44.8	13.3	45.5	代替計画を作成	1	35	19	55	割 合	2.6	26.1	31.7	23.6	いずれもなし	0	39	33	72	割 合	0.0	29.1	55.0	30.9	区 分	目標値を設定	購入実績を把握	調達方針を作成	86.8	84.0	代替計画を作成	41.8	43.6	いずれもなし	0	4.2
区 分	県・政令市	市 区	町 村	計																																																		
調査対象数	39	134	60	233																																																		
調達方針を作成	38	60	8	106																																																		
割 合	97.4	44.8	13.3	45.5																																																		
代替計画を作成	1	35	19	55																																																		
割 合	2.6	26.1	31.7	23.6																																																		
いずれもなし	0	39	33	72																																																		
割 合	0.0	29.1	55.0	30.9																																																		
区 分	目標値を設定	購入実績を把握																																																				
調達方針を作成	86.8	84.0																																																				
代替計画を作成	41.8	43.6																																																				
いずれもなし	0	4.2																																																				

リサイクル対策に関する政策評価

— 資料編 —

平成 1 8 年 1 1 月

総務省行政評価局

＜ 目 次 ＞

	頁
1 循環型社会形成推進基本法関係	
○ 一般廃棄物及び産業廃棄物に係る排出及び処理状況の推移	1
○ 物質フロー指標等の経年推移	2
○ 天然資源等投入量の国内採取・輸入別内訳の推移	3
○ 温室効果ガスの排出抑制の進ちょく状況	4
2 廃棄物処理法関係	
○ 一般廃棄物排出状況（全国）	5
○ 廃棄物の排出量等の推移	6
○ 一般廃棄物の排出量、再生利用量（率）及び最終処分量（率）の推移	7
○ 家庭系ごみの減量化施策の実施状況	9
（平成 11 年度から 14 年度までの間に有料化を実施した市町村）	16
（ごみ処理の有料化を実施していない市町村）	17
3 資源有効利用促進法関係	
○ 紙製造における古紙利用率等の推移	20
○ ガラスびん生産におけるカレット利用率等の推移	20
○ パソコンの自主回収及び再資源化実績の推移	21
○ 小型二次電池の自主回収及び再資源化実績の推移	22
○ 携帯電話・PHS（本体）の自主回収台数の推移	23
4 容器包装リサイクル法関係	
○ 家庭ごみ全体に占める容器包装廃棄物の量の推移（当省推計）	24
○ リターナブル率の推移	25
○ 容器包装廃棄物の分別収集量	26
○ 容器包装廃棄物の再商品化量	27
○ 容器包装廃棄物の再商品化率	28
○ 市町村による独自処理量の推移（当省推計）	29
○ 市町村による独自処理の割合の推移（当省推計）	30
5 家電リサイクル法関係	
○ 廃家電処理の状況	31
○ 4 家電の再商品化率	32
6 食品リサイクル法関係	
○ 食品廃棄物の年間発生量の推移	33
○ 食品廃棄物等の発生抑制量及び発生抑制した割合の経年推移	34
○ 食品循環資源の再生利用等実施率の推移	35
○ 食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等の再生利用等実施率の経年推移	36
○ 食品循環資源の再生利用等の実施率目標（20%）達成事業者割合	37
○ 食品廃棄物等の再生利用量及び再生利用率の経年推移	38

7. 建設リサイクル法関係

- 建設廃棄物の排出量及び再利用率等の推移 39
- 建設廃棄物の排出量及び将来予測 40
- 産業廃棄物の排出量及び最終処分量に占める建設廃棄物の割合 41
- 建設廃棄物の最終処分量への寄与度 42

8. グリーン購入法関係

- 国等における特定調達物品等の調達率別品目数及び割合の推移 43

一般廃棄物及び産業廃棄物に係る排出及び処理状況の推移

(単位: 万t, %)

区分	年度	平成9 a	10	11	12	13	14	15 b	16	増減	
										(b-a)	(b-a)/a
排出量	一般廃棄物 A (指数)	5,310	5,361	5,370	5,483	5,468	5,420	5,427	5,338	117	2.2
	産業廃棄物 B (指数)	41,500	40,800	40,000	40,600	40,000	39,300	41,200	-	2	-
	計(A+B) (指数)	46,810	46,161	45,370	46,083	45,468	44,720	46,627	-	▲ 300	▲ 0.7
再生利用量	1人1日当たり一般廃棄物の排出量(g/人日)	100	98	96	98	96	95	99	-	▲ 1	-
	1人1日当たり家庭からの排出量(g/人日)	46,810	46,161	45,370	46,083	45,468	44,720	46,627	-	▲ 183	▲ 0.4
	1人1日当たり事業所からの排出量(g/人日)	100	99	97	98	97	96	100	-	▲ 0	-
減量化量	一般廃棄物(総資源量) C (指数)	1,112	1,118	1,111	1,132	1,124	1,111	1,106	1,086	▲ 6	▲ 0.5
	産業廃棄物 D (指数)	586	649	703	786	825	864	916	940	607	-
	計(C+D) (指数)	100	111	120	134	141	147	156	160	9.3	-
最終処分量	一般廃棄物のリサイクル率(C/A)	16,900	17,200	17,100	18,400	18,300	18,200	20,100	-	330	36.0
	産業廃棄物のリサイクル率(D/B)	100	102	101	109	108	108	119	19	56	-
	計(C+D) (指数)	17,486	17,849	17,803	19,186	19,125	19,064	21,016	-	3,200	15.9
最終処分率	一般廃棄物の中間処理による減量 E (指数)	11.0	12.1	13.1	14.3	15.0	15.9	16.8	17.6	6	-
	産業廃棄物の中間処理による減量 F (指数)	40.7	42.2	42.8	45.3	45.8	46.3	48.8	-	8	-
	計(E+F) (指数)	3,522	3,579	3,598	3,648	3,660	3,658	3,676	3,594	154	4.4
最終処分率	一般廃棄物(中間処理による減量) F (指数)	100	102	102	104	104	104	104	102	4	-
	産業廃棄物(中間処理による減量) F (指数)	17,900	17,900	17,900	17,700	17,500	17,200	18,000	0	100	0.6
	計(E+F) (指数)	21,422	21,479	21,498	21,348	21,160	20,858	21,676	-	254	1.2
最終処分率	一般廃棄物 G (指数)	1,201	1,135	1,087	1,051	995	903	845	809	▲ 356	▲ 42.1
	産業廃棄物 H (指数)	100	95	91	88	83	75	70	67	▲ 30	-
	計(G+H) (指数)	22.6	21.2	20.2	19.2	18.2	16.7	15.6	15.2	▲ 7.0	-
最終処分率	一般廃棄物(中間処理による減量) F (指数)	6,700	5,800	5,000	4,500	4,200	3,956	3,044	-	▲ 3,656	▲ 120.1
	産業廃棄物 H (指数)	100	87	75	67	63	59	45	-	▲ 55	-
	計(G+H) (指数)	16.1	14.2	12.5	11.1	10.5	10.1	7.4	-	▲ 8.8	-
最終処分率	一般廃棄物(中間処理による減量) F (指数)	7,901	6,935	6,087	5,551	5,195	4,859	3,889	-	▲ 4,012	▲ 103.2
	産業廃棄物 H (指数)	100	88	77	70	66	61	49	-	▲ 51	-
	計(G+H) (指数)	16.9	15.0	13.4	12.0	11.4	10.9	8.3	-	▲ 8.6	-
最終処分率	一般廃棄物(中間処理による減量) F (指数)	281	246	235	227	215	194	181	174	▲ 80	▲ 44.2
	産業廃棄物 H (指数)	100	87	75	67	63	59	45	-	▲ 55	-
	計(G+H) (指数)	16.1	14.2	12.5	11.1	10.5	10.1	7.4	-	▲ 8.8	-

(注) 1 環境省の資料に基づき、当省が作成した。
2 「1人1日当たり家庭からの排出量」及び「1日当たり事業所からの排出量」は、資源回収されるものを除いた数値である。
3 「再生利用量」欄のうち「一般廃棄物(総資源量)」は、直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量である。

物質フロー指標等の経年推移

(単位: 億円、万t、%、年)

区分	年度	平成9 A	10	11	12	13	14	15 B	対9年度増減		22 目標
									(B-A)	(B-A)/A	
資源生産性(a/b) (万円/t)		26.8	28.4	28.7	28.1	27.6	28.9	31.6	4.8	17.9	39.0
国内総生産(GDP) a		5,230,000	5,160,000	5,220,000	5,380,000	5,370,000	5,550,000	5,540,000	310,000	5.9	-
天然資源等投入量 b		195,000	181,700	182,000	191,200	192,500	185,800	175,400	▲ 19,600	▲ 10.1	-
循環利用率(c/(c+b))		9.0	9.4	9.7	10.0	9.7	10.2	11.3	2.3	25.6	14.0
循環利用量 c		19,200	18,800	19,500	21,300	20,700	21,200	22,300	3,100	16.1	-
一般廃棄物		586	649	703	786	825	864	916	330	56.3	-
産業廃棄物		16,900	17,200	17,100	18,400	18,300	18,200	20,100	3,200	18.9	-
リユース量		300	300	300	300	300	300	300	0	0.0	-
その他		1,414	651	1,397	1,814	1,275	1,836	984	▲ 430	▲ 30.4	-
総物質投入量(b+c)		214,200	200,500	201,500	212,500	213,200	207,000	197,700	▲ 16,500	▲ 7.7	-
最終処分量		7,901	6,935	6,087	5,551	5,195	4,859	3,889	▲ 4,012	▲ 50.8	2,800
(最終処分率)		16.9	15.0	13.4	12.0	11.4	10.9	8.3	▲ 8.6		
一般廃棄物		1,201	1,135	1,087	1,051	995	903	845	▲ 356	▲ 29.6	-
(最終処分率)		22.6	21.2	20.2	19.2	18.2	16.7	15.6	▲ 7.0		
産業廃棄物		6,700	5,800	5,000	4,500	4,200	3,956	3,044	▲ 3,656	▲ 54.6	2,225
(最終処分率)		16.1	14.2	12.5	11.1	10.5	10.1	7.4	▲ 8.7		
一般廃棄物(全国)		11.2	12.3	12.3	12.2	12.5	13.1	13.2	2.0	17.9	-
首都圏		10.3	11.4	11.7	11.2	10.9	11.2	11.4	1.1	10.7	-
近畿圏		9.5	9.4	9.7	9.5	10.5	10.8	11.4	1.9	20.0	-
産業廃棄物(全国)		3.1	3.3	3.7	3.9	4.3	4.5	6.1	3.0	96.8	-
首都圏		0.7	0.8	1.2	1.2	1.1	1.7	2.3	1.6	228.6	-
近畿圏		1.9	1.9	2.1	1.9	2.2	3.6	4.3			-

- (注) 1 環境省の資料に基づき、当省が作成した。
 2 循環利用量のうち「一般廃棄物」欄は、直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量=総資源化量である。
 3 循環利用量のうち「リユース量」は、リターナルびん、廃タイヤ及び廃棄物統計外の個別製品統計データ(自動車部品等)の合計値である。
 4 循環利用量のうち「その他」は、し尿、リユース量を除く廃棄物統計以外の個別製品統計データの合計値である。
 5 「国内総生産(GDP)」欄の数値は、一部未確認のものがより仮置きである。

天然資源等投入量の国内採取・輸入別内訳の推移

(単位: 百万t、%)

区 分	年 度	平成8	9 A	10	11	12	13	14	15 B	対9年度増減	
										(B-A)	(B-A)/A
非金属鉱物系資源 (土石系資源)	国内	1,143	1,063	973	964	1,010	1,060	982	865	▲ 198	0.1
	輸入	29	31	27	28	38	31	29	31	0	2.1
	計	1,172	1,094	1,000	992	1,048	1,091	1,011	896	▲ 198	0.1
	指数	112	104	95	95	100	104	96	85	▲ 19	-
化石燃料系資源	比率	58.1	56.1	55.0	54.5	54.8	56.7	54.4	51.1	▲ 5.0	-
	国内	8	7	6	6	5	5	2	3	▲ 4	12.0
	輸入	460	464	446	459	480	470	484	496	32	0.2
	計	468	471	452	465	485	475	486	499	28	0.2
金属系資源	指数	96	97	93	96	100	98	100	103	6	-
	比率	23.2	24.2	24.9	25.5	25.4	24.7	26.2	28.4	4.3	-
	国内	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
	輸入	149	158	148	147	162	154	155	159	1	0.6
バイオマス系資源	計	149	158	148	147	162	154	155	159	1	0.6
	指数	92	98	91	91	100	95	96	98	1	-
	比率	7.4	8.1	8.1	8.1	8.5	8.0	8.3	9.1	1.0	-
	国内	114	115	109	108	108	104	103	99	▲ 16	0.8
合 計	輸入	111	113	109	108	109	102	102	102	▲ 11	0.9
	計	225	228	218	216	217	206	205	201	▲ 27	0.4
	指数	104	105	100	100	100	95	94	93	▲ 12	-
	比率	11.2	11.7	12.0	11.9	11.3	10.7	11.0	11.5	▲ 0.2	-
合 計	国内	1,266	1,185	1,088	1,078	1,124	1,169	1,087	966	▲ 219	0.1
	輸入	750	765	729	742	788	756	771	788	23	0.1
	計	95	97	93	94	100	96	98	100	3	1.0
	指数	2,016	1,950	1,817	1,820	1,912	1,925	1,858	1,754	▲ 196	0.0
合 計	比率	105	102	95	95	100	101	97	92	▲ 10	-
	比率	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0	-

(注) 1 環境省の資料に基づき、当省が作成した。
 2 「指数」欄は、平成12年度を100とした場合の当該年度の割合である。
 3 「比率」欄は、当該年度の合計値に対する各天然資源計の割合である。

温室効果ガスの排出抑制の進ちよく状況

(単位: 百万tCO₂、%)

区 分	基準年(1990年)		2003年度		2004年度		2010年目標	
	排出量	構成比	排出量	基準年 比増減	排出量	基準年 比増減	排出量	2004年から 必要な削減 率
二酸化炭素(CO ₂)	計		1,139	90.8	1,279	12.3	1,126	▲ 12.0
	小 計		1,056	84.1	1,193	13.0	1,056	▲ 11.5
エネルギー	産業部門(工場等)		482	38.4	465	▲ 3.5	466	▲ 3.3
	運輸部門(自動車・船舶等)		217	17.3	262	20.7	262	20.7
	業務その他部門(商業・サービス等)		164	13.1	228	39.0	227	38.4
	家庭部門		127	10.1	167	31.5	168	32.3
	エネルギー転換部門(発電所等)		65.6	5.2	77.0	17.4	77.0	17.4
	小 計		82.3	6.6	85.4	3.8	86.3	4.9
非エネルギー	工業プロセス		59.8	4.8	49.9	▲ 16.6	50.4	▲ 15.7
	廃棄物(焼却等)		22.5	1.8	35.5	57.8	35.9	59.6
	燃料からの漏出		0.04	0.0	0.03	▲ 25.0	0.04	0.0
	計		33.2	2.6	24.8	▲ 25.3	24.4	▲ 26.5
メタン(CH ₄)	計		18.0	1.4	15.6	▲ 13.3	15.6	▲ 13.3
	農業(家畜の消化管内発酵、稲作等)		11.1	0.9	7.7	▲ 30.6	7.4	▲ 33.3
	廃棄物(埋立等)		4.1	0.3	1.5	▲ 63.4	1.4	▲ 65.9
	その他(燃料の燃焼等)		33.2	2.6	28.1	▲ 15.4	28.4	▲ 14.5
一酸化二窒素(N ₂ O)	計		14.4	1.1	12.1	▲ 16.0	12.0	▲ 16.7
	農業(家畜の排泄物の管理等)		3.5	0.3	4.2	20.0	4.2	20.0
	廃棄物(排水処理、焼却)		15.3	1.2	11.8	▲ 22.9	12.2	▲ 20.3
	その他(燃料の燃焼等)		49.7	4.0	26.0	▲ 47.7	22.9	▲ 53.9
代替フロン等3ガス	計		1,255	100.0	1,358	8.2	1,355	8.0
	合 計		1,255	100.0	1,358	8.2	1,231	▲ 9.2

<表のポイント>

- 温室効果ガス排出量に占める廃棄物に係る割合は3%
- 廃棄物に係る二酸化炭素排出量の推移は、基準年に比べ1.6倍増
- 廃棄物に係るメタンの排出量の推移は、基準年に比べ約3割減
- 廃棄物に係る一酸化二窒素の排出量の推移は、基準年に比べ1.2倍増

(注) 環境省の資料に基づき、当省が作成した。

一般廃棄物排出状況(全国)

区分	年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	9年度と12年度の比較		12年度と16年度の比較	
										増減(指数)		増減(指数)	
排出量(t)	人口(人)	126,136,231	126,427,822	126,537,717	126,733,526	127,006,740	127,299,192	127,507,185	127,606,622	597,295	(99.5)	873,096	(100.7)
	家庭系	35,220,389	33,983,256	33,967,812	34,372,059	34,797,809	34,528,546	34,656,412	34,048,815	▲ 848,330	(102.5)	▲ 323,244	(99.1)
	事業系	15,979,790	17,611,867	17,478,341	17,989,753	17,299,593	17,081,034	16,950,271	16,537,968	2,009,963	(88.8)	▲ 1,451,765	(91.9)
	計	51,200,179	51,595,123	51,446,153	52,361,812	52,097,402	51,609,580	51,606,683	50,586,803	1,161,633	(97.8)	▲ 1,775,009	(96.6)
1人1日当たり排出量(g/人日)	家庭系	765	736	733	743	751	743	743	731	▲ 22	(103.0)	▲ 12	(98.4)
	事業系	347	382	377	389	373	368	363	355	42	(89.2)	▲ 34	(91.3)
	計	1,112	1,118	1,111	1,132	1,124	1,111	1,106	1,086	20	(98.2)	▲ 46	(95.9)
集団回収量(t)	直接最終処分量	2,514,802	2,521,009	2,603,750	2,765,333	2,836,753	2,806,585	2,829,003	2,919,248	250,531	(90.9)	153,915	(105.6)
	中間処理量	4,333,781	3,819,867	3,443,785	3,083,735	2,745,611	2,226,711	1,863,045	1,774,004	▲ 1,250,046	(140.5)	▲ 1,309,731	(57.5)
	減量化量	46,239,568	45,677,007	45,914,623	46,782,851	46,921,515	46,890,204	47,403,159	46,411,781	543,283	(98.8)	▲ 371,070	(99.2)
	処理残さ量	35,220,387	35,787,570	35,894,321	36,481,357	36,602,255	36,584,136	36,757,850	35,939,170	1,260,970	(96.5)	▲ 542,187	(98.5)
ごみ処理量(t)	資源化量	11,019,181	9,889,437	10,020,302	10,301,494	10,319,260	10,306,068	10,645,309	10,472,611	▲ 717,687	(107.0)	171,117	(101.7)
	直接資源化量	—	1,610,236	1,832,890	2,223,846	2,293,993	2,328,238	2,271,871	2,327,149	—	—	103,303	(104.6)
	計	50,573,349	51,107,110	51,191,298	52,090,432	51,961,119	51,445,153	51,538,075	50,512,934	1,517,083	(97.1)	▲ 1,577,498	(97.0)
	中間処理後再生利用量(t)	3,345,434	2,359,622	2,595,082	2,870,930	3,115,590	3,502,782	4,056,472	4,153,511	▲ 474,504	(116.5)	1,282,581	(144.7)
リサイクル率(%)	資源化量(t)	5,860,236	6,490,867	7,031,722	7,860,109	8,246,336	8,637,605	9,157,346	9,399,908	1,999,873	(74.6)	1,539,799	(119.6)
	リサイクル率(%)	11.0	12.1	13.1	14.3	15.0	15.9	16.8	17.6	3.3	(77.0)	3.3	(122.8)
最終処分量(t)	直接最終処分量	12,007,528	11,349,682	10,869,005	10,514,299	9,949,281	9,029,997	8,451,882	8,093,104	▲ 1,493,229	(114.2)	▲ 2,421,195	(77.0)
	中間処理後最終処分量	4,333,781	3,819,867	3,443,785	3,083,735	2,745,611	2,226,711	1,863,045	1,774,004	▲ 1,250,046	(140.5)	▲ 1,309,731	(57.5)
	計	16,341,309	15,169,549	14,312,790	13,598,034	12,694,892	11,256,708	10,314,927	9,867,108	▲ 6,476,361	(164.5)	▲ 3,730,926	(85.0)
	中間処理後最終処分量	7,673,747	7,529,815	7,425,220	7,430,564	7,203,670	6,803,286	6,588,837	6,319,100	▲ 243,183	(103.3)	▲ 1,111,464	(85.0)

(注) 1 本表は環境省一般廃棄物処理状況実態調査結果に基づき、本省が作成した。
2 家庭系には自家処理量を含む。
3 1人1日当たり排出量は、排出量(g)/人口(366)による。
4 中間処理量は、直接焼却量及び焼却以外の中間処理量の計である。
5 総資源化量は、集団回収量+直接資源化量+中間処理後再生利用量による。
6 リサイクル率は、資源化量/(ごみ処理量+集団回収量)×100による。
7 中間処理後最終処分量は、処理残さ量-中間処理後再生利用量による。
8 計量誤差等により、排出量とごみ処理量とは一致しない。
9 平成9年度は直接資源化量と中間処理後再生利用量を区分していないため、合算の上、中間処理後再生利用量の欄に記載している。

廃棄物の排出量等の推移

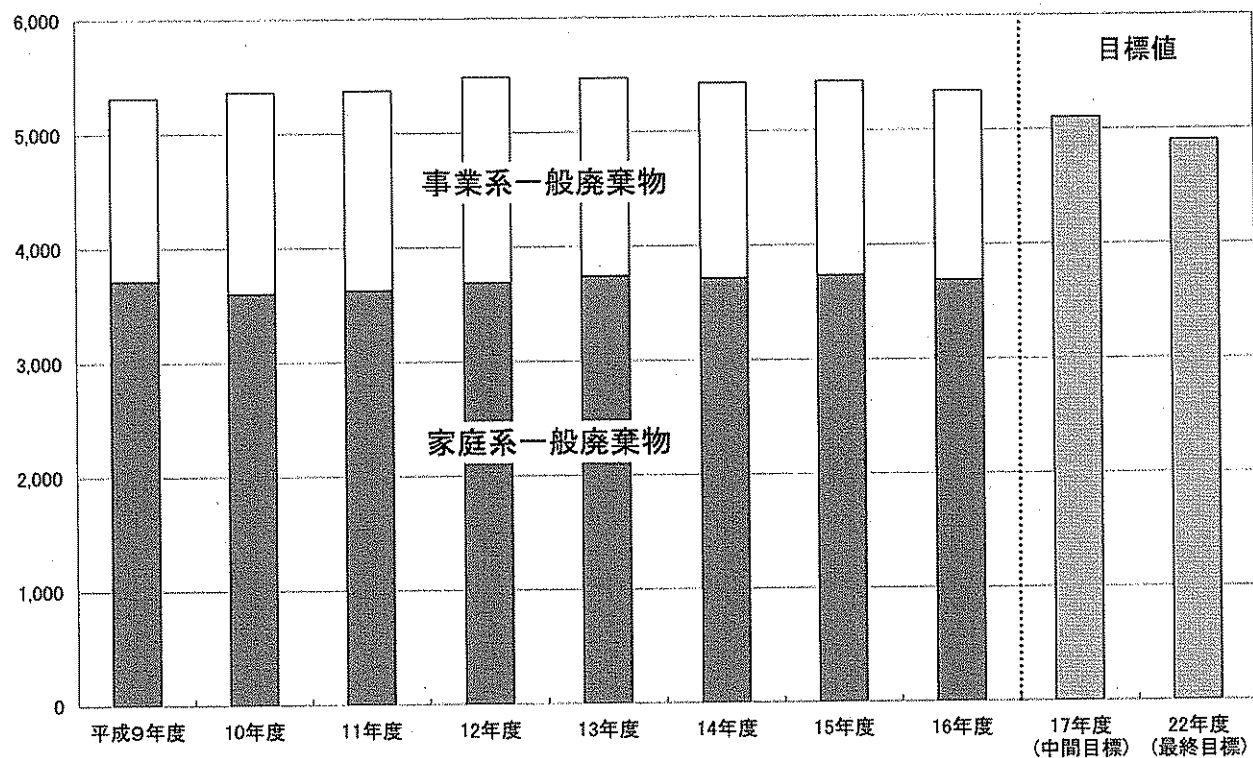
(単位: 万 t、%)

区分	年度	実績値										目標値		
		平成 9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	13～16 年度の年平均 増減率	17年度 目標値	22年度 目標値		
排出量	一般廃棄物 指 数	5,310	5,361	5,370	5,483	5,468	5,420	5,427	5,338	▲ 0.8	5,100	4,900		
	家庭系ごみ (割合)	3,712 (69.9)	3,599 (67.1)	3,622 (67.4)	3,684 (67.2)	3,738 (68.4)	3,712 (68.5)	3,732 (68.8)	3,684 (69.0)	▲ 0.5	—	—		
	事業系ごみ (割合)	1,598 (30.1)	1,761 (32.8)	1,748 (32.6)	1,799 (32.8)	1,730 (31.6)	1,708 (31.5)	1,695 (31.2)	1,654 (31.0)	▲ 1.5	—	—		
	指 数	100	97	98	99	101	100	101	99	—	—	—		
	産業廃棄物 指 数	41,500	40,800	40,000	40,600	40,000	39,300	41,200	集計中	—	43,900	45,800		
再生利用量	計 指 数	46,810	46,161	45,370	46,083	45,468	44,720	46,627	99	—	49,000	50,700		
	一般廃棄物 再生利用率 指 数	586	649	703	786	825	864	916	940	4.5	1,000	1,200		
	産業廃棄物 再生利用率 指 数	11.0	12.1	13.1	14.3	15.1	15.9	16.9	17.6	—	20.0	24.0		
	計 指 数	16,900	17,200	17,100	18,400	18,300	18,200	20,100	集計中	—	20,500	21,700		
	指 数	40.7	42.2	42.8	45.3	45.8	46.3	48.8	47.0	—	47.0	47.0		
最終処分量	一般廃棄物 最終処分量 指 数	17,486	17,849	17,803	19,186	19,125	19,064	21,016	21,500	—	21,500	22,900		
	産業廃棄物 最終処分量 指 数	37.4	38.7	39.2	41.6	42.1	42.6	45.1	43.9	—	43.9	45.2		
	計 指 数	100	102	102	110	109	109	120	集計中	—	—	—		
	指 数	1,201	1,135	1,087	1,051	995	903	845	809	▲ 6.6	770	640		
	指 数	22.6	21.2	20.2	19.2	18.2	16.7	15.6	15.2	—	15.0	13.0		
最終処分量	一般廃棄物 最終処分量 指 数	6,700	5,800	5,000	4,500	4,200	4,000	3,000	集計中	—	3,600	3,000		
	産業廃棄物 最終処分量 指 数	16.1	14.2	12.5	11.1	10.5	10.2	7.3	7.3	—	8.0	7.0		
	計 指 数	7,901	6,935	6,087	5,551	5,195	4,903	3,845	集計中	—	4,370	3,640		
	指 数	16.9	15.0	13.4	12.0	11.4	11.0	8.2	8.2	—	8.9	7.2		
	指 数	100	88	77	70	66	62	49	49	—	—	—		

(注) 1 環境省一般廃棄物実態調査結果及び産業廃棄物の排出及び処理状況調査結果に基づいて当省が作成した。
2 割合は排出量に占める家庭系及び事業系ごみの割合である。
3 指数は平成9年度を100としたときの指数である。
4 排出量は、計画回収量+直接搬入量+集団回収量の合計である。
5 再生利用量は、直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量の合計である。
6 再生利用率は、(再生利用量/排出量)×100による。
7 最終処分量は、(最終処分量/排出量)×100による。
8 最終処分量は、(最終処分量/排出量)×100による。

1 一般廃棄物の排出量の推移

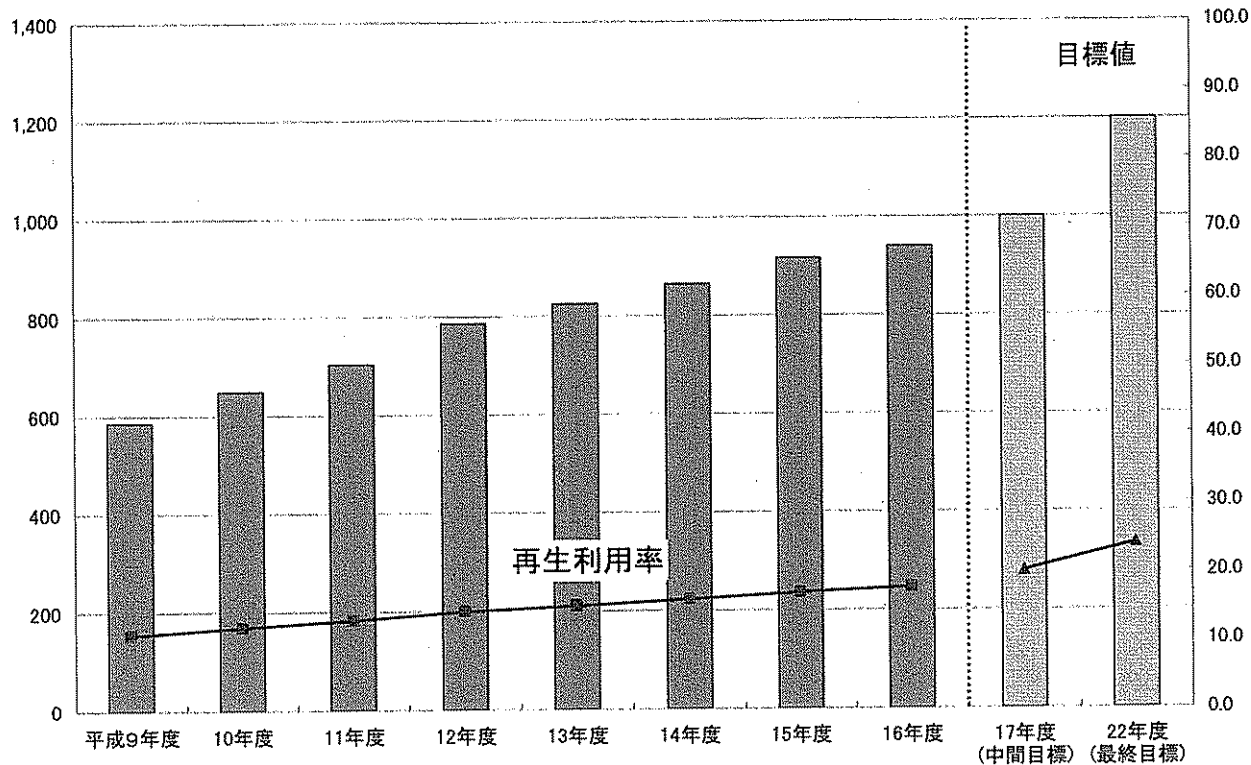
(単位: 万t)



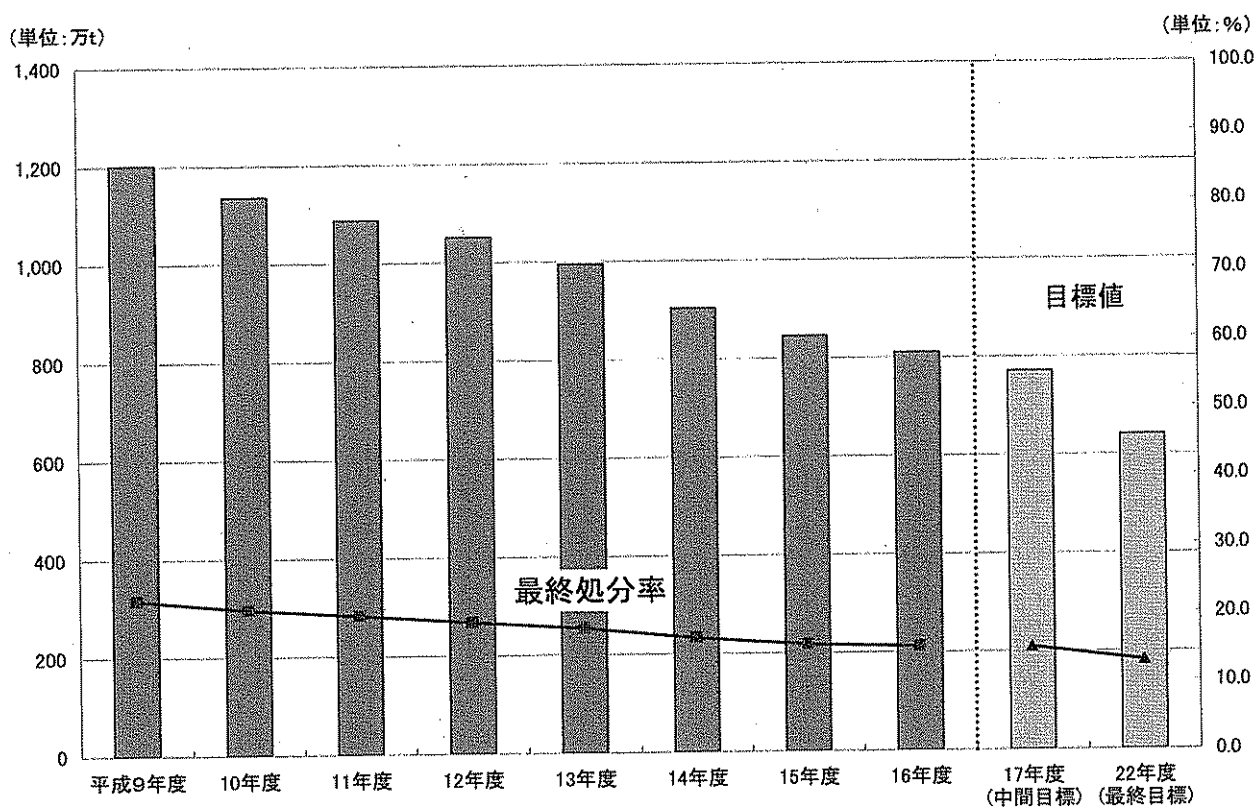
2 一般廃棄物の再生利用量 (率) の推移

(単位: 万t)

(単位: %)



3 一般廃棄物の最終処分量（率）の推移



(注) 1 環境省一般廃棄物実態調査結果を基に当省が作成した。

2 再生利用率は、(再生利用量/排出量) × 100 による。

3 最終処分率は、(最終処分量/排出量) × 100 による。

家庭系ごみの減量化施策の実施状況

No.	区 分	人口規模	家庭系ごみ有料化 実施時期				1人1日当たり家庭系ごみ排出量				増 減 9年度値 と 16年度値 との差	ごみ減量化施策実施状況								
			可 燃	不 燃	資 源 他	平成9年度 指 数	12年度		16年度			減量目標値の設定	ごみ非常事態 宣言、行動指針の策定	広報誌、ガイド ライン等の発行	分析調査等の実施	市民・事業者・行政等 の協働・連携等	生ごみ対策（コンポ スト化成等含む）	環境教育・住民 説明会等の実施	学校、店頭等での 資源物拠点回収	レジ袋削減対策・ マイバッグ運動
							傾向	指 数	傾向	指 数										
1	C	1	S57 H15	S57 H15	無	888 1,284	483 1,039	54.4 80.9	470 754	52.9 58.7	▲ 418 ▲ 530		○				○			
2	C	1	H15	H15	無															
3	C	3	H15	H15	H15	1,017	934	91.8	620	61.0	▲ 397						○			
4	A	1	H12	H12		885	626	70.8	571	64.5	▲ 314			○						
5	A	1	H13	H13		828	737	89.0	551	66.6	▲ 277					○				
6	C	5	S61			813	805	99.1	556	68.3	▲ 257		○			○				
7	C	5	H15	H15	無	832	596	71.6	570	68.6	▲ 262		○			○				
8	C	1	S47	S47		907	922	101.7	622	68.6	▲ 285					○				
9	B	政				931	771	82.8	650	69.8	▲ 281		○		○	○		○	○	
10	A	10	H12	H12		948	867	91.5	671	70.8	▲ 277					○				
11	A	0	H14	H14	H14	938	882	94.0	673	71.7	▲ 265					○		○		
12	B	政				968	899	92.9	694	71.7	▲ 274		○		○	○				
13	C	3	S57		S57	899	858	95.4	657	73.1	▲ 242					○				
14	B	3				634	429	67.6	466	73.5	▲ 168					○		○		
15	B	30				857	738	86.1	638	74.4	▲ 219					○				
16	B	0				713	443	62.2	532	74.6	▲ 181				○	○				
17	B	政				937	846	90.3	700	74.7	▲ 237			○	○	○		○		
18	A	10	H14		無	776	780	100.5	580	74.7	▲ 196					○				
19	A	5	H14	H14	H14	782	664	84.9	586	74.9	▲ 196		○		○	○				
20	C	10	H6	H6		870	734	84.3	658	75.6	▲ 212		○		○	○				
21	A	1	H12	H12	H12	840	832	99.0	637	75.8	▲ 203					○		○		
22	C	5	H16	H16	無	833	836	100.3	647	77.7	▲ 186					○		○		
23	A	30	H14	H14	無	766	764	99.8	601	78.4	▲ 165		○		○	○		○		
24	C	1	H10	H10	H10	944	707	74.8	742	78.6	▲ 202					○				
25	C	政	H17	H17	H17	858	694	80.9	678	79.1	▲ 180				○	○		○		
26	C	0	S51	S51	S51	347	269	77.6	275	79.2	▲ 72					○		○		
27	C	10	H15	H15	無	735	708	96.3	595	81.0	▲ 140		○		○	○		○		
28	A	10			H14	773	775	100.3	627	81.1	▲ 146					○				
29	A	3	H11	H11	H11	931	653	70.1	758	81.5	▲ 173					○				
30	B	政				1,091	1,181	108.2	903	82.7	▲ 188			○		○				
31	B	30				888	899	101.2	738	83.1	▲ 150				○	○		○		

No.	区 分	人口規模	家庭系ごみ有料化 実施時期				1人1日当たり家庭系ごみ排出量						増 減	ごみ減量化施策実施状況								
			可 燃	不 燃	資 源	他	平成9年度		12年度		16年度			減量目標値の設定	ごみ減量 プログラム、 行動指針の策定	広報誌、 ガイド等の発行	分析調査等の実施	市民・事業者・ の協働・連携等	生ごみ対策等 (コンポストを含む)	環境教育・住民 説明会等の実施	学校・店頭等での 資源物拠点回収	レジ袋削減 マイバング運動
							指数	傾向	指数	傾向	指数	傾向										
32	C	0	H10	H10	H10	668	—	605	90.5	560	83.9	▲ 108										
33	A	5	H13			709	—	743	104.7	597	84.2	▲ 112										
34	A	5	H12	H12	無	761	—	579	76.1	642	84.4	▲ 119			○							
35	A	3	H12	H12		1,017	—	741	72.9	862	84.8	▲ 155										
36	C	3	H15	H15		680	—	600	88.2	577	84.8	▲ 103	○	○							○	
37	C	1	H18	H18	無	838	—	763	91.0	711	84.9	▲ 127										
38	A	1	H12	H12		985	—	814	82.6	848	86.0	▲ 137										
39	B	政				824	—	717	87.0	718	87.2	▲ 106			○							
40	B	5				782	—	707	90.4	684	87.4	▲ 98										
41	B	政				816	—	778	95.3	714	87.5	▲ 102			○							
42	C	3	S51	S51	S51	635	—	799	125.9	556	87.5	▲ 79	○									
43	A	1	H12	H12	H12	697	—	651	93.4	611	87.7	▲ 86									○	
44	A	5	H13	H13		736	—	764	103.8	648	88.1	▲ 88										
45	A	5	H11	H11	無	793	—	725	91.4	700	88.3	▲ 93									○	
46	A	10	H11	H11		789	—	748	94.8	700	88.7	▲ 89									○	
47	B	10				863	—	752	87.2	769	89.1	▲ 94	○	○		○					○	
48	B	政				789	—	849	107.6	705	89.4	▲ 84	○	○							○	
49	B	政				729	—	731	100.2	656	89.9	▲ 73									○	
50	B	10				811	—	800	98.7	730	90.0	▲ 81									○	
51	C	5	H16	H16	無	742	—	739	99.7	668	90.0	▲ 74									○	
52	C	政	H10		無	954	—	911	95.5	859	90.1	▲ 95									○	
53	B	30				896	—	813	90.7	808	90.2	▲ 88			○						○	
54	C	10	H18	H18	H18	717	—	694	96.8	649	90.5	▲ 68			○						○	
55	B	3				786	—	742	94.4	711	90.5	▲ 75	○	○							○	
56	C	1	S47	S47	S47	688	—	731	106.2	625	90.8	▲ 63									○	
57	C	30	H16	H16		778	—	779	100.1	708	91.0	▲ 70			○						○	
58	B	30				718	—	751	104.6	657	91.5	▲ 61			○						○	
59	B	30				648	—	591	91.2	595	91.9	▲ 53									○	
60	B	30				781	—	794	101.6	720	92.2	▲ 61									○	
61	A	5	H12	H12	無	822	—	862	104.8	760	92.4	▲ 62									○	
62	A	10	H12	H12	無	656	—	649	98.9	608	92.7	▲ 48									○	
63	A	3	H11	H11	H11	533	—	510	95.6	494	92.7	▲ 39									○	

No.	区 分	人口規模	家庭系ごみ有料化 実施時期				1人1日当たり家庭系ごみ排出量						増 減 9年度値 と 16年度値 との差	ごみ減量化施策実施状況																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
			可 燃	不 燃	資 源 他	平成9年度		12年度		16年度		減 量 目 標 値 の 設 定		ご み 非 常 事 態 宣 言 行 動 指 針 の 策 定	広 報 誌 、 ガ イ ド ラ イ ン 等 の 発 行	分 析 調 査 等 の 実 施	市 民 ・ 事 業 者 ・ の 協 働 ・ 連 携 行 政 等	生 ご み ト 助 成 等 含 む （ コ ン ボ ス ） 策 等	環 境 教 育 ・ 説 明 会 等 の 実 施 住 民	学 校 ・ 店 頭 等 で の 資 源 物 拠 点 回 収	レ ジ 袋 削 減 対 策 ・ マ イ バ ッ グ 運 動																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
						指 数	傾 向	指 数	傾 向	指 数	傾 向																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
64	B	10				816	→	869	→	106.4	→	756	→	92.7	▲ 60																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													</

No.	区 分	人口規模	家庭系ごみ有料化 実施時期				1人1日当たり家庭系ごみ排出量						増 減	ごみ減量化施策実施状況									
			可 燃	不 燃	資 源	他	平成9年度 指 数	12年度		16年度		9年度値 と 16年度値 との差		減量目標値の設定	ごみ非常事態宣言 行動指針の策定	広報誌、 ライン等の発行	分析調査等の実施	市民・ の事業者・ の協働、連携行政等	生ごみ対策等（コンポスト を含む）	環境教育・住民 説明会等の実施	学校、店頭等での 資源物拠点回収	レジ袋削減 マイバッグ運動	
								傾向	指 数	傾向	指 数												
96	B	1					757	765	101.1	746	↗	98.6	▲ 11	○					○				
97	C	1	H15	H16			510	673	132.0	503	↘	98.7	▲ 7	○						○			○
98	B	10					708	727	102.7	699	↘	98.7	▲ 9	○			○			○			
99	B	5					706	699	99.0	697	↘	98.8	▲ 9	○									
100	C	5	H18	H18	無		732	732	100.0	725	→	99.1	▲ 7	○			○						
101	A	1	H13	H13	H13		699	745	106.5	697	→	99.7	▲ 2	○			○						
102	B	5					681	707	103.8	681	→	100.0	▲ 0	○									
103	B	10					779	788	101.2	780	→	100.1	1	○				○					
104	B	3					643	696	108.3	645	→	100.2	2	○					○				
105	A	3	H12	H12			725	688	94.9	727	→	100.3	2	○									
106	B	3					763	863	113.1	772	↗	101.2	9	○			○						
107	C	5	H7	H7	H7		709	752	106.1	719	↗	101.4	10	○									
108	C	10	H17	H17	無		918	941	102.5	931	↗	101.4	13	○			○						
109	C	3	H6		H17		718	776	108.1	728	↗	101.4	10	○				○					
110	B	10					821	864	105.3	840	↗	102.3	19	○					○				
111	C	1	H7	H7	H7		899	1,020	113.5	920	↗	102.3	21							○			○
112	B	10					830	899	108.3	852	↗	102.6	22				○			○			○
113	B	5					676	685	101.4	694	↗	102.7	18	○	○		○			○			○
114	B	30					799	870	108.9	821	↗	102.8	22	○			○						
115	B	1					727	748	102.9	749	↗	103.1	22	○									
116	C	10	H17	H17			868	921	106.0	895	↗	103.1	27										
117	C	1	S53	S53	S53		595	693	116.5	614	↗	103.2	19				○						
118	B	30					715	796	111.3	740	↗	103.5	25	○	○								
119	B	3					680	707	103.9	706	↗	103.8	26										
120	C	3	H7	H7	H7		628	718	114.3	654	↗	104.1	26	○	○		○			○			○
121	C	30	H8	H8	H8		606	699	115.4	634	↗	104.7	28	○			○						○
122	C	10	H10	H10	H10		742	790	106.4	777	↗	104.8	35	○			○			○			○
123	B	10					885	955	107.9	930	↗	105.1	45	○			○			○			
124	C	3	H7				546	785	143.9	574	↗	105.2	28	○									
125	A	0	H13		H15		456	521	114.3	480	↗	105.2	24										○
126	B	10					787	817	103.8	829	↗	105.3	42	○	○		○			○			
127	B	10					608	640	105.2	641	↗	105.4	33	○									

No.	区 分	人口規模	家庭系ごみ有料化 実施時期				1人1日当たり家庭系ごみ排出量						増 減	ごみ減量化施策実施状況								
			可 燃	不 燃	資 源	他	平成9年度	12年度		16年度		9年度値 と 16年度値 との差		減量目標値の設定	ごみ非常事態 宣言・行動指針の策定	広報誌、ガイド ライン等の発行	分析調査等の実施	市民・事業者・行政等 の連携	生ごみ対策（コンポスト 作成等含む）	環境教育・住民 説明会等の実施	学校、店頭等での 資源物拠点回収	レジ袋削減 マイバッグ運動
								指数	傾向	指数	傾向											
128	C	3	H10				598	706	118.1	631	105.5	33	○				○					
129	B	3					715	829	116.0	755	105.6	40	○		○		○					
130	B	10					712	741	104.0	753	105.8	41	○				○					
131	C	10	S49		H9		580	591	102.0	615	106.0	35	○		○		○			○		○
132	B	5					655	690	105.4	697	106.5	42	○		○		○			○		○
133	A	5	H12				706	784	111.1	752	106.5	46	○		○		○		○		○	○
134	B	10					844	904	107.1	899	106.6	55	○				○		○		○	○
135	B	0					775	822	106.0	826	106.6	51					○		○		○	○
136	B	30					730	758	103.8	779	106.7	49	○				○		○		○	○
137	B	0					897	1,135	126.5	957	106.7	60	○						○			
138	B	1					814	882	108.4	869	106.8	55	○						○			○
139	A	0	H11	H11	無		567	536	94.5	608	107.3	41	○		○				○		○	
140	B	5					521	593	113.8	560	107.4	39	○			○						
141	C	3	H9		無		680	706	103.8	734	107.9	54	○						○			○
142	B	1					656	782	119.1	708	108.0	52	○						○			○
143	B	1					739	850	115.0	798	108.0	59			○				○			○
144	B	5					656	708	108.0	708	108.0	52						○		○		○
145	C	5	H6	H6			708	752	106.2	768	108.5	60							○			
146	B	1					938	996	106.2	1,020	108.7	82							○			
147	B	30					582	720	123.6	634	109.0	52	○		○		○					
148	C	3	H7	H7			623	742	119.1	680	109.2	57							○			
149	B	30					664	740	111.4	726	109.3	62	○		○		○					○
150	B	10					633	628	99.3	694	109.6	61	○				○		○		○	○
151	B	3					675	774	114.7	740	109.6	65					○		○		○	○
152	B	10					463	418	90.2	508	109.7	45					○		○		○	○
153	C	5	H15	H15			611	779	127.5	673	110.1	62	○						○			○
154	B	5					733	785	107.1	814	111.0	81	○					○				
155	B	5					558	672	120.4	620	111.1	62						○				
156	A	1	H11	H11	無		492	538	109.4	548	111.4	56	○				○					
157	B	5					821	936	114.1	916	111.6	95							○			○
158	C	10	H8	H8	H16		664	741	111.5	744	112.0	80	○						○			○
159	C	0	S47	S47	S47		368	375	101.8	416	113.2	48	○									○

No.	区 分	人口規模	家庭系ごみ有料化 実施時期			1人1日当たり家庭系ごみ排出量						増 減 9年度値 と 16年度値 との差	ごみ減量化施策実施状況									
			可 燃	不 燃	資 源 他	平成9年度	12年度		16年度		減 量 目 標 値 の 設 定		ご 減 量 非 常 事 態 宣 言 行 動 指 針 の 策 定	広 報 誌 、 ラ イ ン 等 の 発 行	分 析 調 査 等 の 実 施	市 民 ・ 事 業 者 ・ 行 政 等 の 協 働 、 連 携	生 ご み ト 助 成 等 含 む コ ン ポ ス （ 等 ）	説 明 会 等 の 実 施	学 校 、 店 頭 等 で の 資 源 物 拠 点 回 収	レ ジ 袋 削 減 対 策 ・ マ イ バ ッ グ 運 動		
							指 数	傾 向	指 数	傾 向											指 数	傾 向
160	B	1				707	786	111.2		802	113.4	○										
161	B	30				746	773	103.6	→	847	113.6			○								
162	B	1				720	729	101.2	→	818	113.6				○			○				
163	B	3				794	805	101.4		903	113.7				○							
164	B	3				643	717	111.5	↑	732	113.8				○							
165	B	1				571	631	110.5	↑	650	113.8											
166	C	0	H17	H17	H17	474	525	110.8	→	542	114.3											
167	B	5				500	533	106.7	→	580	116.0				○			○				
168	C	3	H7			480	549	114.4	↑	565	117.7				○							
169	A	5	H13			603	786	130.3	↑	711	117.9				○							
170	B	10				610	704	115.3	↑	724	118.7				○							
171	B	0				613	844	137.7	↑	728	118.7											
172	B	5				590	658	111.5	↑	702	119.0				○			○				
173	B	5				608	737	121.2	↑	725	119.3				○			○				
174	B	5				625	724	115.8	↑	750	120.0				○							
175	C	1	H8	H8	H8	672	788	117.4	↑	807	120.1				○					○		
176	C	0	H8	H8	無	480	522	108.7	→	577	120.1				○							
177	C	1	H9	H9		474	534	112.7	↑	576	121.6				○							
178	C	5	H9	H9	無	419	493	117.7	↑	513	122.4				○			○				
179	A	1	S54	H14	H14	494	664	134.3	↑	609	123.3				○							
180	B	1				509	638	125.4	↑	630	123.7				○			○		○		
181	C	0	H7	H7		458	556	121.3	↑	578	126.2											
182	C	3	H17	H17	H17	405	485	119.9	↑	511	126.2				○							
183	C	30	H16	H16		592	687	116.0	↑	751	126.9				○							
184	B	0				293	319	108.8	→	376	128.2							○				
185	C	0	H18	H18		345	344	99.8	→	444	128.7											
186	C	0	H8			553	652	118.0	↑	741	133.9				○							
187	B	1				425	532	125.3	↑	577	135.8											
188	C	1	H17	H17	H17	515	633	122.9	↑	700	136.0											
189	C	5	H5	H5	H5	498	591	118.7	↑	682	137.0				○			○				
190	A	1	H13			639	817	127.8	↑	876	137.1											
191	B	5				735	770	104.8	→	1,009	137.3				○							

No.	区 分	人口規模	家庭系ごみ有料化 実施時期			1人1日当たり家庭系ごみ排出量						増 減	ごみ減量化施策実施状況											
			可 燃	不 燃	資 源	他	平成9年度		12年度		16年度		9年度値 と 16年度値 との差	減量目標値の設定	ごみ非常事態宣言 行動プログラムの策定	広報誌、ガイド ライン等の発行	分析調査等の実施	市民・事業者・行政等 の協働・連携等	生ごみ ト助成等含む（コンポスト）	説明環境教育・住民 会等の実施	学校、物産店等での 資源物回収	レジ袋削減 マイバッグ運動		
							指数	傾向	指数	傾向	指数												傾向	
192	B	10					443	—	542	122.4	613	138.4	170	○										○
193	B	30					596	—	568	95.3	839	140.8	243	○		○		○				○		○
194	C	3	H6	H6			353	—	401	113.6	507	143.8	154	○				○						
195	A	5	H14				632	—	698	110.3	923	146.0	291											
196	B	3					377	—	463	122.9	557	147.9	180				○					○		○
197	C	0	S54				333	—	577	173.3	510	153.0	177	○										
198	C	3	S54	H12			410	—	467	113.9	635	154.8	225				○							
199	B	0					295	—	381	129.3	477	161.7	182											
200	B	1					282	—	343	121.7	493	175.0	211				○							
201	B	0					563	—	693	123.1	1,099	195.1	536	○										
202	C	3	H15	H15			742	—	756	101.9	2,422	326.4	1680	○										
203	C	特					不明	—	不明	—	不明	—	—	○				○						○
204	C	特					不明	—	不明	—	不明	—	—	○				○						○
			施策の実施状況				151	27	80	21	72	171	57	48	36									
			施策の実施割合				74.0	13.2	39.2	10.3	35.3	83.8	27.9	23.5	17.6									

(注) 1 本表は、環境省一般廃棄物処理実態調査結果を基に当省が作成した。
 2 区分は、平成11年度から14年度までの間に有料化を実施した市町村をA、ごみ処理の有料化を実施していない市町村をB、その他の市町村をCとしている。
 3 人口規模は政令指定都市、特別区、その他人口30万人以上、10万人以上、5万人以上、3万人以上、1万人以上、1万人未満をそれぞれ「政」「特」「30」「10」「5」「3」「1」「0」で表記している。
 4 指数は、前年度の排出量を100とした場合の指数である。
 5 傾向欄は、指数90以下を↓、90～99を→、101～110を↑、110以上を↑で示している。

家庭系ごみの減量化施策の実施状況（平成11年度から14年度までの間に有料化を実施した市町村）

No.		家庭系ごみ有料化 実施時期			1人1日当たり家庭系ごみ排出量				増 減		主なごみ減量化施策実施状況											
					平成9年度	12年度		16年度		9年度値 と 16年度値 との差	減量目標値の設定	ごみ非常事態宣言 行動指針の策定	広報誌、ガイド ライン等の発行	分析調査等の実施	市民・事業者・行政等 の協働・連携等	生ごみ対策等 (含むコンポスト)	環境教育・住民 の実施	学校、資源物回収等 の拠点	レジ袋削減 マイバッグ運動			
						可 燃	不 燃	他	指 数											傾 向	指 数	傾 向
A-1	H12	H12		885	626	70.8	571	64.5	▲ 314	○				○								
A-2	H13	H13	無	828	737	89.0	551	66.6	▲ 277		○			○				○				
A-3	H12	H12		948	867	91.5	671	70.8	▲ 277		○			○								
A-4	H14	H14	H14	938	882	94.0	673	71.7	▲ 265													
A-5	H14	H14	無	776	780	100.5	580	74.7	▲ 196		○			○				○				
A-6	H14	H14	H14	782	664	84.9	586	74.9	▲ 196		○			○								
A-7	H12	H12	無	840	832	99.0	637	75.8	▲ 203		○			○								
A-8	H14	H14	無	766	764	99.8	601	78.4	▲ 165		○			○				○				
A-9			H14	773	775	100.3	627	81.1	▲ 146		○			○								
A-10	H11	H11	H11	931	653	70.1	758	81.5	▲ 173					○								
A-11	H13			709	743	104.7	597	84.2	▲ 112		○			○								
A-12	H12	H12	無	761	579	76.1	642	84.4	▲ 119		○			○				○				
A-13	H12	H12		1,017	741	72.9	882	84.8	▲ 155		○			○								
A-14	H12	H12		985	814	82.6	848	86.0	▲ 137		○			○								
A-15	H12	H12	H12	697	651	93.4	611	87.7	▲ 86					○				○				
A-16	H13	H13		736	764	103.8	648	88.1	▲ 88		○			○								
A-17	H11	H11	無	793	725	91.4	700	88.3	▲ 93		○			○								
A-18	H11	H11		789	748	94.8	700	88.7	▲ 89		○			○								
A-19	H12	H12	無	822	862	104.8	760	92.4	▲ 62		○			○								
A-20	H12	H12	無	656	649	98.9	608	92.7	▲ 48		○			○								
A-21	H11	H11	H11	533	510	95.6	494	92.7	▲ 39		○			○								
A-22	H14	H14	無	837	879	105.0	785	93.8	▲ 52		○			○								
A-23	H13	H13	無	749	824	110.0	705	94.1	▲ 44		○			○								
A-24	H11			447	429	95.9	440	98.4	▲ 7					○								
A-25	H13	H13	H13	699	745	106.5	697	99.7	▲ 2		○			○				○				
A-26	H12	H12		725	688	94.9	727	100.3	2					○								
A-27	H13		H15	456	521	114.3	480	105.2	24					○								
A-28	H12			706	784	111.1	752	106.5	46		○			○								
A-29	H11	H11	無	567	536	94.5	608	107.3	41		○			○								
A-30	H11	H11	無	492	538	109.4	548	111.4	56		○			○								
A-31	H13			603	786	130.3	711	117.9	108					○								
A-32	S54	H14	H14	494	664	134.3	609	123.3	115					○								
A-33	H13			639	817	127.8	876	137.1	237					○								
A-34	H14			632	698	110.3	923	146.0	291					○								

(注) 環境省一般廃棄物実態調査結果及び当省の調査結果に基づき作成した。

家庭系ごみの減量化施策の実施状況（ごみ処理の有料化を実施していない市町村）

No.	人口規模	家庭系ごみ有料化 実施時期			1人1日当たり家庭系ごみ排出量				増減	主なごみ減量化施策実施状況																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
		可 燃	不 燃	他 資 源	平成9年度		12年度			16年度		9年度値 と 16年度値 との差	減 量 目 標 値 の 設 定	ご み 非 常 事 態 宣 言 行 動 指 針 の 策 定	広 報 誌 、 ガ イ ド ラ イ ン 等 の 発 行	分 析 調 査 等 の 実 施	市 民 ・ 事 業 者 ・ 連 携 行 政 等 の 協 働	生 活 ・ ト ウ ラ ン 等 の 実 施	環 境 教 育 ・ 住 民 の 実 施	学 校 ・ 店 頭 等 で の 資 源 物 品 回 収	レ ジ 袋 制 度 の 実 施																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
					指 数	傾 向	指 数	傾 向		指 数	傾 向																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
B-1	政				931	771	82.8	650	69.8	▲ 281	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○</

家庭系ごみの減量化施策の実施状況（ごみ処理の有料化を実施していない市町村）

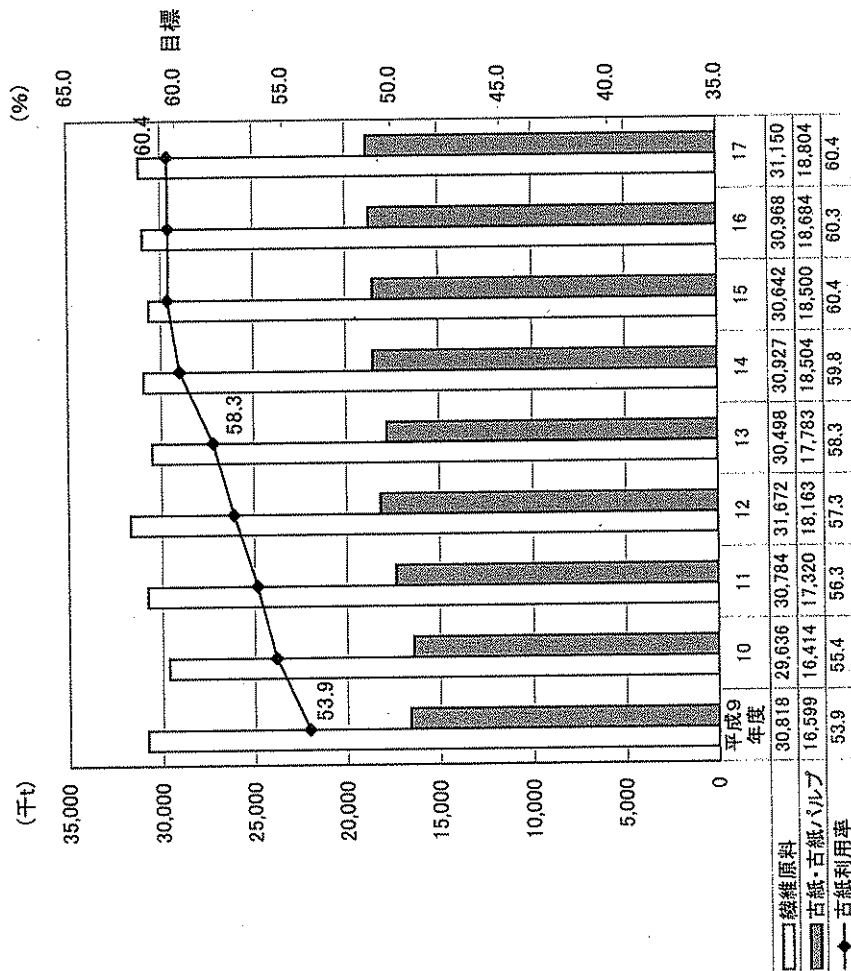
No.	人口規模	家庭系ごみ有料化 実施時期			1人1日当たり家庭系ごみ排出量						増減	主なごみ減量化施策実施状況									
		可燃	不燃	他	平成9年度		12年度		16年度			9年度値 と 16年度値 との差	減量目標値の設定	ごみ非常事態宣言 行動指針の策定	広報誌、ガイド ライン等の発行	分析調査等の実施	市民・事業者・行政等 の連携等	生ごみ対策等（コンポスト を含む）	環境教育・住民 説明会等の実施	学校・店頭等での 資源物回収	レジ袋削減 マイバッグ運動
					指数	傾向	指数	傾向	指数	傾向											
B-39	10				763	—	910	119.2	745	97.6	▲18	○			○						○
B-40	1				757	—	765	101.1	746	98.6	▲11	○				○					○
B-41	10				708	—	727	102.7	699	98.7	▲9	○		○	○	○					○
B-42	5				706	—	699	99.0	697	98.8	▲9	○		○	○	○					○
B-43	5				681	—	707	103.8	681	100.0	▲0	○		○	○	○					○
B-44	10				779	—	788	101.2	780	100.1	1	○									○
B-45	3				643	—	696	108.3	645	100.2	2	○									○
B-46	3				763	—	863	113.1	772	101.2	9	○									○
B-47	10				821	—	864	105.3	840	102.3	19	○									○
B-48	10				830	—	899	108.3	852	102.6	22	○									○
B-49	5				676	—	685	101.4	694	102.7	18	○									○
B-50	30				799	—	870	108.9	821	102.8	22	○									○
B-51	1				727	—	748	102.9	749	103.1	22	○									○
B-52	30				715	—	796	111.3	740	103.5	25	○									○
B-53	3				680	—	707	103.9	706	103.8	26	○									○
B-54	10				885	—	955	107.9	930	105.1	45	○									○
B-55	10				787	—	817	103.8	829	105.3	42	○									○
B-56	10				608	—	640	105.2	641	105.4	33	○									○
B-57	3				715	—	829	116.0	755	105.6	40	○									○
B-58	10				712	—	741	104.0	753	105.8	41	○									○
B-59	5				655	—	690	105.4	697	106.5	42	○									○
B-60	10				844	—	904	107.1	899	106.6	55	○									○
B-61	0				775	—	822	106.0	826	106.6	51	○									○
B-62	30				730	—	758	103.8	779	106.7	49	○									○
B-63	0				897	—	1,135	126.5	957	106.7	60	○									○
B-64	1				814	—	882	108.4	869	106.8	55	○									○
B-65	5				521	—	593	113.8	560	107.4	39	○									○
B-66	1				656	—	782	119.1	708	108.0	52	○									○
B-67	1				739	—	850	115.0	798	108.0	59	○									○
B-68	5				656	—	708	108.0	708	108.0	52	○									○
B-69	1				938	—	996	106.2	1,020	108.7	82	○									○
B-70	30				582	—	720	123.6	634	109.0	52	○									○
B-71	30				664	—	740	111.4	726	109.3	62	○									○
B-72	10				633	—	628	99.3	694	109.6	61	○									○
B-73	3				675	—	774	114.7	740	109.6	65	○									○
B-74	10				463	—	418	90.2	508	109.7	45	○									○
B-75	5				733	—	785	107.1	814	111.0	81	○									○
B-76	5				558	—	672	120.4	620	111.1	62	○									○

家庭系ごみの減量化施策の実施状況（ごみ処理の有料化を実施していない市町村）

No.	人口規模	家庭系ごみ有料化 実施時期			1人1日当たり家庭系ごみ排出量				増減	主なごみ減量化施策実施状況										
		可燃	不燃	資源 他	平成9年度		12年度			16年度		減量目標値の設定	減量プログラム、宣言 行動指針の策定	広報誌、ガイド ライン等の発行	分析調査等の実施	市民・事業者・行政等 の協働、連携等	生ごみ ト助成等（含む） ポス	環境教育・住民 説明会等の実施	学校、店頭等での 資源物拠点回収	レジ袋削減 マイバッグ運動
					指数	傾向	指数	傾向		指数	傾向									
B-77	5				821	—	936	↑	114.1	916	↑	111.6	95							
B-78	1				707	—	786	↑	111.2	802	↑	113.4	95							
B-79	30				746	—	773	↗	103.6	847	↑	113.6	101							
B-80	1				720	—	729	↗	101.2	818	↑	113.6	98							
B-81	3				794	—	805	↗	101.4	903	↑	113.7	109							
B-82	3				643	—	717	↑	111.5	732	↑	113.8	89							
B-83	1				571	—	631	↑	110.5	650	↑	113.8	79							
B-84	5				500	—	533	↗	106.7	580	↑	116.0	80							
B-85	10				610	—	704	↑	115.3	724	↑	118.7	114							
B-86	0				613	—	844	↑	137.7	728	↑	118.7	115							
B-87	5				590	—	658	↑	111.5	702	↑	119.0	112							
B-88	5				608	—	737	↑	121.2	725	↑	119.3	117							
B-89	5				625	—	724	↑	115.8	750	↑	120.0	125							
B-90	1				509	—	638	↑	125.4	630	↑	123.7	121							
B-91	0				293	—	319	↗	108.8	376	↑	128.2	83							
B-92	1				425	—	532	↑	125.3	577	↑	135.8	152							
B-93	5				735	—	770	↑	104.8	1,009	↑	137.3	274							
B-94	10				443	—	542	↑	122.4	613	↑	138.4	170							
B-95	30				596	—	568	↘	95.3	839	↑	140.8	243							
B-96	3				377	—	463	↑	122.9	557	↑	147.9	180							
B-97	0				295	—	381	↑	129.3	477	↑	161.7	182							
B-98	1				282	—	343	↑	121.7	493	↑	175.0	211							
B-99	0				563	—	693	↑	123.1	1,099	↑	195.1	536							

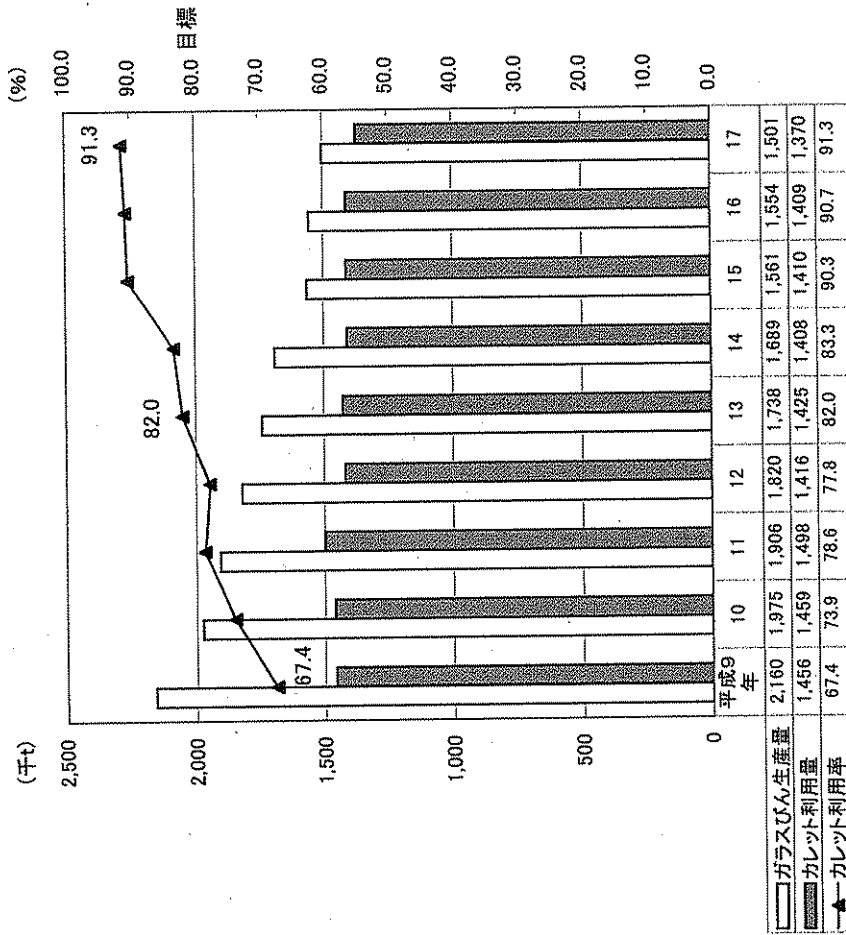
（注） 環境省一般廃棄物実態調査結果及び当省の調査結果に基づき作成した。

紙製造における古紙利用率等の推移



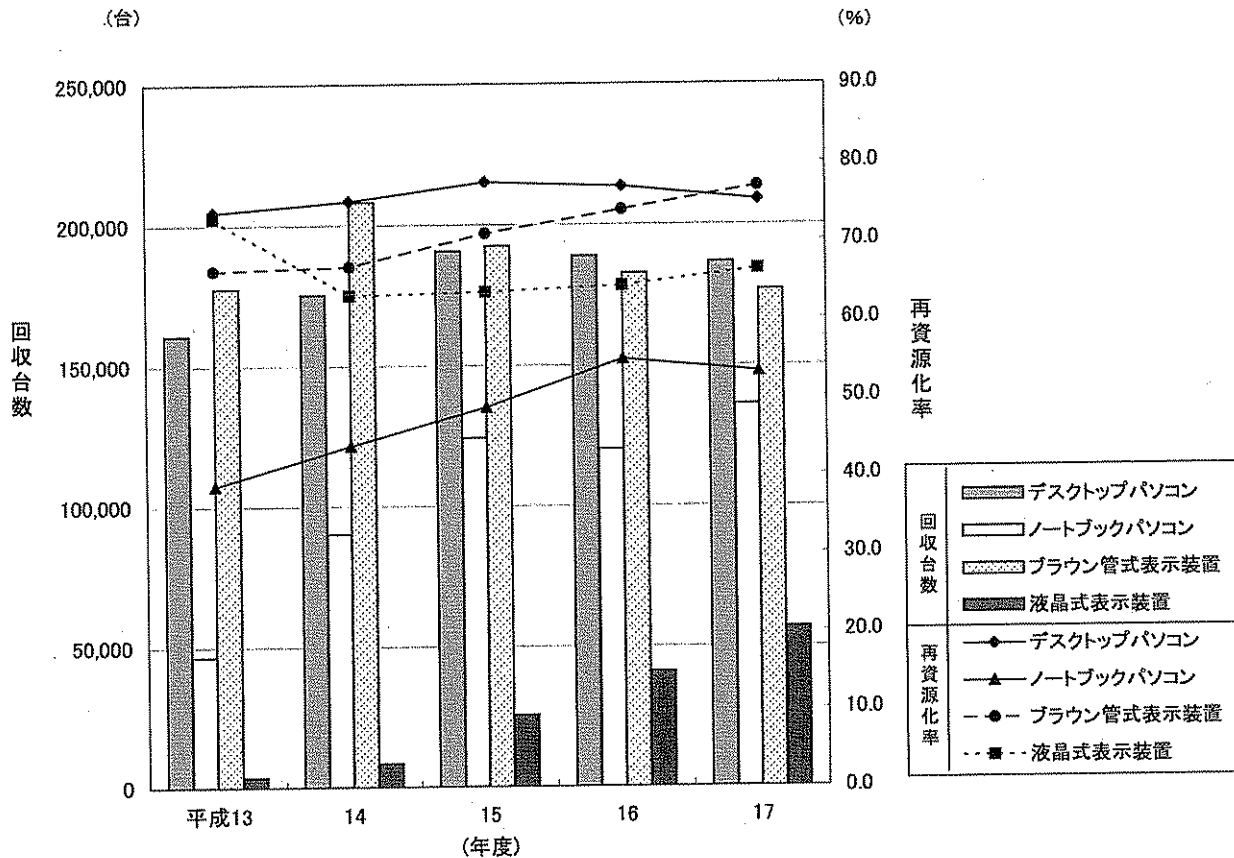
(注)1 財団法人古紙再生促進センターの資料に基づいて当省が作成
 2 古紙利用率=(古紙消費量+古紙パルプ消費量)÷総維原料合計消費量(パルプ+古紙+古紙パルプ+その他)×100

ガラスびん生産におけるカレット利用率等の推移



(注)1 ガラスびんリサイクル促進協議会の資料に基づいて当省が作成
 2 カレット利用率=カレット利用量(工場内発生カレットを含む)÷ガラスびん生産量×100

パソコンの自主回収及び再資源化実績の推移



(注)1 経済産業省及び環境省の資料に基づいて当省が作成

2 各事業者（自主回収及び再資源化の義務のある事業者のみ集計し、義務者不存在分を対応した事業者を除く。）の公表実績値を集計している。

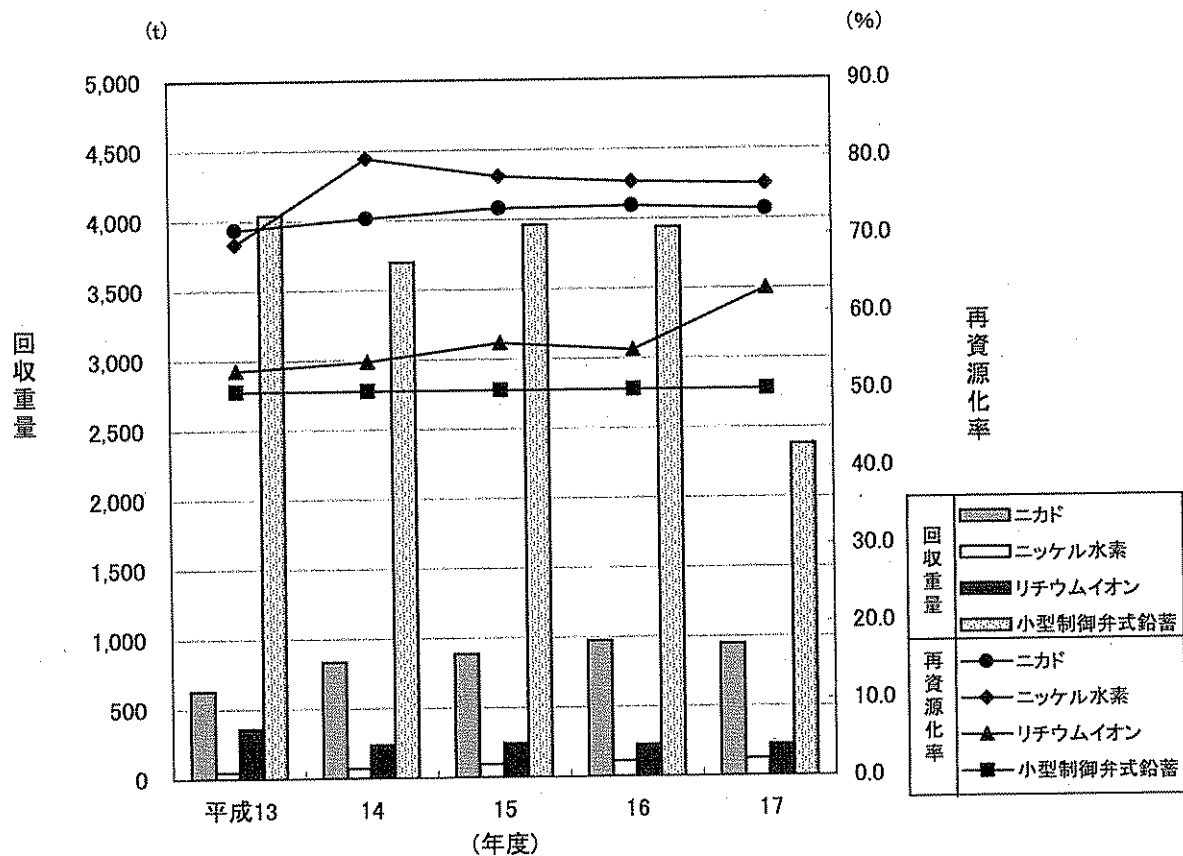
3 回収台数は、事業系パソコンのみの回収実績

4 自主回収実績には製品リユースが含まれる。

5 再資源化とは再生部品及び再生資源として利用することをいう。

6 再資源化率=再資源化量/処理量×100

小型二次電池の自主回収及び再資源化実績の推移



(注)1 経済産業省及び環境省の資料に基づいて当省が作成

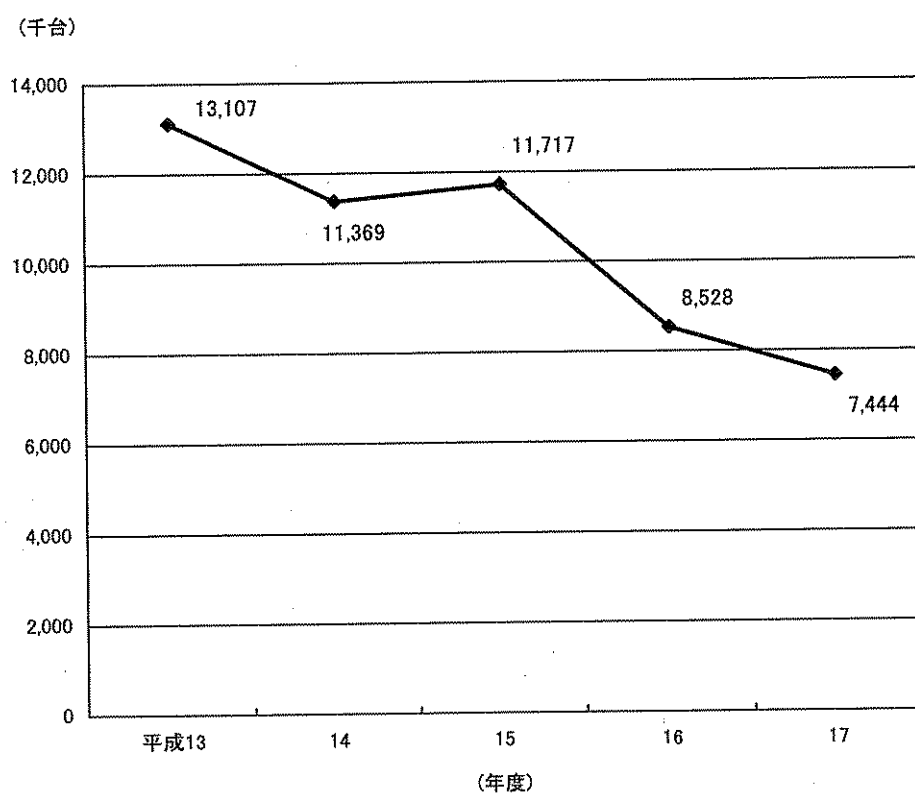
2 数値は、有限責任中間法人JBRC、社団法人電池工業会及び社団法人電気通信事業者協会・情報通信ネットワーク産業協会(モバイル・リサイクル・ネットワーク)の公表実績値を集計している。

3 モバイル・リサイクル・ネットワークは、平成15年度以前においては回収量＝処理量で集計している。

4 再資源化とは、再生資源として利用することをいう。

5 再資源化率 = 再資源化量 / 処理量 × 100

携帯電話・PHS(本体)の自主回収台数の推移



(注)1 社団法人電気通信事業者協会の資料に基づいて当省が作成

2 数値は、「モバイル・リサイクル・ネットワーク」を通じて回収された携帯電話・PHSの台数

家庭ごみ全体に占める容器包装廃棄物の量の推移（当省推計）

区分	年 度	(単位：t、ポイント)				
		平成12	13	14	15	16
対 象 品 目	ガラスびん	1,497,095	1,410,041	1,505,280	1,477,727	1,410,466
	指数（平成12年度100）	(100.0)	(94.2)	(100.5)	(98.7)	(94.2)
	ペットボトル	383,403	394,407	480,406	514,060	496,577
	指数（平成12年度100）	(100.0)	(102.9)	(125.3)	(134.1)	(129.5)
	紙製容器包装	1,378,078	1,440,494	1,431,366	1,444,464	1,537,872
	指数（平成12年度100）	(100.0)	(104.5)	(103.9)	(104.8)	(111.6)
	プラスチック製容器包装	3,090,900	3,171,738	3,057,589	3,000,857	2,942,699
対 象 外 品 目	指数（平成12年度100）	(100.0)	(102.6)	(98.9)	(97.1)	(95.2)
	小 計	6,349,477	6,416,679	6,474,642	6,437,108	6,387,613
	指数（平成12年度100）	(100.0)	(101.1)	(102.0)	(101.4)	(100.6)
	スチール缶	540,488	463,610	445,014	422,327	352,520
	指数（平成12年度100）	(100.0)	(85.8)	(82.3)	(78.1)	(65.2)
	アルミ缶	294,656	279,160	298,633	302,200	278,114
	指数（平成12年度100）	(100.0)	(94.7)	(101.3)	(102.6)	(94.4)
対 象 外 品 目	段ボール	647,596	596,556	659,503	747,231	762,659
	指数（平成12年度100）	(100.0)	(92.1)	(101.8)	(115.4)	(117.8)
	紙パック	205,862	214,064	198,628	196,870	209,255
	指数（平成12年度100）	(100.0)	(104.0)	(96.5)	(95.6)	(101.6)
	小 計	1,688,602	1,553,390	1,601,778	1,668,628	1,602,547
	指数（平成12年度100）	(100.0)	(92.0)	(94.9)	(98.8)	(94.9)
	その他	24,473	29,739	31,789	27,472	39,324
計	指数（平成12年度100）	(100.0)	(121.5)	(129.9)	(112.3)	(160.7)
	計	8,062,551	7,999,808	8,108,208	8,133,208	8,029,484
	指数（平成12年度100）	(100.0)	(99.2)	(100.6)	(100.9)	(99.6)

(注) 環境省「一般廃棄物の排出及び処理状況等について」の家庭系一般廃棄物排出量（粗大ごみ、自家処理量を除く。）に環境省「容器包装廃棄物の使用・排出実態調査」の家庭系ごみ全体に占める容器包装廃棄物の比率（湿潤量比）の前3か年度の平均値を乗じて当省が算出した。

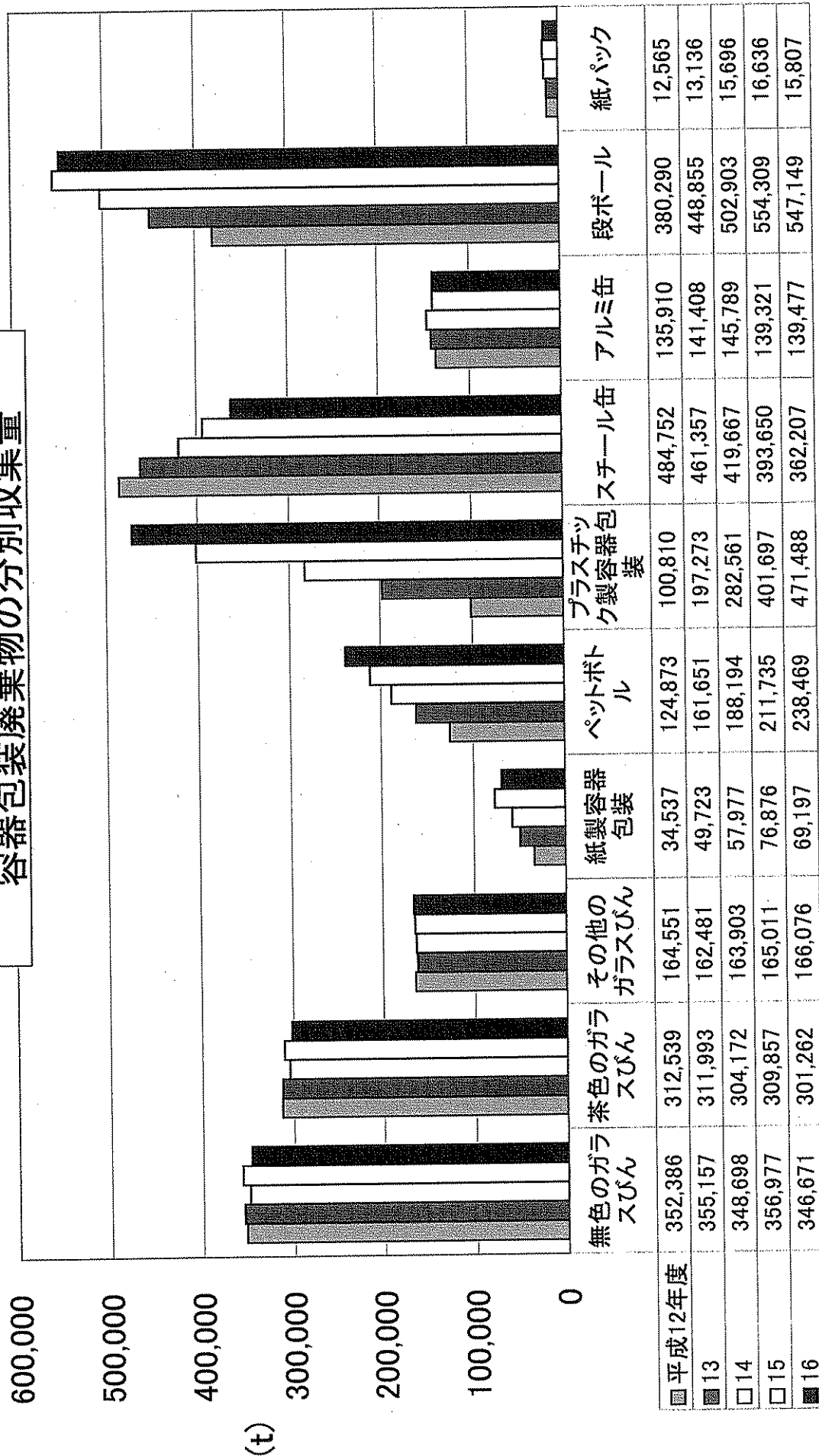
リターナブル率の推移

(単位：万 t、%)

区 分 \ 年 度	平成12	13	14	15	増▲減 (15-12)	増▲減 (15-13)
リターナブルびん使用量(a)	275	241	218	192	▲83	▲49
ワンウェイびん出荷量(b)	173	168	166	156	▲17	▲12
計(c=a+b)	448	409	384	348	▲100	▲61
リターナブル率(a/c)	61.4	58.9	56.8	55.2	▲6.2	▲3.8

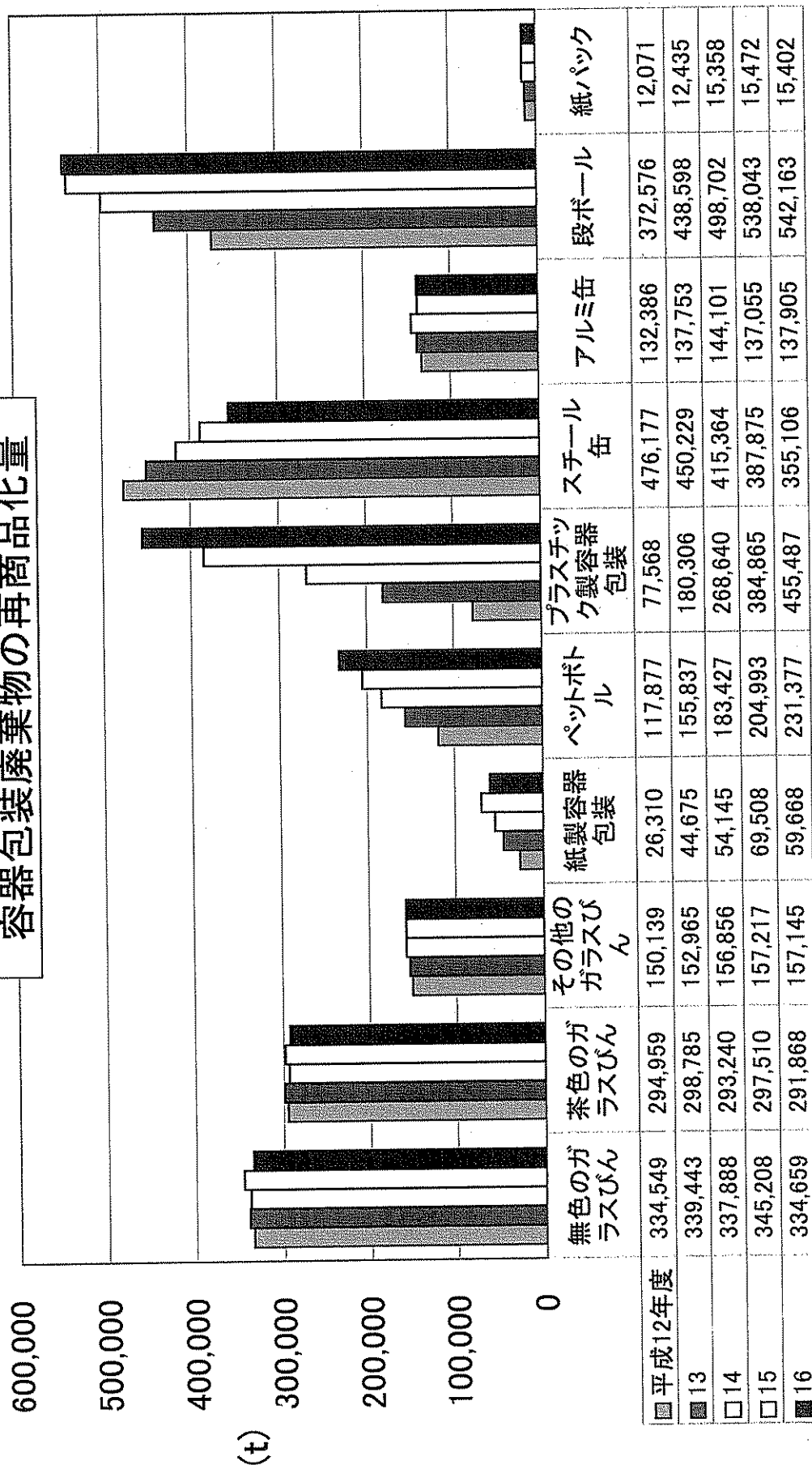
(注) 産業構造審議会の資料による。

容器包装廃棄物の分別収集量



(注) 環境省の資料に基づき、当省が作成した。

容器包装廃棄物の再商品化量



(注) 1 環境省の資料に基づき当省が作成した。
 2 再商品化量とは、市町村が分別収集した容器包装廃棄物を再商品化（リサイクル）を行う事業者に引き渡した量

容器包装廃棄物の再商品化率

(単位：%)

区分	年度	平成12	13	14	15	16	増▲減 (16-12)
無色のガラスびん		94.9	95.6	96.9	99.2	96.5	1.6
指数 (平成12年度100)		(100)	(101)	(102)	(105)	(102)	
茶色のガラスびん		94.4	95.8	96.4	96.0	96.9	2.5
指数 (平成12年度100)		(100)	(101)	(102)	(102)	(103)	
その他のガラスびん		91.2	94.1	95.7	95.3	94.6	3.4
指数 (平成12年度100)		(100)	(103)	(105)	(104)	(104)	
ガラスびん計		94.0	95.4	96.5	96.2	96.3	2.3
指数 (平成12年度100)		(100)	(101)	(103)	(102)	(102)	
紙製容器包装		76.2	89.8	93.4	90.4	86.2	10.1
指数 (平成12年度100)		(100)	(118)	(123)	(119)	(113)	
ペットボトル		94.4	96.4	97.5	96.8	97.0	2.6
指数 (平成12年度100)		(100)	(102)	(103)	(103)	(103)	
プラスチック製容器包装		76.9	91.4	95.1	95.8	96.6	19.7
指数 (平成12年度100)		(100)	(119)	(124)	(125)	(126)	
うち白色トレイ		82.2	88.5	91.2	94.7	91.0	8.8
(指数12年度100)		(100)	(108)	(111)	(115)	(111)	
スチール缶		98.2	97.6	99.0	98.5	98.0	(0.2)
指数 (平成12年度100)		(100)	(99)	(101)	(100)	(100)	
アルミ缶		97.4	97.4	98.8	98.4	98.9	1.5
指数 (平成12年度100)		(100)	(100)	(101)	(101)	(102)	
段ボール		98.0	97.7	99.2	97.1	99.1	1.1
指数 (平成12年度100)		(100)	(100)	(101)	(99)	(101)	
紙パック		96.1	94.7	97.8	94.6	97.4	1.4
指数 (平成12年度100)		(100)	(99)	(102)	(98)	(101)	

(注) 1 環境省「容器包装リサイクル法に基づく分別収集・再商品化の実績等について」に基づき
当省が作成した。

2 再商品化率 = (再商品化量 / 分別収集量) × 100

市町村による独自処理量の推移（当省推計）

(単位：t、%)

区 分	年 度	平成12	13	14	15	16	増▲減 (16-12)	増減率 (16/12)
無色のガラスびん (指数12年度100)		254,713 (100)	242,343 (95)	235,100 (92)	236,122 (93)	224,727 (88)	▲ 29,986	▲ 13.3
茶色のガラスびん (指数12年度100)		183,760 (100)	168,893 (92)	162,929 (89)	167,236 (91)	162,329 (88)	▲ 21,431	▲ 13.2
その他のガラスびん (指数12年度100)		60,296 (100)	54,613 (91)	50,916 (84)	55,932 (93)	52,170 (87)	▲ 8,126	▲ 15.6
ガラスびん計		498,769 (100)	465,849 (93)	448,945 (90)	459,290 (92)	439,226 (88)	▲ 59,543	▲ 13.6
紙製容器包装 (指数12年度100)		15,067 (100)	22,990 (153)	29,458 (196)	38,856 (258)	31,557 (209)	16,490	52.3
ペットボトル (指数12年度100)		21,225 (100)	24,810 (117)	29,567 (139)	31,118 (147)	39,651 (187)	18,426	46.5
プラスチック製容器包装 (指数12年度100)		10,488 (100)	11,625 (111)	8,971 (86)	16,860 (161)	8,575 (82)	▲ 1,913	▲ 22.3
計		545,549 (100)	525,274 (96)	516,941 (95)	546,124 (100)	519,009 (95)	▲ 26,540	▲ 5.1
(指数12年度100)								

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(単位：t、%)

(注) 1 環境省「容器包装リサイクル法に基づき分別収集・再商品化の実績等について」公表値及び容器包装リサイクル協会公表値を基に当省が算出した。

2 独自処理量＝(再商品化量－指定法人引取量)

市町村による独自処理の割合の推移（当省推計）

市町村別による独自処理の割合の推移（3年度計）

(単位：t)

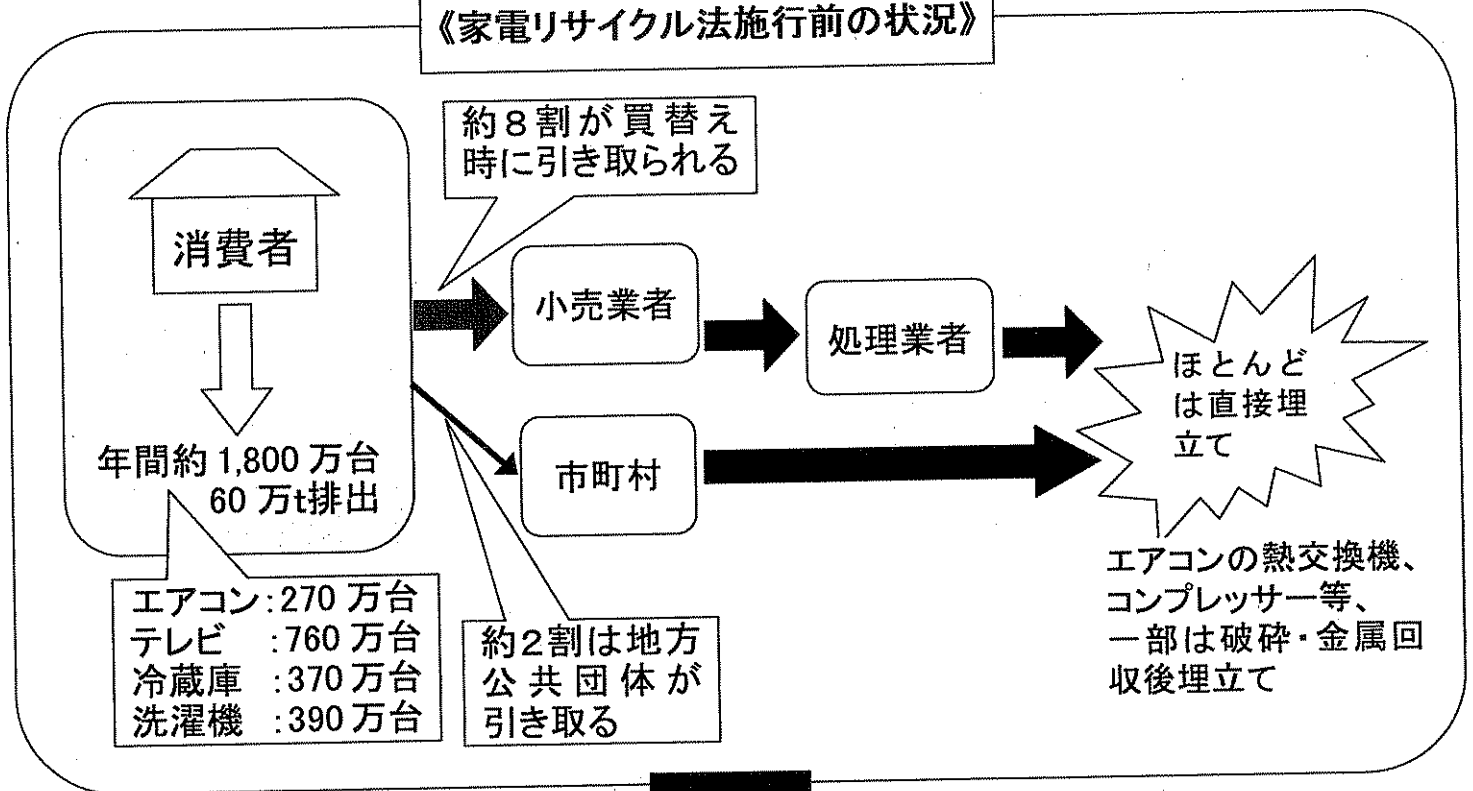
区 分	年 度	平成12	13	14	15	16	増▲減 (16-12)
無色のガラスびん (指数12年度100)	76.1 (100)	71.4 (94)	69.6 (91)	68.4 (90)	67.2 (88)	▲ 9.0	
茶色のガラスびん (指数12年度100)	62.3 (100)	56.5 (91)	55.6 (89)	56.2 (90)	55.6 (89)	▲ 6.7	
その他のガラスびん (指数12年度100)	40.2 (100)	35.7 (89)	32.5 (81)	35.6 (89)	33.2 (83)	▲ 7.0	
ガラスびん計	36.0 (100)	41.1 (114)	43.0 (119)	42.6 (118)	44.0 (122)	7.9	
紙製容器包装 (指数12年度100)	57.3 (100)	51.5 (90)	54.4 (95)	55.9 (98)	52.9 (92)	▲ 4.4	
ペットボトル (指数12年度100)	18.0 (100)	15.9 (88)	16.1 (90)	15.2 (84)	17.1 (95)	▲ 0.9	
プラスチック製容器包装 (指数12年度100)	13.5 (100)	6.4 (48)	3.3 (25)	4.4 (32)	1.9 (14)	▲ 11.6	
計	5.4 (100)	4.5 (82)	4.0 (73)	3.7 (69)	3.4 (62)	▲ 2.1	
(指数12年度100)	(100)	(82)	(73)	(69)	(62)		

(注) 1 環境省「容器包装リサイクル法」に基づく分別収集・再商品化の実績等について「公表値及び容器包装リサイクル協会の公表値を基に当省が算出した。

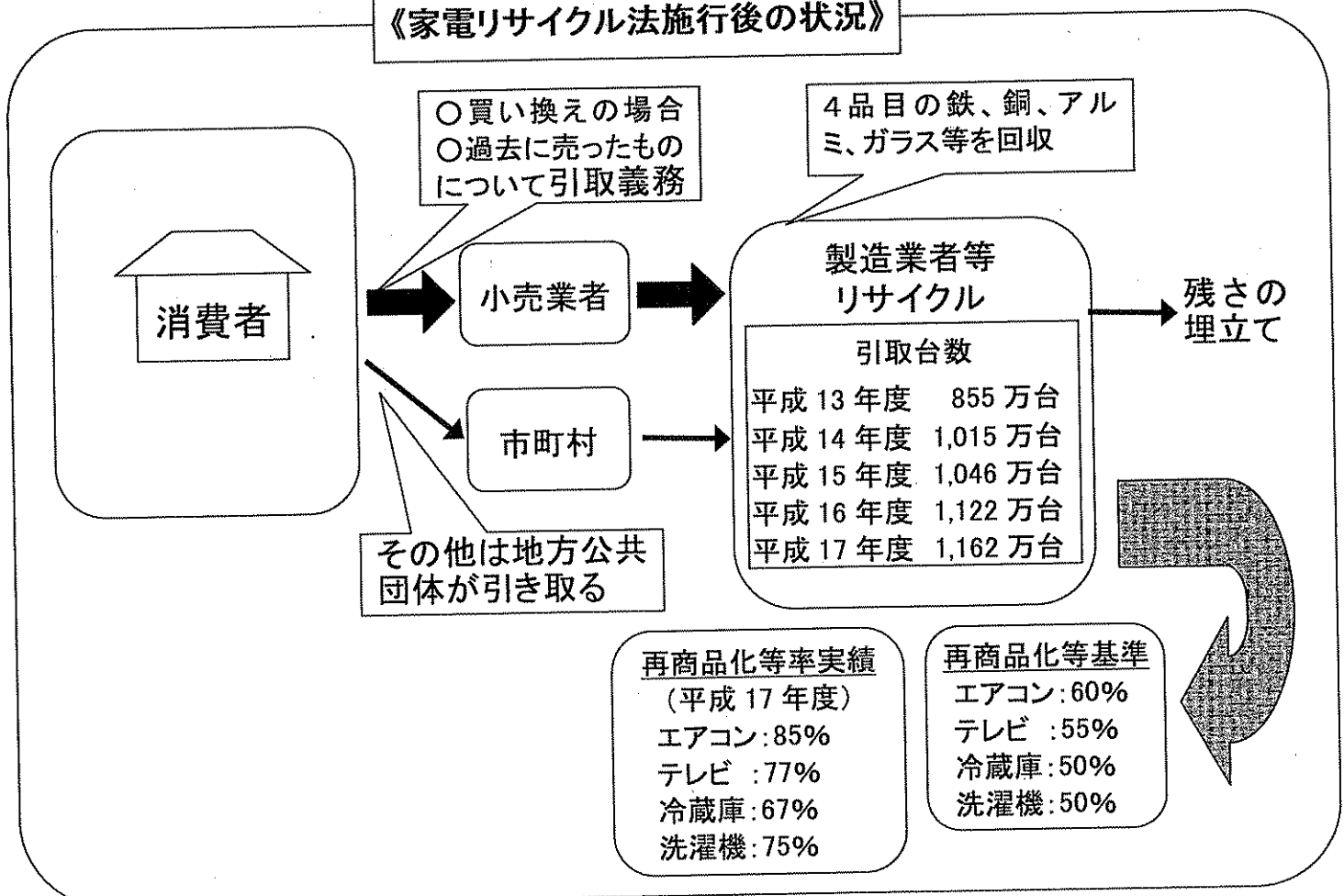
2 独自処理の割合＝（独自処理量／再商品化量）×100

廃家電処理の状況

《家電リサイクル法施行前の状況》



《家電リサイクル法施行後の状況》

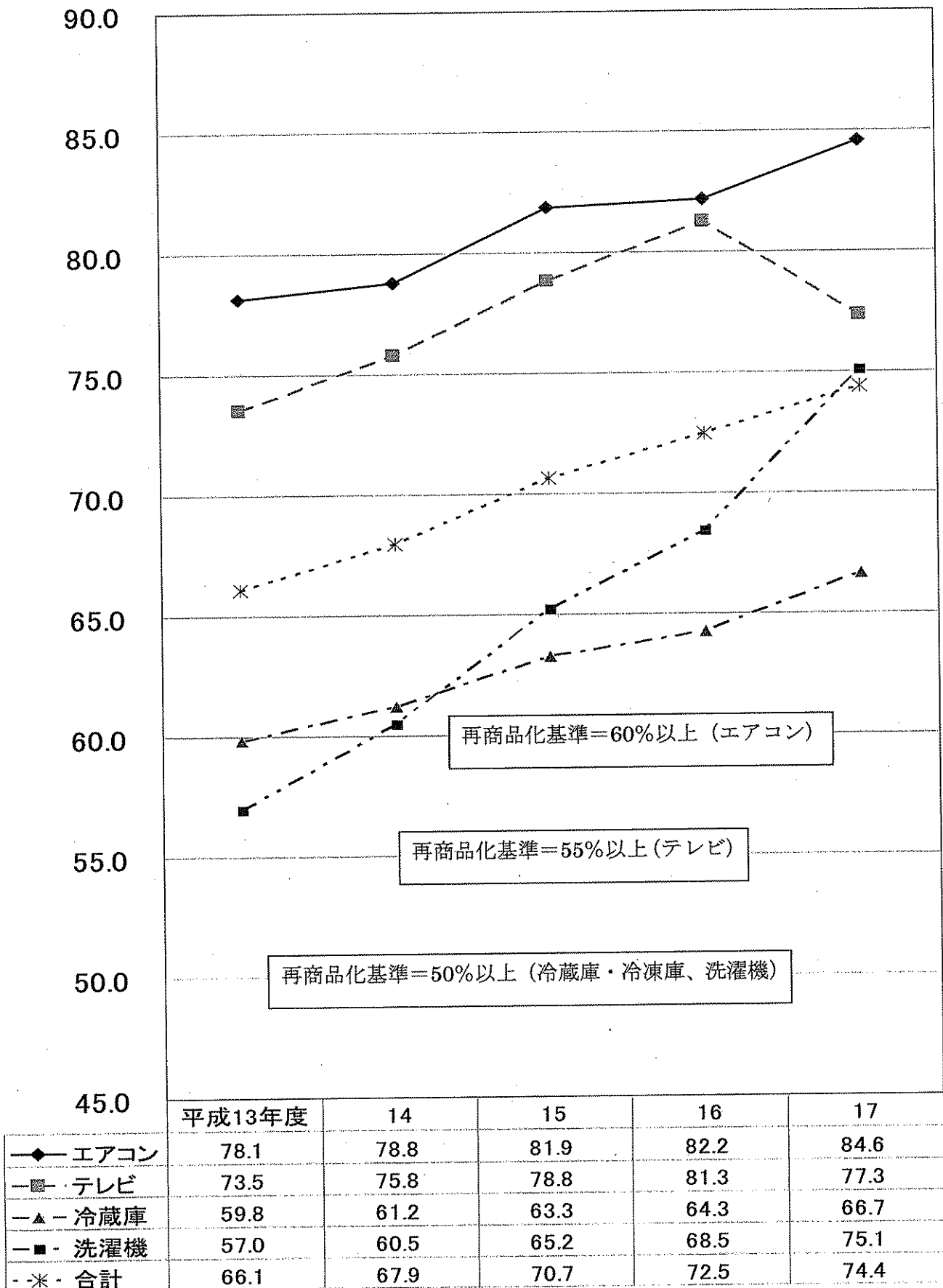


(注) 再商品化等率 = 再商品化量 / 再商品化等処理重量 × 100

(資料) 環境省

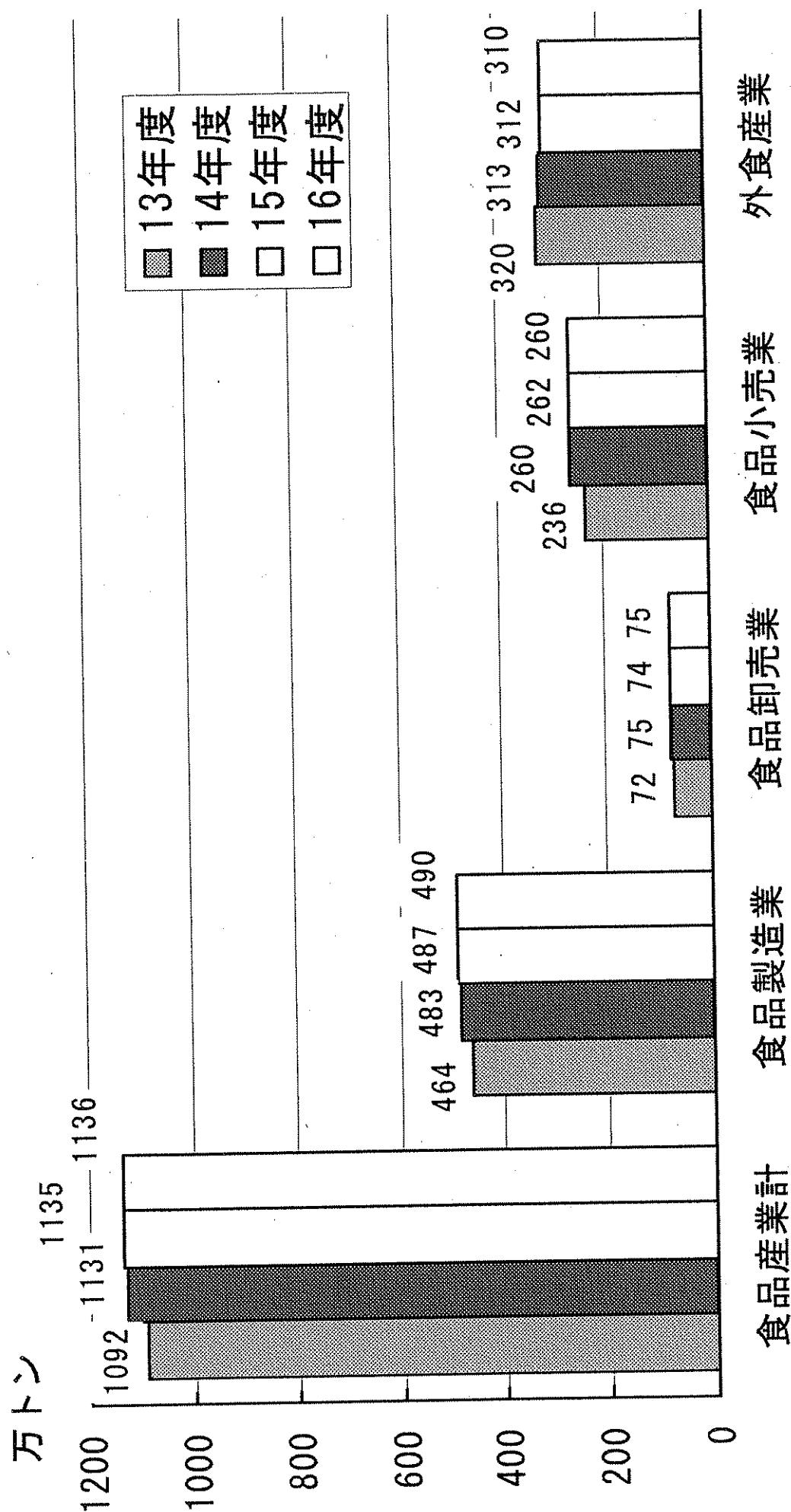
4 家電の再商品化率

(単位：%)



(注) 環境省資料に基づき当省が作成した。

食品廃棄物の年間発生量の推移



資料：「食品循環資源の再生利用等実態調査報告」（農林水産省統計部）

食品廃棄物等の発生抑制量及び発生抑制した割合の経年推移

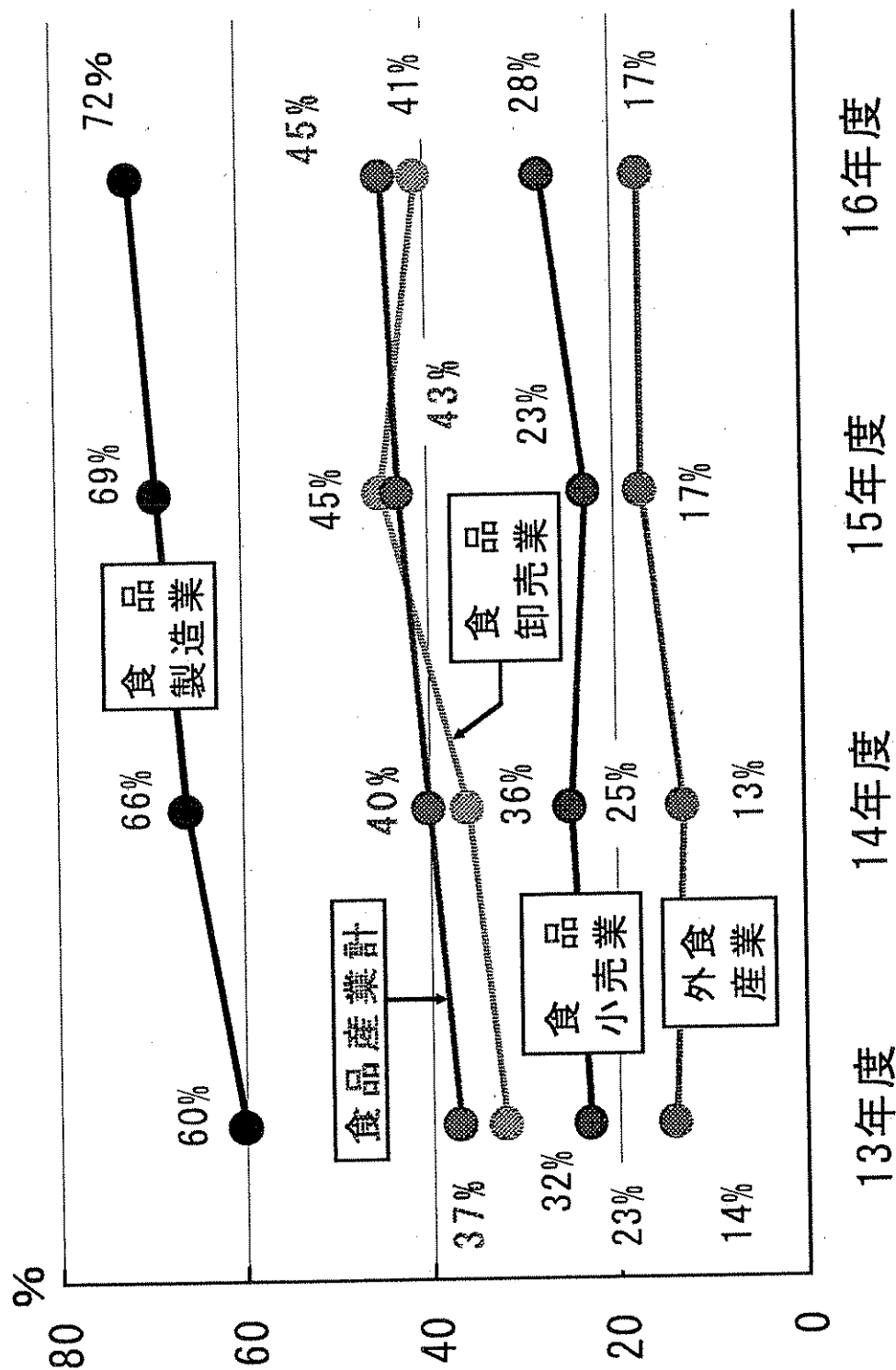
(単位:千t、%)

区 分	平成13年度 A	14	15	16	対H13増減 (B-A)
食品産業全体	発生量	10,919	11,314	11,358	439
	発生抑制量	469	518	515	46
	発生抑制の割合	4.1	4.4	4.3	0.2
食品製造業	発生量	4,638	4,834	4,898	260
	発生抑制量	210	334	235	25
	発生抑制の割合	4.3	6.5	4.6	0.3
食品卸売業	発生量	724	746	751	27
	発生抑制量	27	23	48	21
	発生抑制の割合	3.6	3.0	6.0	2.4
食品小売業	発生量	2,355	2,602	2,604	249
	発生抑制量	104	80	121	17
	発生抑制の割合	4.2	3.0	4.4	0.2
外食産業	発生量	3,203	3,132	3,104	▲ 99
	発生抑制量	128	81	110	▲ 18
	発生抑制の割合	3.8	2.5	3.4	▲ 0.4

(注)1 農林水産省の資料に基づき、当省が作成した。

2 発生抑制の割合 = (発生抑制量 / (発生抑制量 + 発生量)) × 100

食品循環資源の再生利用等実施率の推移



資料:「食品循環資源の再生利用等実態調査報告」(農林水産省統計部)による。

食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等の再生利用等実施率の経年推移

(単位:千t、%)

区 分		平成13年度 A	14	15	16 B	対H13増減 (B-A)
食品産業 全体	発生量	10,919	11,314	11,348	11,358	439
	発生抑制量	469	518	479	515	46
	減量した量	469	325	286	330	▲ 139
	再生利用仕向量	3,235	3,915	4,269	4,444	1,209
	再生利用等実施率	36.6	40.2	42.6	44.5	7.9
食品製造業	発生量	4,638	4,834	4,870	4,898	260
	発生抑制量	210	334	223	235	25
	減量した量	373	192	152	234	▲ 139
	再生利用仕向量	2,316	2,886	3,141	3,206	890
	再生利用等実施率	59.8	66.0	69.0	71.6	11.8
食品卸売業	発生量	724	746	740	751	27
	発生抑制量	27	23	27	48	21
	減量した量	2	5	5	12	10
	再生利用仕向量	210	245	311	266	56
	再生利用等実施率	31.8	35.5	44.7	40.8	9.0
食品小売業	発生量	2,355	2,602	2,616	2,604	249
	発生抑制量	104	80	105	121	17
	減量した量	43	67	54	37	▲ 6
	再生利用仕向量	418	523	480	595	177
	再生利用等実施率	23.0	25.0	23.5	27.6	4.6
外食産業	発生量	3,203	3,132	3,122	3,104	▲ 99
	発生抑制量	128	81	124	110	▲ 18
	減量した量	50	60	75	47	▲ 3
	再生利用仕向量	291	260	337	377	86
	再生利用等実施率	14.1	12.5	16.5	16.6	2.5

(注)1 農林水産省の資料に基づき、当省が作成した。

2 再生利用仕向量は、食品リサイクル法で規定している用途による再生利用への仕向量である。

3 再生利用等実施率=(発生抑制量+減量した量+再生利用仕向量)/(発生量+発生抑制量)×100

食品循環資源の再生利用等の実施率目標(20%)達成事業者割合

(単位: %)

区 分	平成15年度		平成16年度		平成17年度	
		うち年間発生量 100t以上事業者		うち年間発生量 100t以上事業者		うち年間発生量 100t以上事業者
食品産業全体	18	38	20	25	18	27
食品製造業	24	42	23	26	22	33
食品卸売業	22	43	24	25	18	32
食品小売業	16	14	17	22	17	22
外食産業	7	12	12	21	10	13

(注) 農林水産省の資料による。

食品廃棄物等の再生利用量及び再生利用率の経年推移

(単位:千t、%)

区 分	平成13年度 A	14	15	16 B	対H13増減 (B-A)
食品産業全体	発生量	11,314	11,348	11,358	439
	再生利用量	5,060	5,549	5,793	1,847
	再生利用率	44.7	48.9	51.0	14.9
食品製造業	発生量	4,834	4,870	4,898	260
	再生利用量	3,514	3,789	3,803	1,030
	再生利用率	72.7	77.8	77.6	17.8
食品卸売業	発生量	746	740	751	27
	再生利用量	340	355	398	137
	再生利用率	45.6	48.0	53.0	17.0
食品小売業	発生量	2,602	2,616	2,604	249
	再生利用量	744	812	821	299
	再生利用率	28.6	31.0	31.5	9.3
外食産業	発生量	3,132	3,122	3,104	▲ 99
	再生利用量	461	593	770	380
	再生利用率	14.7	19.0	24.8	12.6

(注)1 農林水産省の資料に基づき、当省が作成した。

2 再生利用率＝再生利用量/発生量×100

建設廃棄物の排出量及び再利用率等の推移

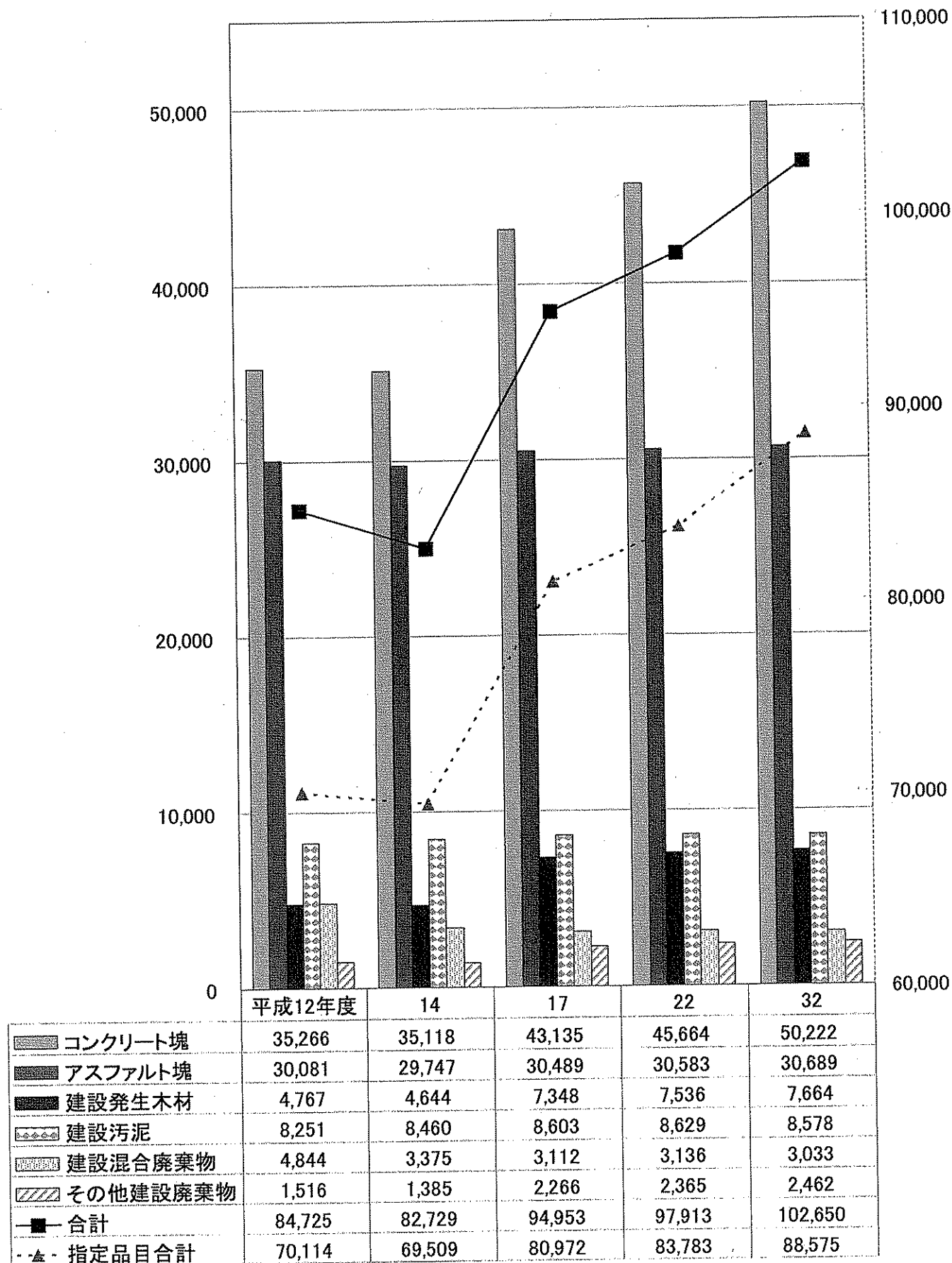
(単位:千t、%)

品目別		平成12年			平成14			
			(割合)	(指数)		(割合)	(増減)	(指数)
コンクリート塊	排出量	35,266.0	41.6	100	35,118.0	42.4	▲ 148.0	99.6
	再利用率	33,937.0	49.4	100	34,248.1	47.7	311.1	100.9
	再資源化率	96.2	—	100	97.5	—	1.3	101.3
	縮減量	0.0	0.0	100	0.0	0.0	0.0	#DIV/0!
	再資源化等率	96.2	—	100	97.5	—	1.3	101.3
	最終処分量	1,329.0	10.4	100	869.9	12.5	▲ 459.1	65.5
アスファルト・コンクリート塊	排出量	30,081.0	35.5	100	29,747.4	36.0	▲ 333.6	98.9
	再利用率	29,628.0	43.1	100	29,372.2	40.9	▲ 255.8	99.1
	再資源化率	98.5	—	100	98.7	—	0.2	100.2
	縮減量	0.0	0.0	100	0.0	0.0	0.0	#DIV/0!
	再資源化等率	98.5	—	100	98.7	—	0.2	100.2
	最終処分量	453.0	3.5	100	375.2	5.4	▲ 77.8	82.8
建設発生木材	排出量	4,767.0	5.6	100	4,643.9	5.6	▲ 123.1	97.4
	再利用率	1,822.0	2.6	100	2,835.7	3.9	1,013.7	155.6
	再資源化率	38.2	—	100	61.1	—	22.8	159.8
	縮減量	2,128.0	68.2	100	1,312.7	33.2	▲ 815.3	61.7
	再資源化等率	82.9	—	100	89.3	—	6.5	107.8
	最終処分量	817.0	6.4	100	495.5	7.1	▲ 321.5	60.6
建設汚泥	排出量	8,251.0	9.7	100	8,460.0	10.2	209.0	102.5
	再利用率	2,482.0	3.6	100	3,833.1	5.3	1,351.1	154.4
	再資源化率	30.1	—	100	45.3	—	15.2	150.6
	縮減量	915.0	29.3	100	1,972.6	50.0	1,057.6	215.6
	再資源化等率	41.2	—	100	68.6	—	27.5	166.7
	最終処分量	4,854.0	37.8	100	2,654.3	38.1	▲ 2,199.7	54.7
建設混合廃棄物	排出量	4,844.0	5.7	100	3,374.5	4.1	▲ 1,469.5	69.7
	再利用率	352.0	0.5	100	580.6	0.8	228.6	164.9
	再資源化率	7.3	—	100	17.2	—	9.9	236.8
	縮減量	72.0	2.3	100	635.7	16.1	563.7	882.9
	再資源化等率	8.8	—	100	36.0	—	27.3	411.8
	最終処分量	4,420.0	34.4	100	2,158.2	31.0	▲ 2,261.8	48.8
金属くず	排出量	834.0	1.0	100	859.9	1.0	25.9	103.1
	再利用率	504.0	0.7	100	782.9	1.1	278.9	155.3
	再資源化率	60.4	—	100	91.0	—	30.6	150.7
	縮減量	0.0	0.0	100	0.0	0.0	0.0	#DIV/0!
	再資源化等率	60.4	—	100	91.0	—	30.6	150.7
	最終処分量	330.0	2.6	100	77.0	1.1	▲ 253.0	23.3
廃プラスチック	排出量	271.0	0.3	100	271.3	0.3	0.3	100.1
	再利用率	1.0	0.0	100	0.3	0.0	▲ 0.7	30.0
	再資源化率	0.4	—	100	0.1	—	▲ 0.3	30.0
	縮減量	0.0	0.0	100	0.0	0.0	0.0	#DIV/0!
	再資源化等率	0.4	—	100	0.1	—	▲ 0.3	30.0
	最終処分量	270.0	2.1	100	271.0	3.9	1.0	100.4
紙くず	排出量	411.0	0.5	100	254.2	0.3	▲ 156.8	61.8
	再利用率	39.0	0.1	100	160.6	0.2	121.6	411.8
	再資源化率	9.5	—	100	63.2	—	53.7	665.8
	縮減量	6.0	0.2	100	27.5	0.7	21.5	458.3
	再資源化等率	10.9	—	100	74.0	—	63.0	675.8
	最終処分量	366.0	2.9	100	66.1	0.9	▲ 299.9	18.1
合 計	排出量	84,725.0	100.0	100	82,729.2	100.0	▲ 1,995.8	97.6
	再利用率	68,765.0	100.0	100	71,813.5	100.0	3,048.5	104.4
	再資源化率	81.2	—	100	86.8	—	5.6	107.0
	縮減量	3,121.0	100.0	100	3,948.5	100.0	827.5	126.5
	再資源化等率	84.8	—	100	91.6	—	6.7	107.9
	最終処分量	12,839.0	100.0	100	6,967.2	100.0	▲ 5,871.8	54.3
【参考】 3品目合計	排出量	70,114.0	82.8	100	69,509.3	82.0	▲ 604.7	99.1
	再利用率	65,387.0	95.1	100	66,456.0	96.6	1,069.0	101.6
	再資源化率	93.3	—	100	95.6	—	2.3	102.5
	縮減量	2,128.0	68.2	100	1,312.7	42.1	▲ 815.3	61.7
	再資源化等率	96.3	—	100	97.5	—	1.2	101.2
	最終処分量	2,599.0	20.2	100	1,740.6	13.6	▲ 858.4	67.0

- (注) 1 国土交通省資料に基づき当省が作成した。
2 指数は平成12年度を100とした場合の数値である。
3 増減は平成12年度比である。
4 再資源化率は、(再利用率/排出量)×100による。
5 再資源化等率は、(再利用率+縮減量)/排出量×100による。
6 四捨五入の関係上、合計値は必ずしも一致しない。

建設廃棄物の排出量及び将来予測

(単位：千 t)



注1 国土交通省資料に基づき当省が作成した。

2 「その他建設廃棄物」は、「金属くず」、「廃プラスチック」、「紙くず」の合計である。

3 「指定品目」とは、コンクリート塊、アスファルト塊及び建設発生木材の3品目

4 増減は平成12年度比であり、指数は平成12年度を100とした場合の数値である。

5 平成12年度及び14年度は実績値、その他は予測値である。

産業廃棄物の排出量及び最終処分量に占める建設廃棄物の割合

(単位:千t、%)

区 分	年 度	平成12年	14	増減
産業廃棄物の排出量		406,037	393,234	▲ 12,803
	(うち建設廃棄物の排出量)	84,725	82,729	▲ 1,996
	(割 合)	20.9	21.0	0.2
産業廃棄物の最終処分量		44,868	39,561	▲ 5,307
	(建設廃棄物の最終処分量)	12,839	6,967	▲ 5,872
	(割 合)	28.6	17.6	▲ 11.0

(注) 1 国土交通省及び環境資料に基づき当省が作成した。

2 割合は、排出量については、(建設廃棄物の排出量/産業廃棄物の排出量) × 100、最終処分量については、(建設廃棄物の最終処分量/産業廃棄物の最終処分量) × 100である。

最終処分量減少の寄与度

(単位：万t)

品目	排出量		再資源化量		縮減量		合計
	平12年度	14	(減)	平12年度	14	(増)	
指定品目							
コンクリート塊	3,527	3,512	15	3,394	3,425	31	46
アスファルト・コンクリート塊	3,008	2,975	33	2,963	2,937	▲ 26	7
建設発生木材	477	464	12	182	284	101	31
建設汚泥	825	846	▲ 21	248	383	135	220
建設混合廃棄物	484	337	147	35	58	23	226
その他	152	139	13	54	94	40	55
合 計	8,473	8,273	200	6,877	7,181	305	587
【参考】3品目合計	7,011	6,950	60	6,539	6,646	107	86

(注) 1 国土交通省資料に基づき当省が作成した。
 2 各品目の合計は、排出量の減少分＋再資源化量の増加分＋縮減量の増加分である。
 3 寄与度の比較は平成12年度と14年度の比較である。
 4 四捨五入の関係上、合計値は必ずしも一致しない。

国等における特定調達物品等の調達率別品目数及び割合の推移

(単位:品目数、%)

区 分			平成13年度	14	15	16
紙 類	特定調達物品等の品目数		4	9	9	9
	調達率別の品目数	100%	0	0	0	0
		割合	0.0	0.0	0.0	0.0
		95～100未満	1	6	5	7
		割合	25.0	66.7	55.6	77.8
		95%未満	3	3	4	2
		割合	75.0	33.3	44.4	22.2
文具類	特定調達物品等の品目数		48	66	72	75
	調達率別の品目数	100%	0	0	0	0
		割合	0.0	0.0	0.0	0.0
		95～100未満	21	55	65	69
		割合	43.8	83.3	90.3	92.0
		95%未満	27	11	7	6
		割合	56.3	16.7	9.7	8.0
機器類等	特定調達物品等の品目数		23	28	30	37
	調達率別の品目数	100%	0	0	0	2
		割合	0.0	0.0	0.0	5.4
		95～100未満	12	26	28	34
		割合	52.2	92.9	93.3	91.9
		95%未満	11	2	2	1
		割合	47.8	7.1	6.7	2.7
自動車等	特定調達物品等の品目数		2	3	3	3
	調達率別の品目数	100%	1	2	2	2
		割合	50.0	66.7	66.7	66.7
		95～100未満	0	1	1	0
		割合	0.0	33.3	33.3	0.0
		95%未満	1	0	0	1
		割合	50.0	0.0	0.0	33.3
繊維製品等	特定調達物品等の品目数		7	10	13	13
	調達率別の品目数	100%	0	0	1	0
		割合	0.0	0.0	7.7	0.0
		95～100未満	1	3	8	10
		割合	14.3	30.0	61.5	76.9
		95%未満	6	7	4	3
		割合	85.7	70.0	30.8	23.1
設 備	特定調達物品等の品目数		3	3	3	4
	調達率別の品目数	100%	3	3	3	4
		割合	100.0	100.0	100.0	100.0
		95～100未満	0	0	0	0
		割合	0.0	0.0	0.0	0.0
		95%未満	0	0	0	0
		割合	0.0	0.0	0.0	0.0
役 務	特定調達物品等の品目数		2	4	4	5
	調達率別の品目数	100%	1	3	3	3
		割合	50.0	75.0	75.0	60.0
		95～100未満	0	0	1	1
		割合	0.0	0.0	25.0	20.0
		95%未満	1	1	0	1
		割合	50.0	25.0	0.0	20.0
計	特定調達物品等の品目数		89	123	134	146
	調達率別の品目数	100%	5	8	9	11
		割合	5.6	6.5	6.7	7.5
		95～100未満	35	91	108	121
		割合	39.3	74.0	80.6	82.9
		95%未満	49	24	17	14
		割合	55.1	19.5	12.7	9.6

(注)環境省の資料に基づき、当省が作成した。

「リサイクル対策に関する政策評価」に係る研究会開催要領

総務省行政評価局
農林水産・環境担当評価監視官室

1 目的

総務省行政評価局（農林水産・環境担当評価監視官室）では、平成 17 年 12 月から、「リサイクル対策に関する政策評価（総合性確保評価）」を実施する予定である。

この政策評価は、循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）及び同法に基づく循環型社会形成推進基本計画（平成 15 年 3 月閣議決定）の下で、総合的かつ計画的に推進することとされている政策について、関係行政機関の各種施策が総体としてどのような効果を上げているかなどの総合的な観点から、一括して、全体として評価を行うものであるが、評価の客観性等を確保するためには、政策の効果等に関し、第三者の知見を活用しつつ合理的な手法により把握、分析等を行う必要がある。

この研究会は、本政策評価の客観的かつ厳格な実施を確保するため、政策の効果の発現状況の把握方法等について、リサイクル対策の分野等において専門的な知見を有する学識経験者等から意見の聴取等を行い、本政策評価に資するために開催するものである。

2 検討事項

- (1) 政策評価実施計画における調査事項、効果の発現状況の把握方法等について
- (2) 把握したデータ等の分析手法、評価の基準等について
- (3) その他

3 開催方法

農林水産・環境担当評価監視官が主催し、平成 17 年 9 月以降、一連の評価作業が終了するまでの間、必要に応じ、随時開催するものとする。

4 参集メンバー

本研究会の参集メンバーは、別紙の学識経験者等とする。

5 庶務

本研究会の庶務は、農林水産・環境担当評価監視官室が行う。

「リサイクル対策に関する政策評価」に係る研究会参集メンバー

氏 名	専門分野	所属（職名）及び主な履歴
いつぼ のりひろ 伊坪 徳 宏	環境科学 環境負荷をライフサイ クル影響評価により分 析	武蔵工業大学環境情報学部環境情報学科助教授 （独）産業技術総合研究所ライフサイクル・アセ スメント研究センターLCA 手法研究チーム長
おおつか ただし 大 塚 直	環境法 法・制度的分析	早稲田大学大学院法務研究科教授（環境法）
さきた ゆうこ 崎田 裕子	環境カウンセラー 生活者の視点から環 境問題を分析	環境省登録の環境カウンセラー ジャーナリスト NPO 法人持続可能な社会をつくる元気ネット理事長
たさき ともひろ 田崎 智 宏	環境工学 物質循環フロー分析	（独）国立環境研究所 循環型社会形成推進・廃 棄物研究センター研究員
よしだ ふみかず 吉田 文 和	環境経済学 経済学の視点からリ サイクル政策を分析	北海道大学大学院経済学研究科教授